

東大阪市一般廃棄物処理基本計画  
(素案)

令和7年12月



## 第1部 総論

第1章 計画策定の基本的事項.....	3
1 計画策定の目的.....	3
2 計画の位置付け.....	4
3 計画期間.....	6
4 東大阪市の状況.....	7

## 第2部 ごみ処理基本計画

第1章 ごみ処理の現状.....	13
1 ごみ処理量などの推移.....	13
2 ごみ処理の体系.....	15
3 ごみ質の実態.....	16
4 ごみ処理体制.....	19
5 中間処理の現状.....	21
6 最終処分の現状.....	23
7 事業費.....	24

第2章 東大阪市一般廃棄物処理基本計画（第7期）の総括.....	26
1 前計画の概要.....	26
2 前計画の目標達成状況.....	27
3 前計画における施策の実施状況.....	29
4 大阪府内の他都市との比較.....	33
5 現状を踏まえた課題の整理.....	35

第3章 将来予測.....	37
1 人口の見通し.....	37
2 排出量の将来推計.....	38

第4章 ごみ処理基本計画.....	39
1 基本理念・基本方針.....	39
2 数値目標.....	41
3 基本施策.....	43
4 計画の進行管理.....	59

## 第3部 食品ロス削減推進計画

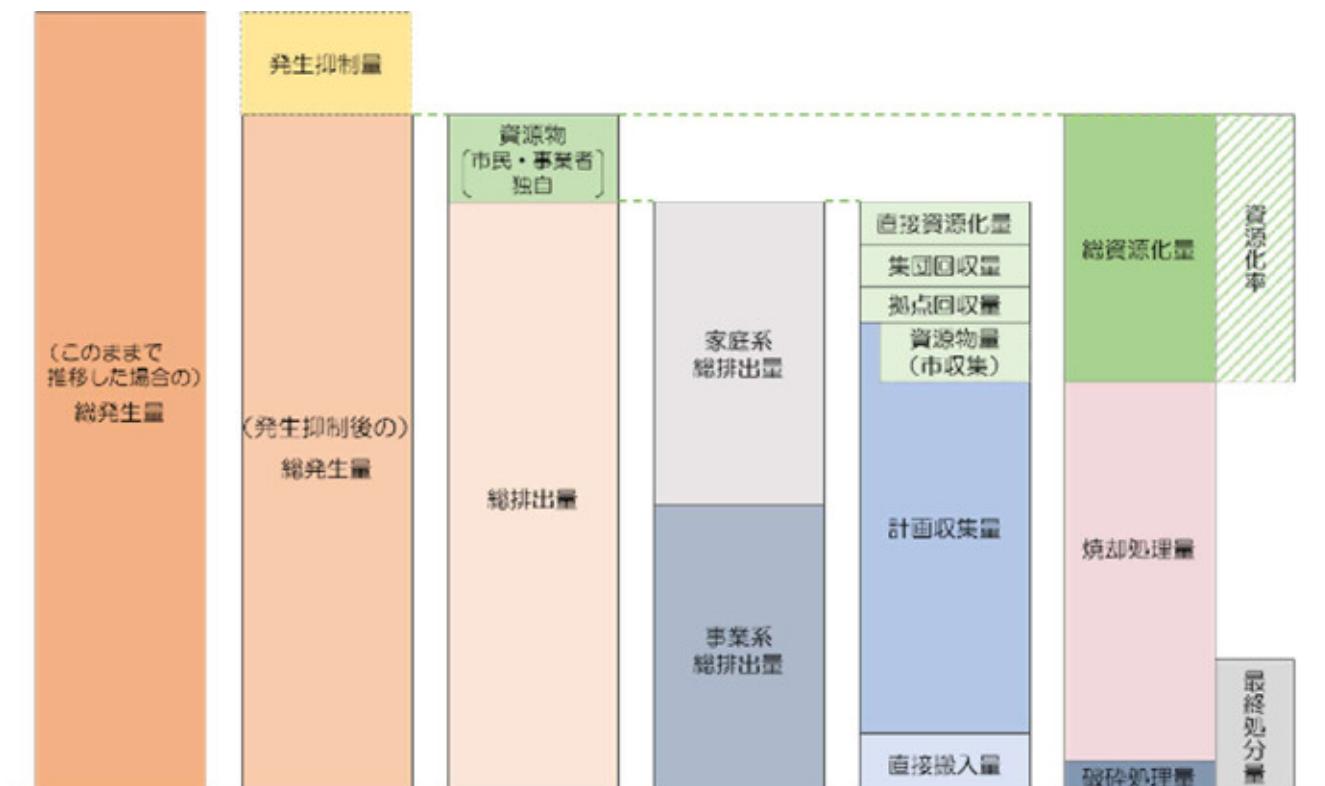
第1章 食品ロスについて	61
1 計画策定の趣旨	61
2 計画の位置付け	61
第2章 食品ロスの現状と課題	61
1 食品ロスの発生量（全国の状況）	62
2 本市における食品ロスの発生量	62
3 家庭ごみの中に含まれる食品廃棄物の内訳	63
4 市民の食品ロスに関する意識	64
第3章 基本理念・基本方針・基本目標	65
1 基本理念	65
2 基本方針	65
3 基本目標	66
第4章 目標達成に向けた取り組み	68
1 施策の体系	68
2 施策の内容	69
3 各主体の役割	72
4 計画の進捗管理	74
第4部 生活排水処理基本計画	
第1章 生活排水処理の現状と基本的課題	76
1 はじめに	76
2 東大阪市の地理的特性	76
3 生活排水処理の現状	77
4 計画策定に当たっての基本的課題	81
第2章 生活排水処理基本計画	82
1 基本方針	82
2 基本計画	82

# 第1部

## 総論

## ごみ量の定義

総発生量	「総排出量+資源物（市民・事業者独自）※」 ※ 市民、事業者独自の取り組みによる資源化量
総排出量	「計画収集量+拠点回収量+直接搬入量+集団回収量+直接資源化量（剪定枝）」 ・計画収集量は、実際にごみの収集を行っている区域の収集量 ・拠点回収量は、古紙、蛍光管、乾電池、小型家電などのうち、地域の回収拠点で回収された量 ・直接搬入量は、ごみ処理施設に直接搬入されたごみ量 ・集団回収は、自治会などが自主的に再生資源（古紙類など）を回収し、リサイクルする活動
総排出量（家庭系）	「計画収集量+拠点回収量+集団回収量」
総排出量（事業系）	「計画収集量+直接搬入量+直接資源化量（剪定枝）」 ・事業系ごみの計画収集量は、許可業者が実際にごみの収集を行っている区域の収集量
焼却処理量	「総排出量」のうち焼却処理された量（家庭ごみ（燃えるもの）、事業系ごみと大型ごみの破碎残さなど）
破碎処理量	「総排出量」のうち破碎処理された量（もえない小物（不燃の小物）、大型ごみ、事業系ごみなど）
総資源化量	「資源物量（市収集）+拠点回収量+集団回収量+直接資源化量（剪定枝）+資源物の量（市民・事業者独自）」
資源化率	ごみの総発生量に占める総資源化量の割合
最終処分量	埋め立て処分した量 「焼却処理後の残灰発生量」+「不燃残さ量」 ・不燃残さは、缶、びんの選別過程で発生する不燃物の残さ



(注) 上図はごみ量の定義を模式図化したものであるため、各量の比率は実際とは異なります

# 第1章 計画策定の基本的事項

## 1 計画策定の目的

国は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」において、一般廃棄物の処理に関する基本的な事項について定めることとしています。これに基づき、東大阪市では令和3年3月に「東大阪市一般廃棄物処理基本計画（第7期）」を策定し、その中で「環境にやさしい 持続可能な循環型都市 ひがしおおさかの実現」を基本理念としたうえで、3R（リデュース（発生抑制）・リユース（再使用）・リサイクル（再生利用））に関する取り組みを含め、各種施策に取り組んでまいりました。この間、市民・事業者の皆さまのご協力のもとごみの減量に取り組んだ結果、着実にごみの量は減少してきています。一方で、大阪府内市町村との比較ではごみの排出量が多い傾向が続いており、これまで以上に社会情勢を踏まえた取り組みを進めていくことが必要です。

一般廃棄物に関する動向としては、令和4年4月に施行された「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」における、自治体でのプラスチック使用製品の分別収集、再商品化が努力義務となったことをはじめとする資源循環体制の強化、令和6年8月に閣議決定された「第五次循環型社会形成推進基本計画」における国家戦略としての循環経済への移行、令和7年3月に閣議決定された「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」における食品ロス削減に向けた各種施策や目標の見直しなどが見られ、世界的な課題でもあるごみの減量について国を挙げた取り組みが進められています。

東大阪市ではこれらの動向を考慮したうえで、このたび、さらなる循環型社会形成の推進を目指し、次世代を担う子どもたちのためによりよい環境を保持するため「東大阪市一般廃棄物処理基本計画（第8期）」を策定しました。本計画のうち「ごみ処理基本計画」では「みんなで取り組み 次世代につなぐ 循環型都市 ひがしおおさか」を基本理念とし、市民・事業者・行政の各主体の協働をより深め、各種施策に取り組むこととしています。また、食品ロス削減を推進するため策定した「東大阪市食品ロス削減推進計画」を本計画に組み込むことにより、ごみの減量や資源化に関する取り組みを一体的に進めてまいります。

「生活排水処理基本計画」では、今後も引き続き、下水道を中心として生活排水の処理を進めるとともに、市民のみなさまのご協力を得ながら、生活排水の処理を計画的かつ適正に実施していくものです。

本計画で定めた取り組みを着実に実施し、循環型都市の実現を推進してまいりたいと考えておりますので、みなさまのご理解とご協力をよろしくお願ひいたします。

## 2 計画の位置付け

本計画は、一般廃棄物処理や循環型社会形成に関する法律や条例と整合を保ちつつ、図 1-1 に示すように、東大阪市第3次総合計画（計画期間：令和3年度～令和12年度）や東大阪市第3次環境基本計画を上位計画として、本市の今後の循環型社会形成に向け、ごみ処理行政全般にかかる取り組みや、食品ロスの削減、生活排水におけるさらなる水質保全を図るための基本方針を定めたものです。

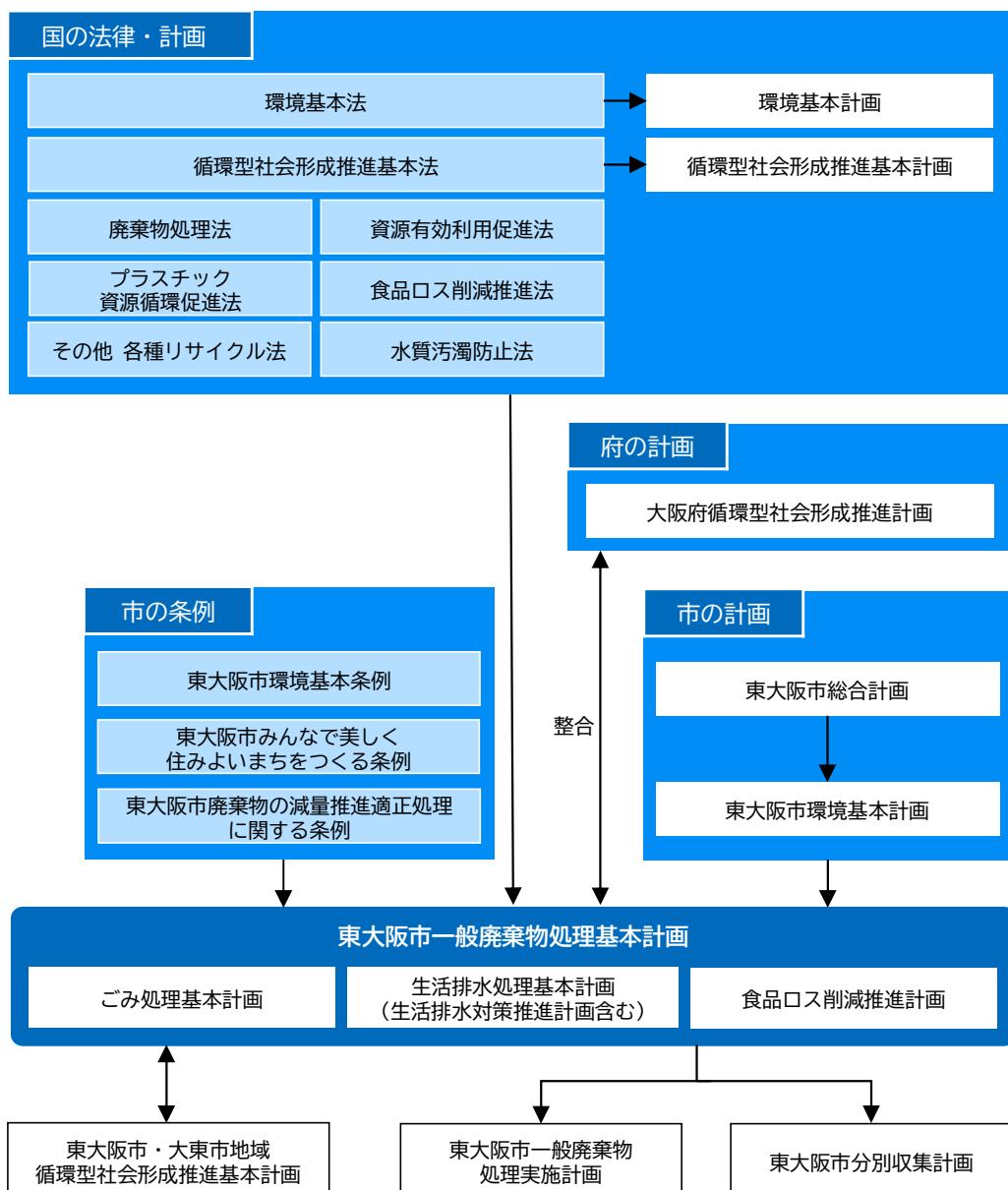
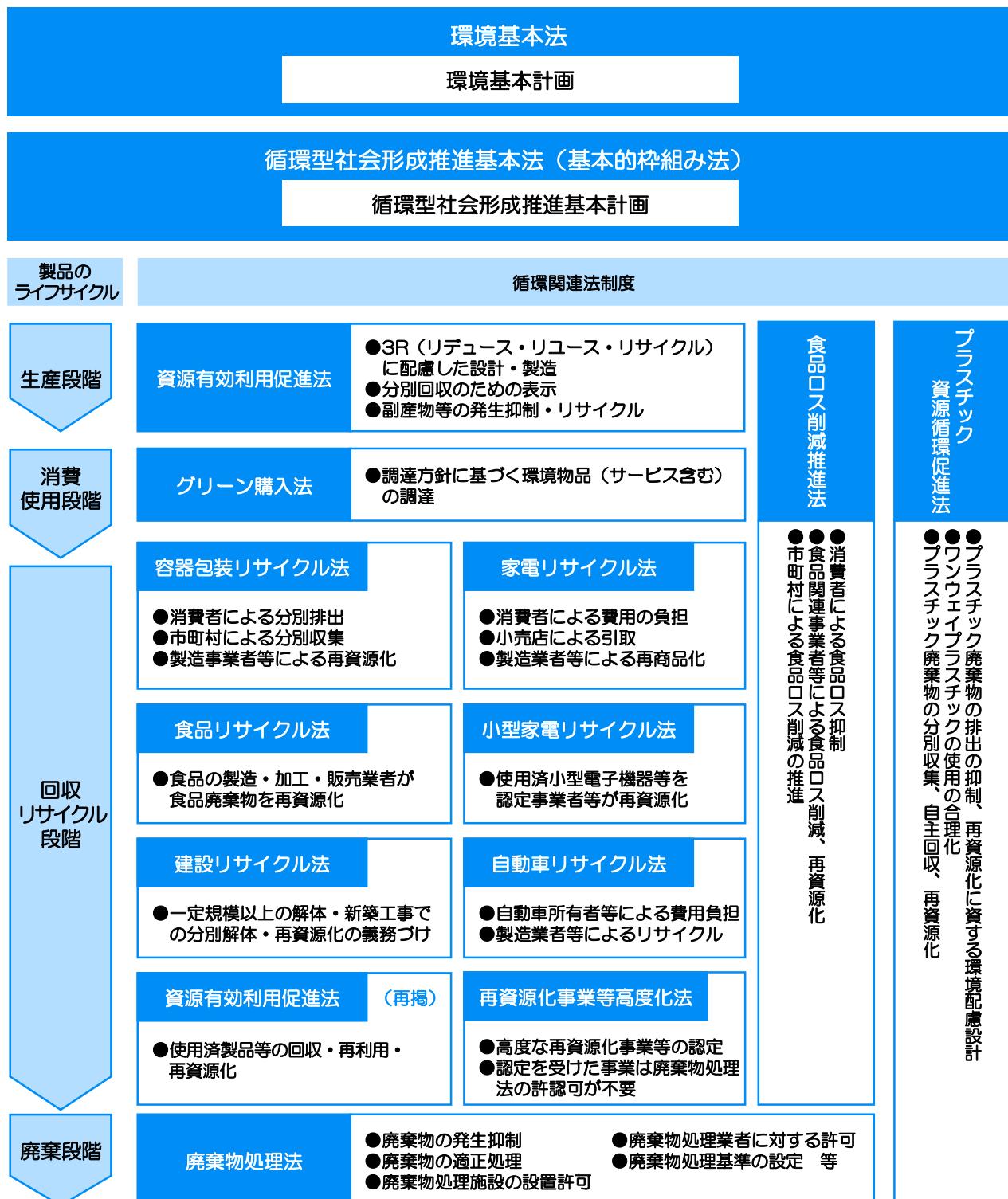


図 1-1 東大阪市一般廃棄物処理基本計画の位置付け



[経済産業省ウェブサイトをもとに作成]

図 1-2 循環型社会の形成を推進するための法体系

### 3 計画期間

環境省の『ごみ処理基本計画策定指針』では「一般廃棄物処理基本計画は、目標年次を概ね10から15年先において、概ね5年ごとに改定するほか、計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合には見直しを行うことが適切である」とされています。本市においては前計画を令和3年3月に策定し、5年が経過しました。

本計画は、令和8年度を初年度、令和17年度を最終目標年度として改定するものです。

なお、計画期間内であっても社会情勢の変化など、必要に応じて適宜計画の見直しを行います。

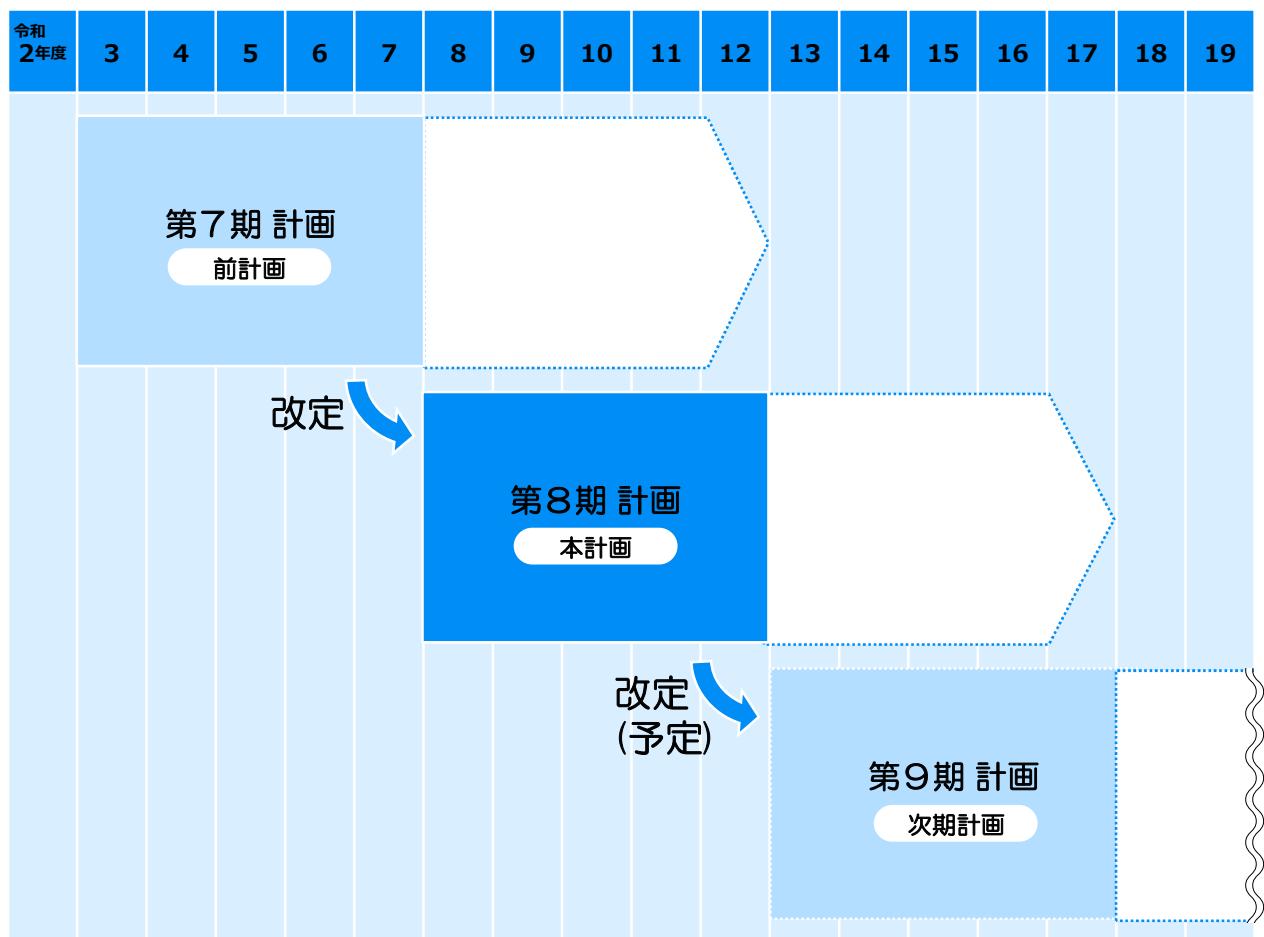


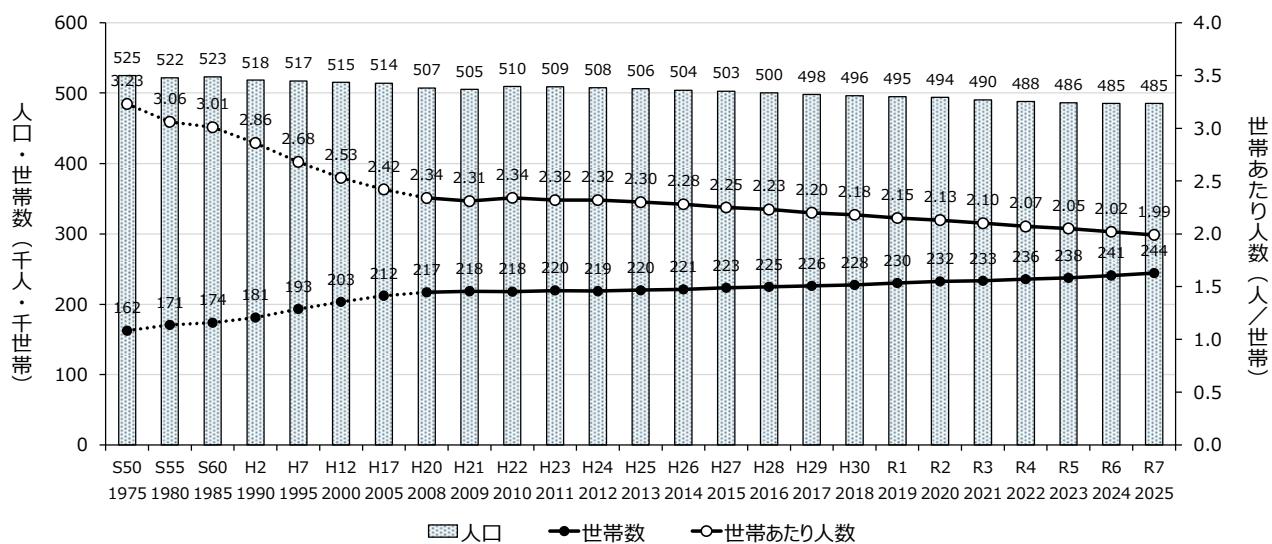
図 1-3 東大阪市一般廃棄物処理基本計画の計画期間

## 4 東大阪市の状況

### (1) 人口と世帯数の推移

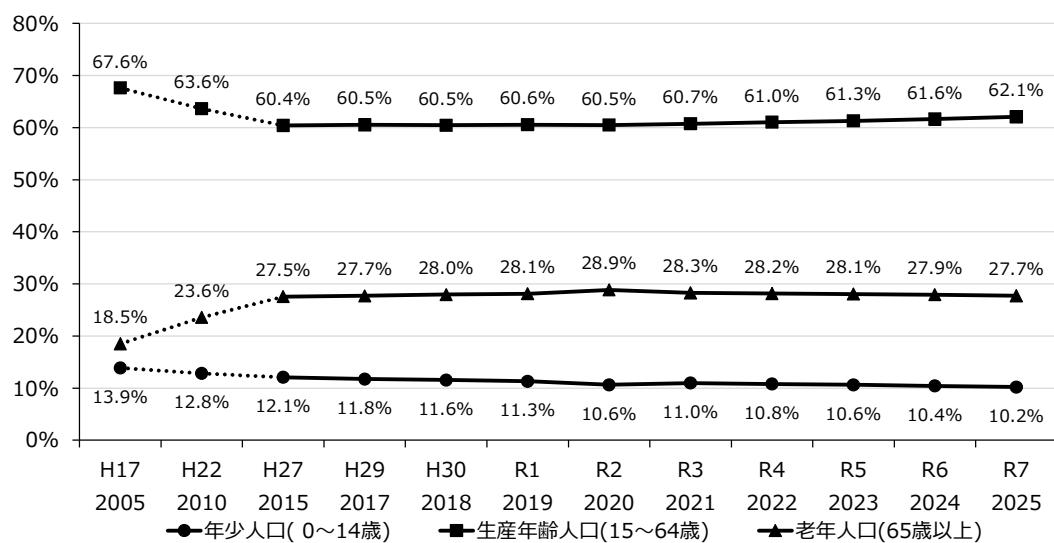
我が国の人囗は平成20(2008)年をピークに減少が進んでいますが、本市の人口は昭和50(1975)年をピークに減少傾向にあります。(図1-4)

令和7年9月1日現在の人口は約48万5千人、世帯数は約24万4千世帯となっています。また、本市の高齢化率は令和7年度で27.7%となっています。(図1-5)



[出典：～R6 東大阪市統計書 各年10月1日推計人口、R7～大阪府推計人口 9月1日現在]

図1-4 人口・世帯数の推移

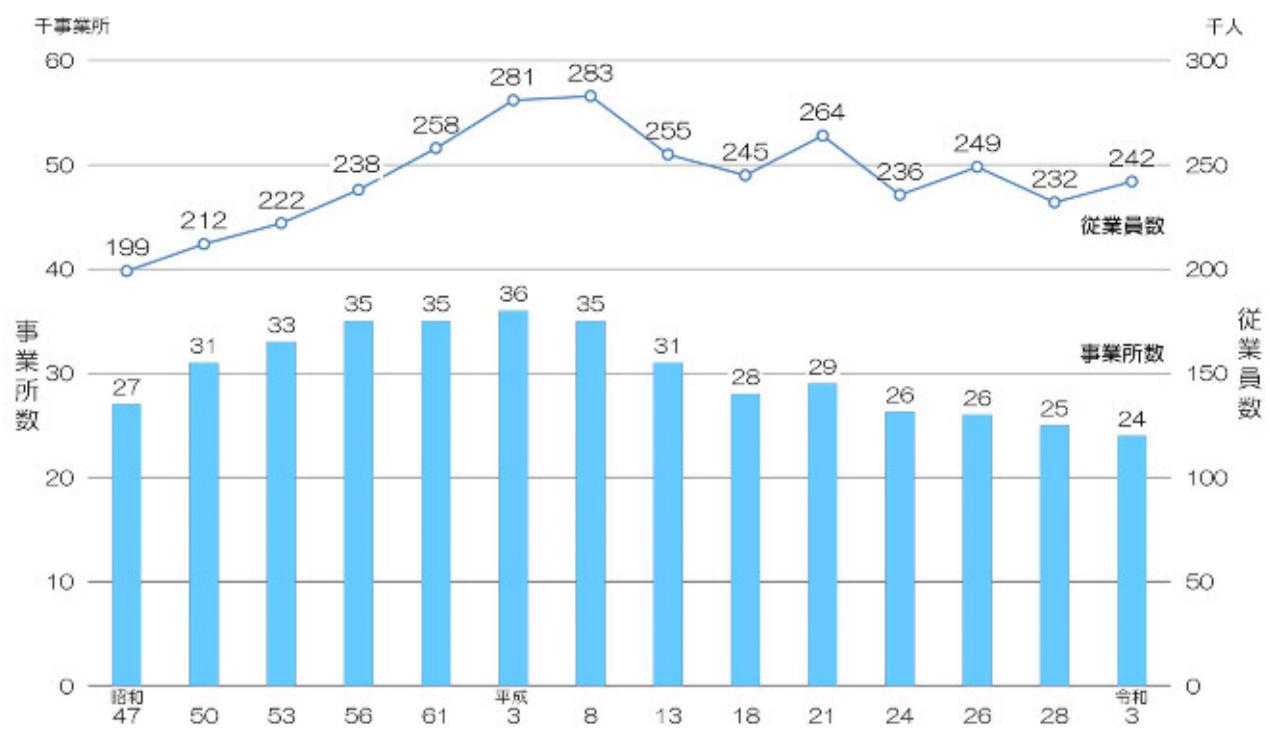


[出典：～H27 国勢調査結果、H29～大阪府毎月推計人口(補正值)、各年10月1日現在、R7は9月1日現在]

図1-5 高齢者数・高齢化率の推移

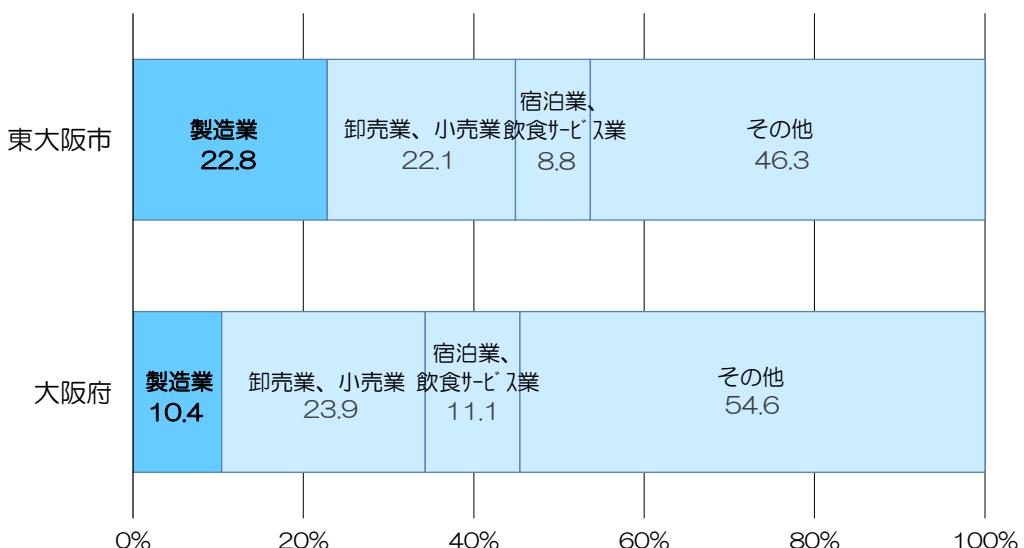
## (2) 事業所数と従業員数

本市の事業所数は、令和3年時点で約2万4千事業所（図1-6）、そのうち22.8%が製造業です。モノづくり企業の集積地として、鉄線・ボルト・ナット・作業工具などの地場産業や、金属・機械・電気部門などの製造加工業が多く立地しており、大阪府平均（10.4%）と比べても割合が高くなっています。（図1-7）



[出典 東大阪市統計書]

図1-6 事業所数と従業員数の推移



[令和3年経済センサス-活動調査をもとに作成]

図1-7 業種別の事業所数割合（東大阪市・大阪府）

### (3) 災害への対応

我が国では、近年、地震や風水害などの自然災害が頻発、また激甚化しています。本市でも、平成30年9月に襲来した台風21号により家屋の倒壊被害等が数多く発生しました。(図1-8)

東大阪市地域防災計画で今後想定している地震のうち、最も大きな影響を及ぼすとされている「生駒断層帯地震」では、市内中心部で震度7、広範囲で震度6強を想定しています。(図1-9)

表1-1 想定する災害（地震）

項目	内 容
想 定 地 震	生駒断層帯地震
地 震 の 規 模	マグニチュード7.3～7.7（最大震度7）
建 物 被 害 (全 壊 ・ 半 壊 棟 数)	99,252棟
避 難 所 生 活 者 数	97,444人

出典：「東大阪市地域防災計画」より作成



図1-8 平成30年台風21号の被害によって  
発生した災害廃棄物

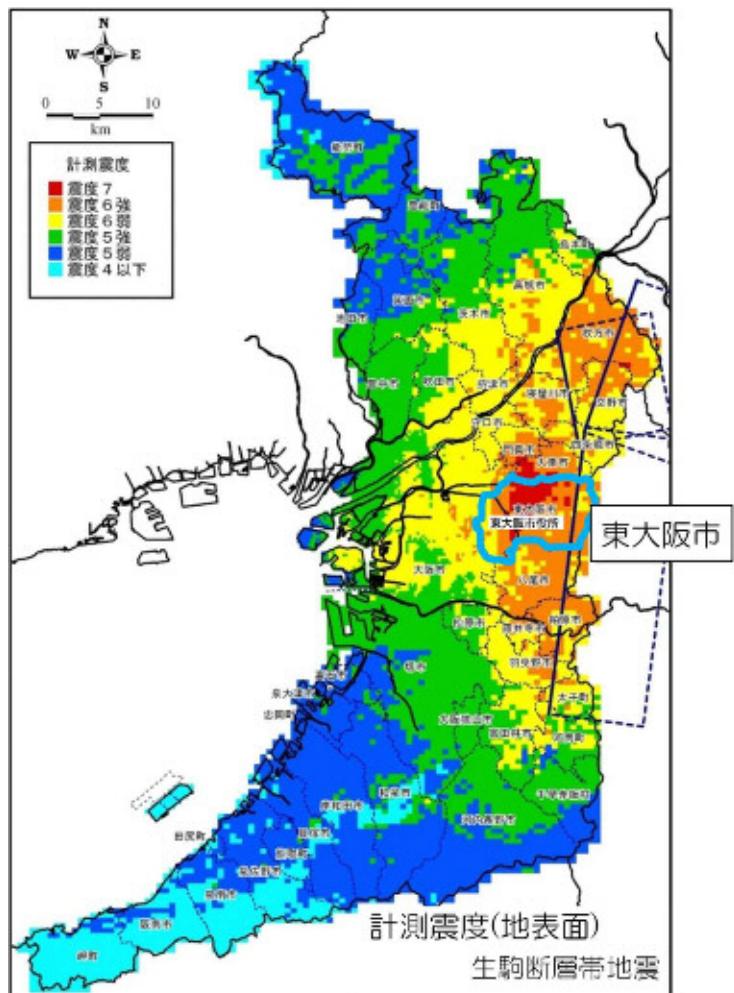


図1-9 生駒断層帯地震 震度分布図

[出典：「大阪府地震被害想定」平成19年3月、大阪府]

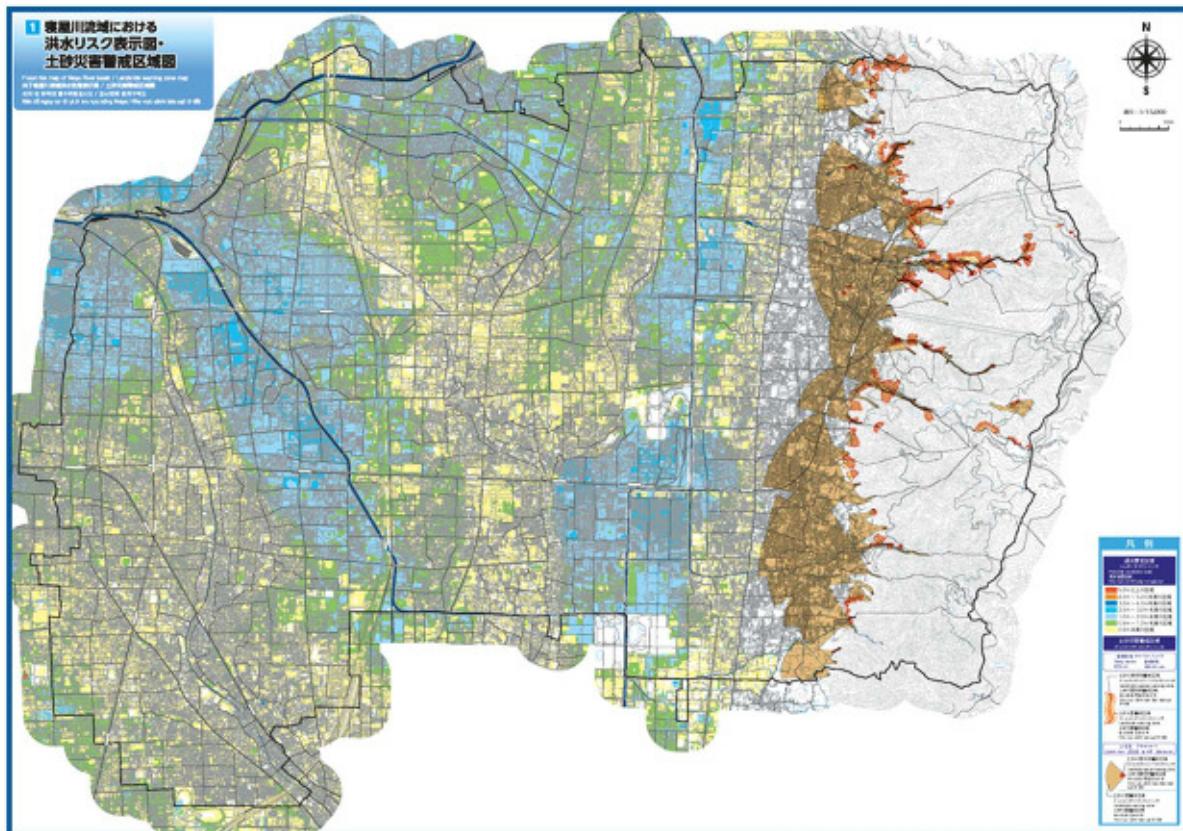
また、東大阪市地域防災計画では、対象風水害として台風と大雨を挙げており、台風は昭和36年度の第2室戸台風と同等規模を想定、大雨は1,000年に1度の確率で発生する最大規模の降雨を想定しています。

台風や豪雨の際には広い範囲で浸水の可能性があり、河川近傍では2m以上の浸水も想定していることから、大量の災害廃棄物の発生を想定しています。（図1-10・図1-11）

表1-2 想定する災害（風水害）

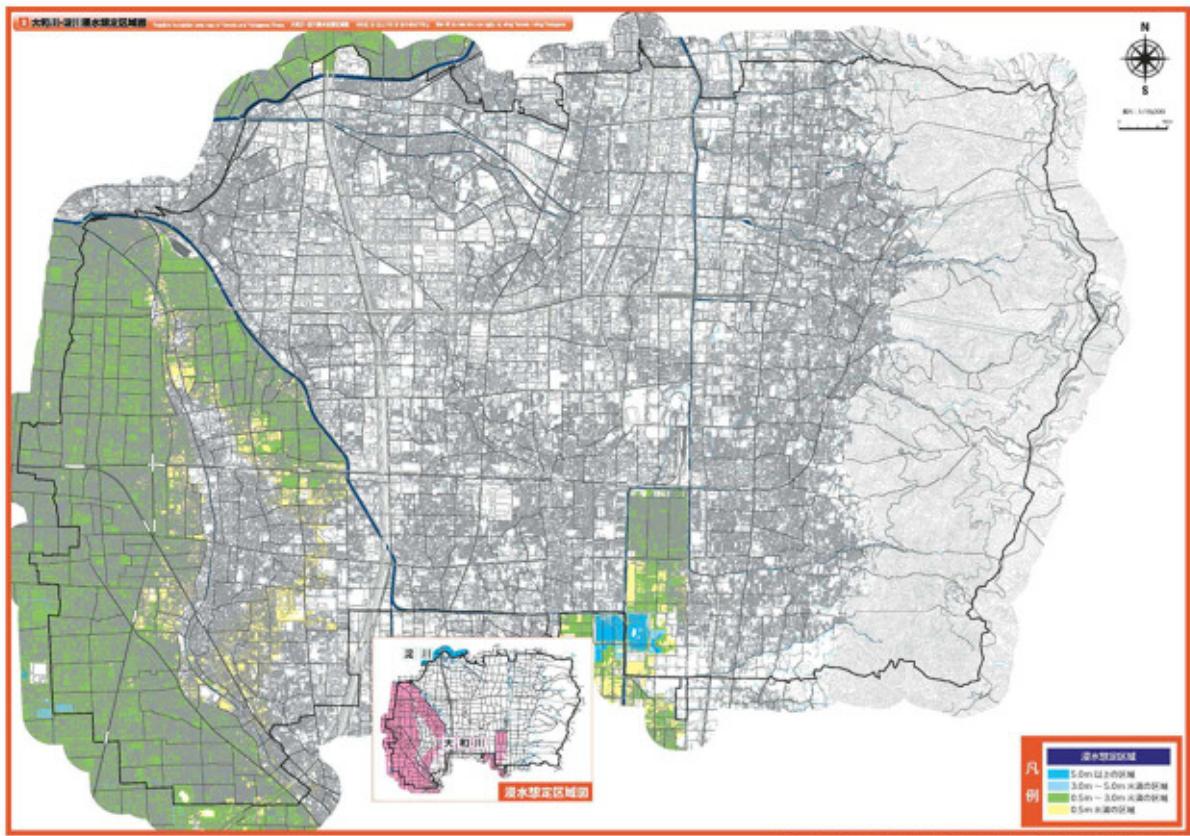
項目		内容
想定風水害	台風	本市が位置する寝屋川流域における台風被害では過去最大である第2室戸台風（昭和36年9月16日中心気圧925ヘクトパスカル、最大風速60メートル、室戸岬で最大瞬間風速84.5メートル）と同等規模の台風を想定
	大雨	平成30年度末時点での対象河川の河道や対象流域における治水施設等の整備状況等を勘案したうえで、想定される最大規模の降雨（138.1mm/hr、683mm/24hr 概ね1000年以上に一度発生する確率の降雨）の浸水予測（シミュレーション）と同等規模の降雨を想定

出典：「東大阪地域防災計画」（令和6年度修正）より



[出典：東大阪市ハザードマップ 寝屋川流域地図面]

図1-10 寝屋川流域浸水想定区域



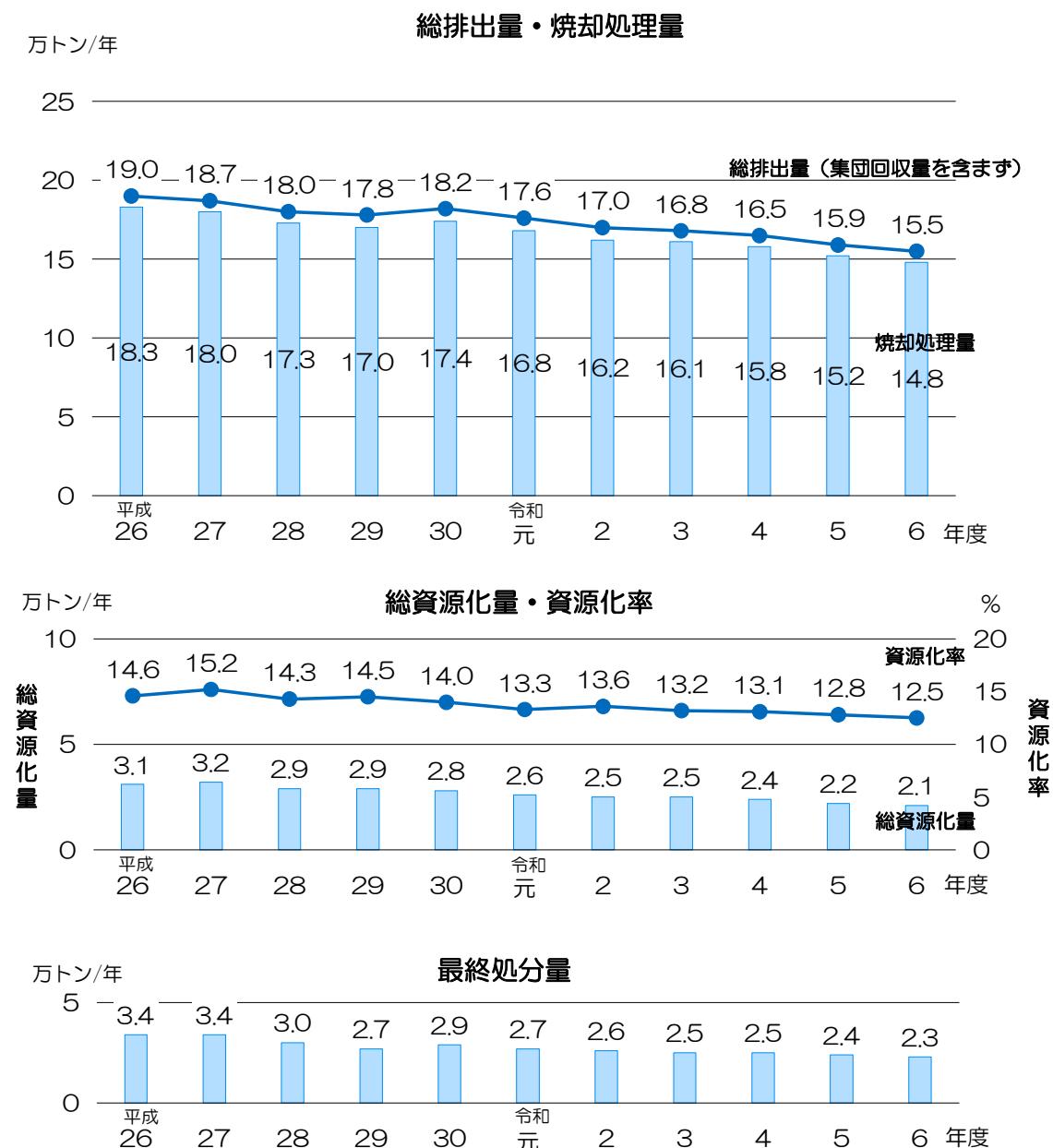
## 第2部

# ごみ処理基本計画

# 第1章 ごみ処理の現状

## 1 ごみ処理量などの推移

ごみの総排出量は令和6（2025）年度で約15.5万トンになっており、「東大阪市一般廃棄物処理基本計画（第7期）」（以下「第7期計画」という。）の基準年度である令和元年度と比較して約2.2万トン（12.6%）減少しています。同様に焼却処理量も減少傾向です。（図2-1）



[東大阪市 資料]

図2-1 総排出量・焼却処理量・総資源化量・資源化率・最終処分量の推移

家庭系ごみの総排出量は令和6（2025）年度で約8.8万トンになっており、第7期計画の基準年度である令和元年度と比較して約1万トン（10.1%）減少しています。

また、事業系ごみの総排出量は令和6（2025）年度で約6.7万トンになっており、第7期計画の基準年度である令和元年度と比較して約1万トン（13.4%）減少しています。（図2-2）

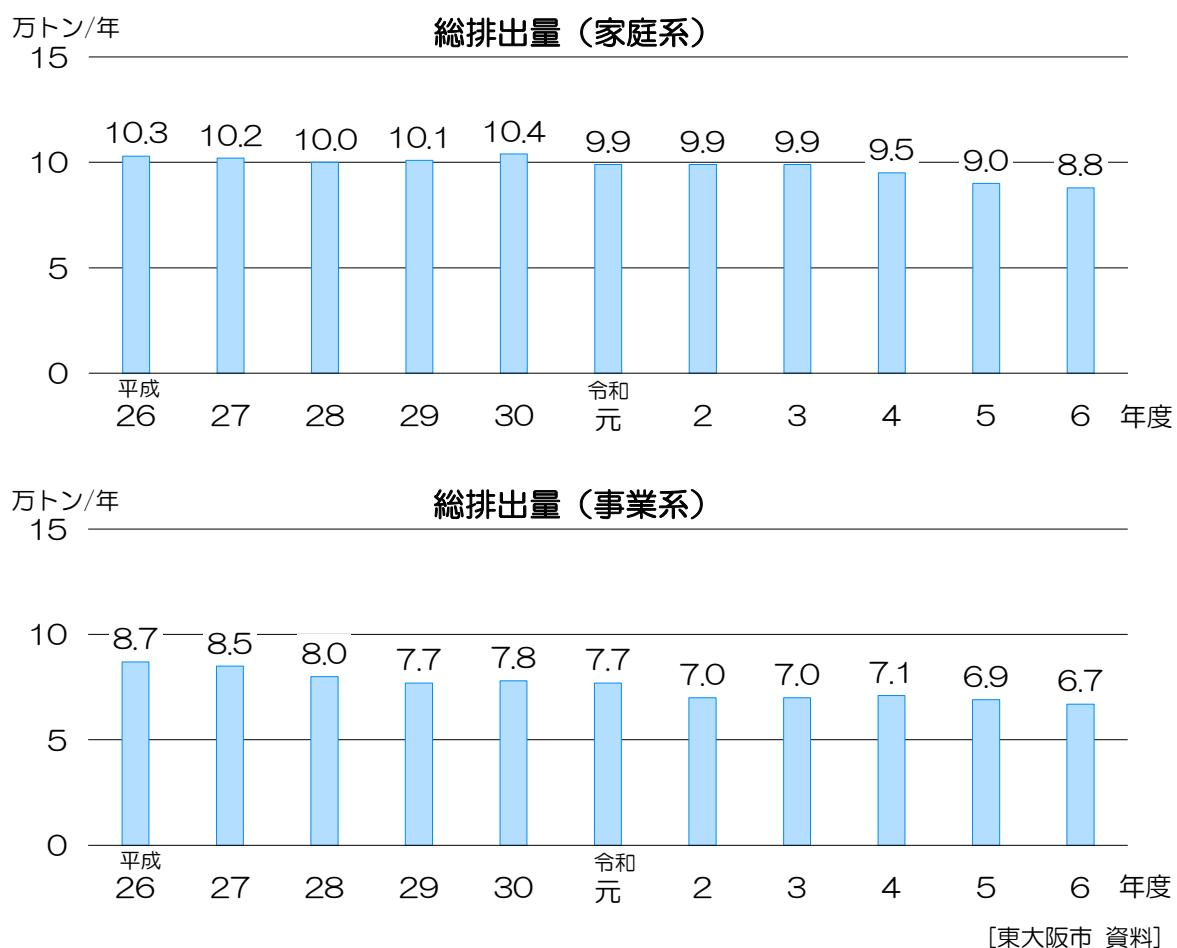


図2-2 総排出量（家庭系）・総排出量（事業系）の推移

## 2 ごみ処理の体系

本市のごみ処理体系を図 2-3 に示します。

家庭ごみ（燃えるもの）は、焼却施設で焼却されます。また、もえない小物（不燃の小物）、大型ごみは焼却もしくは破碎され、金属類などは資源化されています。あきかん・あきびんやプラスチック製容器包装、ペットボトルは選別後に資源化され、拠点回収されたものは、主に民間事業者施設にて資源化されています。事業系ごみは、直接または許可業者がごみ処理施設に搬入しており、公共施設（一部）などのごみは、市が収集・運搬しています。

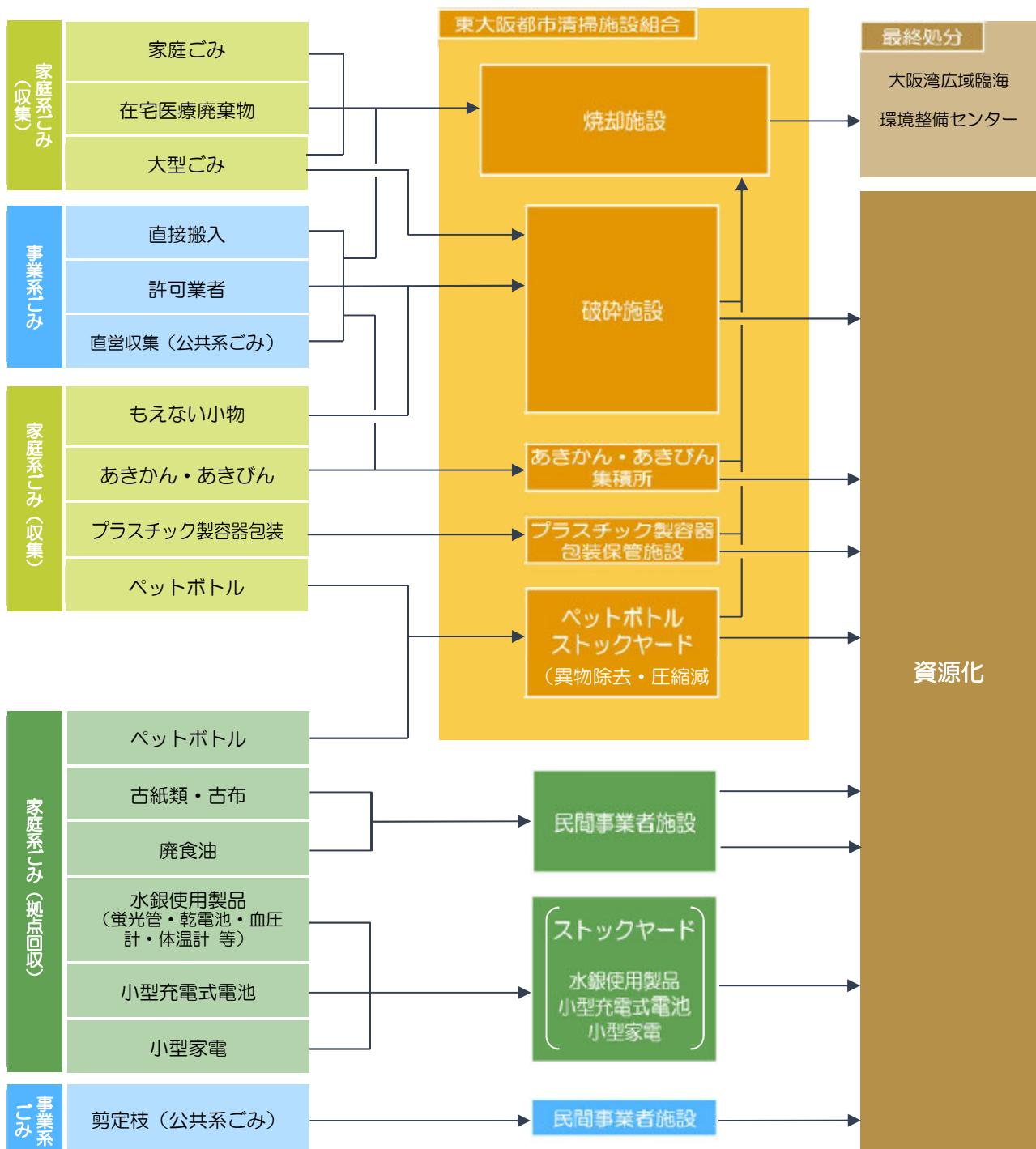


図 2-3 ごみ処理体系の現状

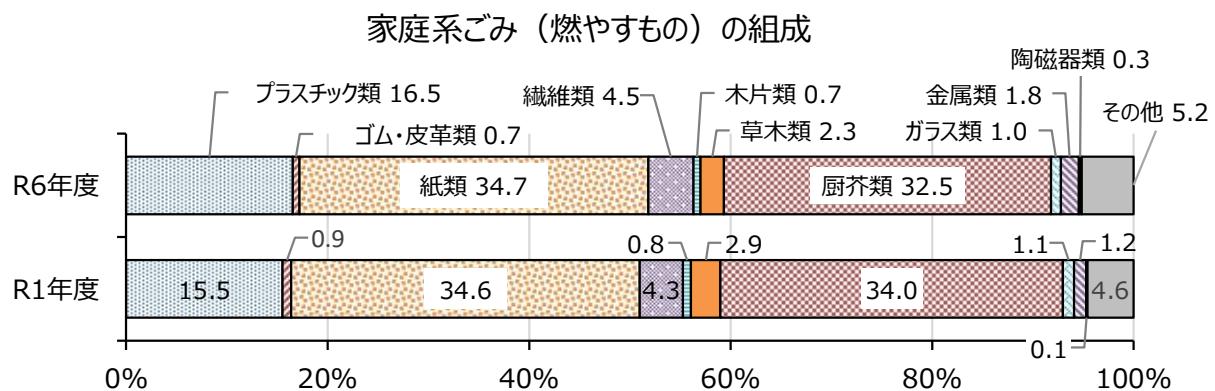
### 3 ごみ質の実態

#### (1) 家庭ごみのごみ質

令和6年9月に市内の3地区で「家庭ごみ（燃えるもの）」「プラスチック製容器包装」「もえない小物（不燃の小物）」のごみ質調査を実施しました。（図2-4）

家庭ごみのごみ質は、重量比で「紙類」が34.7%、「厨芥類（流出水分含む。以下同じ）」が32.5%、「プラスチック類」が16.5%でした。

平成元年度調査結果（9月のほぼ同じ時期に、ほぼ同じ地点で調査実施）と比較すると、令和6年度の調査結果では、厨芥類の割合が1.5%減少しました。



（注）小数点第2位で四捨五入しているため、合計が100にならない場合があります。

[出典 東大阪市一般廃棄物処理基本計画改訂に伴う基礎調査報告書]

図2-4 家庭ごみの成分別ごみ組成（重量比）

## (2) 家庭ごみ中に含まれる資源化可能なもの・食品ロスの割合

家庭ごみ中には、資源化できるものが32.5%含まれており、前回調査と比較して約1.4%減少しています。その中で、プラスチック製容器包装(11.4%)やリサイクルが可能な紙類(16.0%)は比較的大きな割合で含まれています。また、特に減量が可能なものである食品ロス(食べられるのに捨てられてしまう食品)は、16.6%含まれていました。

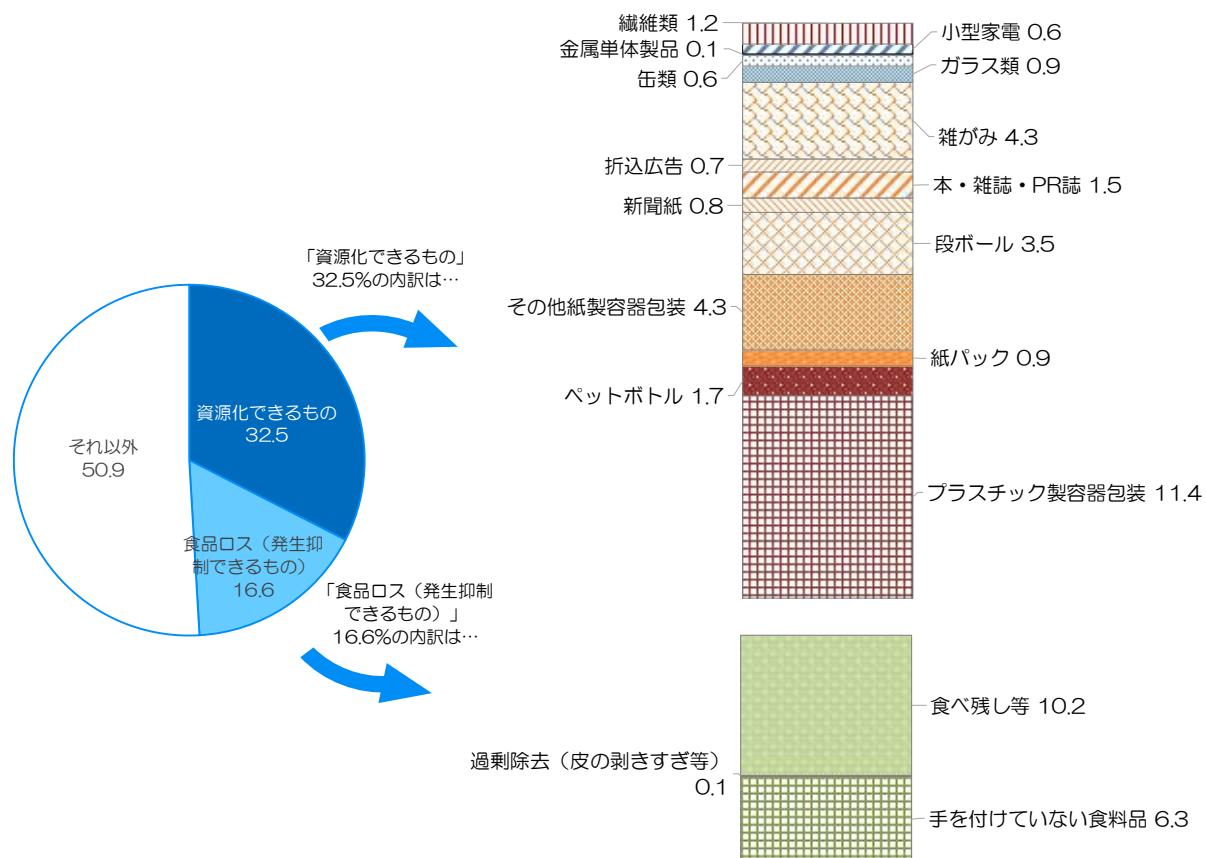


図2-5 家庭ごみ中の資源化可能物及び食品ロスの割合（重量比）

			東大阪市			
			R6 (今回)	R1 (前回)		
			%	%		
資源化可能物	プラスチック類	ペットボトル (PET収集の対象品目)	1.69	1.17		
		プラスチック製容器包装	1.25	0.92		
		★法対象物の容器類 (ボトル、白色発泡トレー)	0.11	0.07		
		袋、シート等包装類	3.50	3.55		
		緩衝材、その他	6.27	6.61		
		計	0.31	0.37		
		小計	11.43	11.52		
		紙類	13.13	12.69		
		★リサイクル可能なみ	紙パック (飲料水、アルミコーティングなし)	0.90	1.01	
		★リサイクル可能なみ	段ボール	3.51	1.64	
		★リサイクル可能なみ	その他紙製容器包装 (法律対象物のみ)	4.27	4.79	
		★リサイクル可能なみ	新聞紙 (そのまま排出)	0.81	1.81	
		★リサイクル可能なみ	本・雑誌・PR誌	1.48	1.94	
		★リサイクル可能なみ	折込広告	0.73	2.20	
		★リサイクル可能なみ	雑紙	4.33	4.59	
		小計	16.02	17.98		
	ガラス類	リターナブルびん				
		ワンウェイびん	0.92	0.90		
	小計		0.92	0.90		
	金属類	缶類	飲料水のアルミ缶	0.37	0.15	
			飲料水のスチール缶	0.11	0.04	
			缶詰、缶箱	0.12	0.12	
		計	0.61	0.31		
		簡易ガスボンベ・スプレー缶	0.03	0.03		
		金属単体製品	0.05	0.07		
		小型家電	0.55	0.12		
		小計	1.24	0.53		
		繊維類 (衣類)	1.18	1.74		
		小計	32.48	33.84		
食品ロス	手を付けていない食料品 (半分以上原形残存食料品)		6.28	5.88		
	過剰除去		0.08	-		
	一般厨芥 (食べ残し, 分類不能, 流失水分を含む)		10.21	11.91		
食品ロスの合計			16.57	17.79		
資源化可能物・食品ロスの総合計			49.05	51.63		

(注) 四捨五入のため、合計は必ずしも一致しない。

[出典 東大阪市一般廃棄物処理基本計画改訂に伴う基礎調査報告書]

表 2-1 家庭ごみ中の資源化可能物及び食品ロスの割合 (重量比)

## 4 ごみ処理体制

### (1) 分別区分及び収集方法

本市では、ごみと資源物を以下の区分で収集し、処理をしています。なお、事業活動に伴って排出されるごみについては、許可業者が収集・運搬し、その処理は本市あるいは民間の処理施設で行っています。なお、公共施設（一部）などのごみは市が収集・運搬しています。

表 2-2 分別区分・収集方法

分別・収集区分		収集回数	収集場所	収集主体
家庭系	家庭ごみ（燃えるもの）*	週2回	決められた場所	委託業者 直営(東部環境事業所)
	あきかん・あきびん*	月2回		
	もえない小物* (不燃の小物)	月2回		
	プラスチック製容器包装*	週1回	資源ステーション	直営(中部環境事業所)
	ペットボトル*	月2回	資源ステーション 回収拠点	
	大型ごみ*	随時	決められた場所	直営(西部環境事業所)
	水銀使用製品 (蛍光管・乾電池・血压計・体温計など)	一	回収拠点	直営(北部環境事業所)
	小型充電式電池			
	小型家電			
事業系	古紙類			
	直接搬入	随時	—	自己搬入
	在宅医療廃棄物*	月1回 程度	戸別収集	直営(北部環境事業所)
	一般ごみ	契約による	契約時に決められた場所	許可業者
事業系	直接搬入	随時	—	自己搬入
	公共施設(一部)などのごみ	施設による	—	直営(北部環境事業所)
	剪定枝	随時	公共施設などから排出される臨時ごみが対象	

\*ふれあい収集対象

自 主 回 收 他	古紙類・古布（古着） アルミ缶 リターナブルびん	集団回収（自治会や子ども会、マンション管理組合などが資源物を回収する活動）実施団体により異なる	
	家庭用廃食油	随時	回収スポット
	家庭用パソコン・小型家電 宅配便回収	随時	自宅（宅配便業者が集配）

## (2) 収集車両・収集職員

本市のごみ収集は4つの環境事業所を拠点とし、収集車両79台、収集職員144人（大型マンションを除く家庭ごみは委託：収集車両69台、収集職員207人）で実施しています。

一方、事業系ごみの収集を担う許可業者は、許可業者25社が170台の車両で、市内事業所のごみ収集を行っています。

なお、本市の一般廃棄物排出量の推移から、既存許可業者の収集・運搬能力で適正な収集・運搬が可能となっています。

表2-3 収集車両・収集職員の現状（令和7年4月現在）

収集車両						収集職員数
2トン パッカー	3.5トン パッカー	2トン ダンプ	1トン ダンプ	軽 トラック	合計	
43	16	11	2	7	79	144

[東大阪市 資料]

表2-4 許可業者数（令和7年4月現在）

許可業者数	許可車両数
25	171

[東大阪市 資料]

## (3) ごみ処理手数料

ごみ処理手数料は次のとおりです。

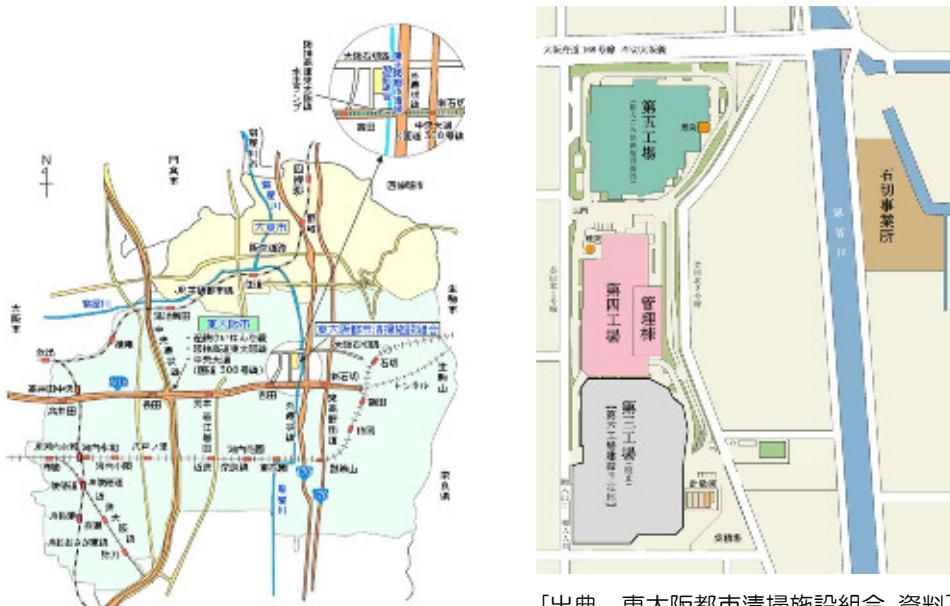
表2-5 ごみ処理手数料

種類	取扱区分	手数料
ごみ	事業系一般廃棄物であるごみを収集し、運搬し、及び処分するとき	100kgにつき 1,350円
	ごみ処理施設に自己で搬入する場合	10kgにつき90円
小動物 の死体	小動物の死体を収集し、運搬し、及び処分するとき	1体につき 2,000円
	ごみ処理施設に自己で搬入する場合	1体につき 1,000円

## 5 中間処理の現状

本市の焼却処理は大東市と共に設立した一部事務組合である東大阪都市清掃施設組合の焼却工場（東大阪市水走4丁目）で実施しています。

昭和56年3月に竣工した第四工場は築後40年が経過し、これまで施設の計画的な整備や適正な維持管理などに努めてきました。しかし、老朽化に伴い、建て替えが必要となったため現在、第三工場（廃止）跡地に新清掃工場（第六工場）を建設中です。（図2-6）



[出典 東大阪都市清掃施設組合 資料]

図2-6 東大阪都市清掃施設組合の位置と場内図

表2-6 処理施設の設備状況（1）

	第四工場	第五工場
処理能力	300トン／日×2基	200トン／日×2基
竣工	昭和56年3月	平成29年3月
形式	全連続ストー式	全連続ストー式
設計発熱量	4.20～10.50MJ/kg	7.98～13.44MJ/kg
炉内温度	800～900°C	850°C以上
排ガス対策	乾式有害ガス除去方式、 ろ過式集じん器、 炉内尿素噴霧	乾式有害ガス除去方式、 ろ過式集じん器、 触媒脱硝方式
飛灰処理方式	薬剤処理	薬剤処理
排水処理	無機排水 凝集沈殿+ろ過→活性炭吸着→下水放流	無機排水 凝集沈殿+ろ過→再生利用、下水放流

[出典 東大阪都市清掃施設組合 ごみ処理施設概要]

表 2-7 汎用施設の設備状況（2）

粗大ごみ処理施設	
処理能力	50 トン／5h
竣工	平成 29 年 3 月
形式	破碎選別方式
設備	【破碎設備】切断機、低速回転式破碎機、高速回転式破碎機 【選別設備】磁選機、アルミ選別機、粒度選別機

ペットボトル減容施設	
設備	集積場、ホッパー、破除袋機、手選別コンベヤー、減容機、ベール置場
減容機	能力 4.9 トン／5h × 1 基
竣工	平成 23 年 3 月

その他プラスチック受入設備	
用途	その他プラスチックの一時堆積
建築面積	896.52 m <sup>2</sup>
竣工	平成 22 年 3 月

[出典 東大阪都市清掃施設組合 ごみ処理施設概要]

表 2-8 焼却処理量・残灰発生量・総発電量（令和5年度）

		焼却処理量 (t)	灰量 (t)	残灰発生 率 (%)	総発電量 (kWh)
焼却施設	第四工場	63,744	9,782	15.3	6,285,200
	第五工場	119,056	18,448	15.5	83,830,519
計		182,800 (148,151)	28,231 (22,561)	15.4	90,115,719

※1 残灰発生量は焼却灰中の金属を含まない、大阪湾広域臨海環境整備センター排出量です。

※2 第四工場、第五工場の量は按分値です。なお、大東市処理分を含みます。（ ）内は東大阪市の処理量です。

[出典 東大阪都市清掃施設組合 資料 一般廃棄物処理実態調査結果]

表 2-9 破碎処理量・破碎残さ・破碎後金属（令和5年度）

		破碎処理量 (t)	破碎残さ (t)	破碎後金属 (t)
破碎施設 (置を含む)		6,056 (4,719)	5,022 (3,916)	1,033 (803)

（注）大東市処理分を含みます。（ ）内は東大阪市の処理量です。

[出典 東大阪都市清掃施設組合 資料]

## 6 最終処分の現状

大阪湾広域臨海環境整備センターは、広域臨海環境整備センター法に基づき、近畿2府4県のうち169市町村（令和7年10月現在）の廃棄物の受け入れ対象となっています。平成2年に尼崎沖処分場が受け入れを開始し、泉大津沖、神戸沖、大阪沖が順次受け入れを開始しました。

本市の残灰及び不燃残さは、堺基地で運搬船に積み替えられ、大阪沖埋め立て処分場で埋め立て処理されています。

令和14年度までは、現在設置されている埋め立て処分場での最終処分の受け入れが決定しています。それ以降については、現在、工事の準備が進められていますが、廃棄物の受け入れに限りがある埋め立て処分場をできる限り長く利用できるよう、最終処分量の減量が必要です。



▲大阪沖埋め立て処分場

表2-10 大阪湾広域臨海環境整備センターの概要

施設概要	大阪湾広域臨海環境整備センターによる大阪湾フェニックス計画により、9箇所の搬入基地から大阪湾内4箇所に設置された海面埋め立てによる埋め立て処分場へ輸送船により廃棄物を運搬しています
埋め立て処分場	尼崎沖（113ha/1,600万m <sup>3</sup> ）・泉大津沖（203ha/3,100万m <sup>3</sup> ） 神戸沖（88ha/1,500万m <sup>3</sup> ）・大阪沖（95ha/1,500万m <sup>3</sup> ）の4箇所
搬入基地	尼崎基地・播磨基地・神戸基地・姫路基地・大阪基地・堺基地 泉大津基地・和歌山基地・津名基地の9箇所
受け入れ対象区域	近畿2府4県169市町村

[出典 大阪湾広域臨海環境整備センター 資料]

表2-11 最終処分量（令和元年度～令和6年度）

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
最終処分量※ (トン)	27,233 (117)	26,186 (182)	25,153 (242)	24,829 (83)	23,609 (133)	22,561 (122)

※最終処分量は、残灰及び不燃残さの合計です。（ ）内は不燃残さ（資源物選別後に発生した残さ）の量です。

[東大阪市 資料]

## 7 事業費

本市のごみ処理関係経費は令和6年度で約57億円（一部事務組合分担金を含む）です。（図2-7）なお、ごみ1トンあたりのごみ処理費用は55,078円、市民1人あたりのごみ処理経費は12,012円となっています。（図2-8）

表2-12 ごみ処理関係経費の推移（平成元年度～令和6年度）

項目 年度		ごみ処理 経費総額 (千円)	1トン あたり(円)	市民1人 あたり(円)
令和元年度	収集	3,166,224	31,746	6,401
	処分	2,192,178	12,490	4,432
	計	5,358,402	44,235	10,833
令和2年度	収集	3,127,027	33,527	6,349
	処分	2,469,095	14,559	5,014
	計	5,596,122	48,086	11,363
令和3年度	収集	3,073,451	33,218	6,289
	処分	2,508,369	14,924	5,133
	計	5,581,820	48,142	11,421
令和4年度	収集	3,070,973	34,566	6,293
	処分	2,352,200	14,242	4,820
	計	5,423,173	48,809	11,113
令和5年度	収集	3,133,644	37,159	6,444
	処分	2,097,455	13,193	4,313
	計	5,231,099	50,352	10,758
令和6年度	収集	3,197,461	38,631	6,687
	処分	2,546,246	16,447	5,325
	計	5,743,706	55,078	12,012

（注）住民基本台帳上の登録人口を基に積算。

（注）四捨五入のため、合計は必ずしも一致しない。

[東大阪市 資料]

収集：塵芥処理費+清掃総務費-負担金（概算）で算出

処分：市負担分+許可業者負担分

〔 市負担分は、精算後の負担金  
許可業者負担分は、東大阪都市清掃施設組合の決算書から抽出 〕

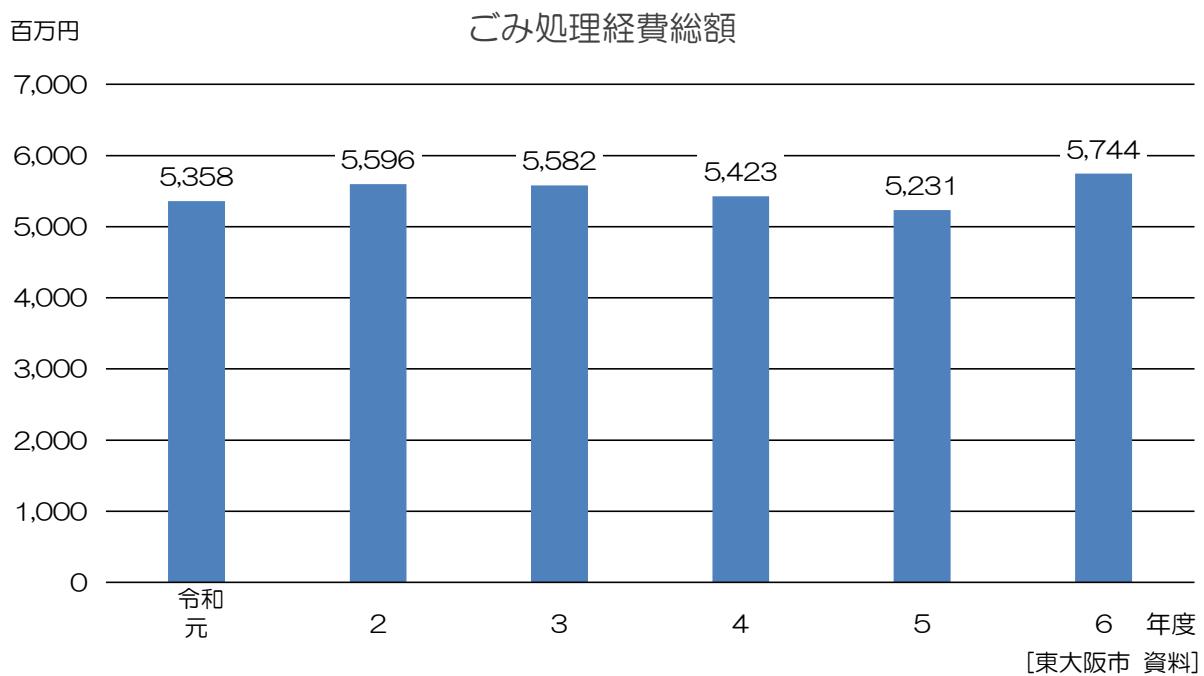


図 2-7 ごみ処理経費の推移（総額）（令和元年度～令和6年度）

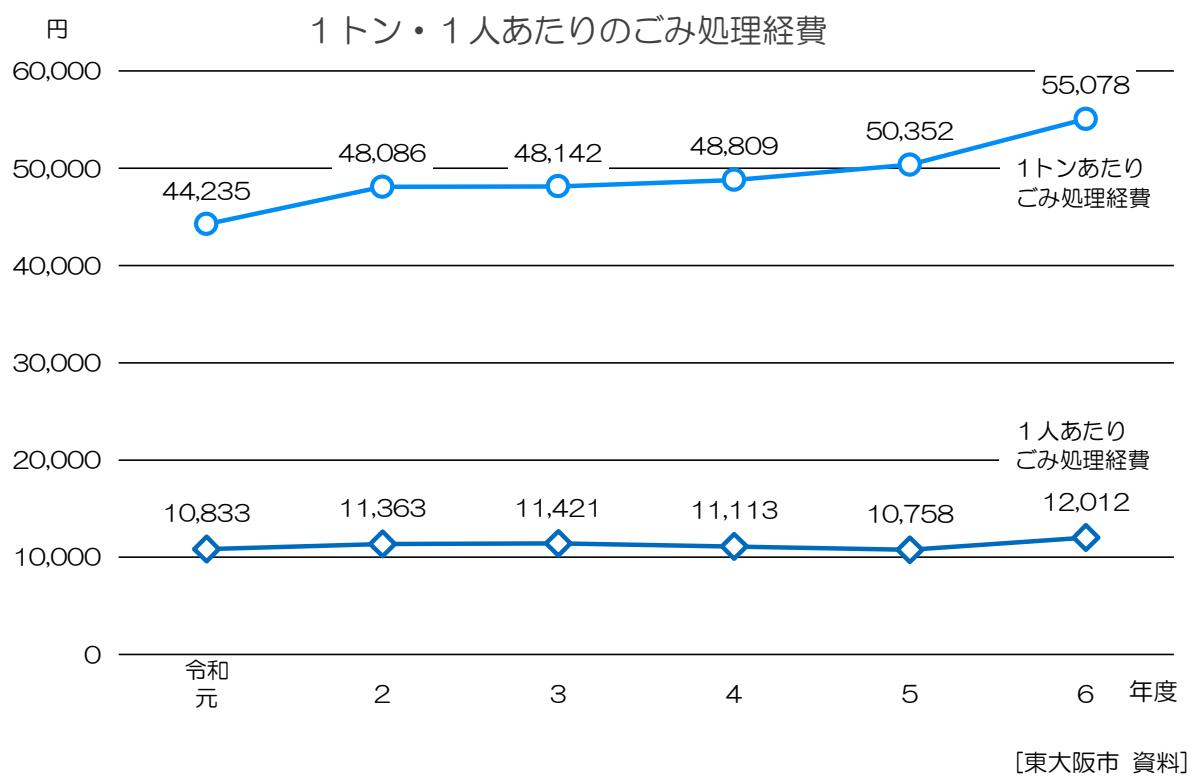


図 2-8 ごみ処理経費の推移（1トンあたり・市民1人あたり）（令和元年度～令和6年度）

## 第2章 東大阪市一般廃棄物処理基本計画（第7期）の総括

### 1 前計画の概要

前計画では、『「環境にやさしい 持続可能な循環型都市 ひがしおおさか」の実現』を基本理念に、3つの基本方向として「基本方向Ⅰ. もったいない意識の浸透による、ごみの発生抑制と再使用の推進」、「基本方向Ⅱ. 分別・リサイクルの推進」、「基本方向Ⅲ. 環境に配慮した適正処理の推進」を掲げました。

また、取り組み評価のための数値目標では基本目標、個別目標として指標を各3点設定し、上述の3つの基本方向のもと、基本施策を設定し、取り組みを進めてきました。

とりわけ、比較的大きな減量効果が見込まれる取り組みを5つの重点プロジェクトとして設定し、取り組みを進めてきました。

本計画では、前計画を総括し、人口とごみ発生量の将来推計を行った上で、ごみ処理の基本目標や数値目標を設定し、目標達成に向けた取り組みを示したうえで市民・事業者のみなさまとともに積極的に推進してまいります。

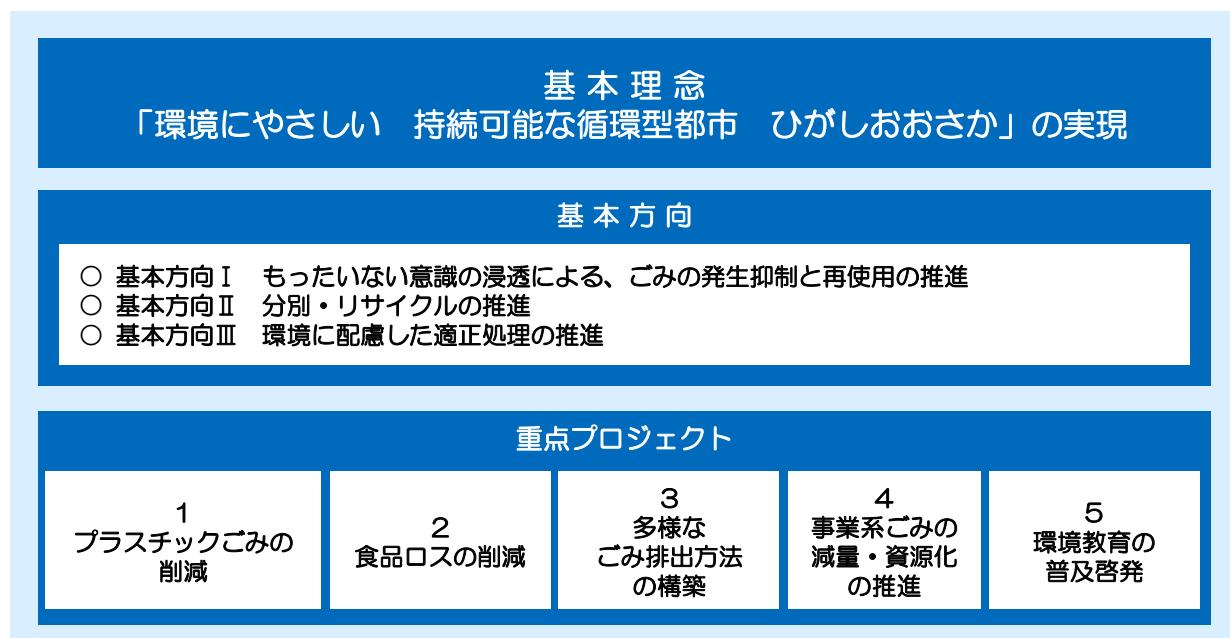


図 2-9 前計画の概要

## 2 前計画の目標達成状況

市民・事業者のみなさまが高い環境意識を持ち、ごみの減量に取り組んだ結果、家庭系ごみ、事業系ごみともに、ごみ量が減少しました。

焼却処理量、事業系ごみの総排出量及び食品ロス発生量は令和6年度の実績値で既に令和7年度の中間目標を達成しており、最終処分量及び家庭系ごみ1人1日あたりの排出量は令和12年度の最終目標も達成しています。

一方、資源化率については、集団回収<sup>※1</sup>量の落ち込みが大きく、あきかん・あきびん、プラスチック製容器包装、ペットボトル等の市による資源物収集をあわせた総資源化量が減少し、未達成となっています。

※1 集団回収とは、自治会や子ども会、マンション管理組合などが再生資源（古紙類など）を回収し、リサイクルする活動です。

表 2-13 前計画の目標達成状況

目標区分	目標指標	単位	基準年度 令和元年度 (2019年度)	令和6年度(2024年度)			中間目標 令和7年度 (2025年度)	最終目標 令和12年度 (2030年度)
				計画値	実績値	進捗		
基本目標	焼却処理量	万t/年	16.8	15.6	14.8	○	15.4	14.1
	資源化率	%	13.3	17.0	12.6	×	18.0	21.7
	最終処分量	万t/年	2.7	2.5	2.3	○	2.5	2.3
個別目標	家庭系ごみ1人1日あたりの排出量	g/人・日	545	534	499	○	525	501
	事業系ごみの総排出量	万t/年	7.7	7.0	6.7	○	6.9	6.5
	食品ロス発生量	万t/年	3.0	2.7	2.4	○	2.6	2.2

注1) 令和6年度の計画値は、令和元年度と令和7年度を結ぶ直線上の値。

注2) 1人1日あたり排出量における人口については、推計人口を基に積算。

注3) 進捗>○:最終目標を達成、○:R6計画値及び中間目標を達成、×:基準年度を下回る

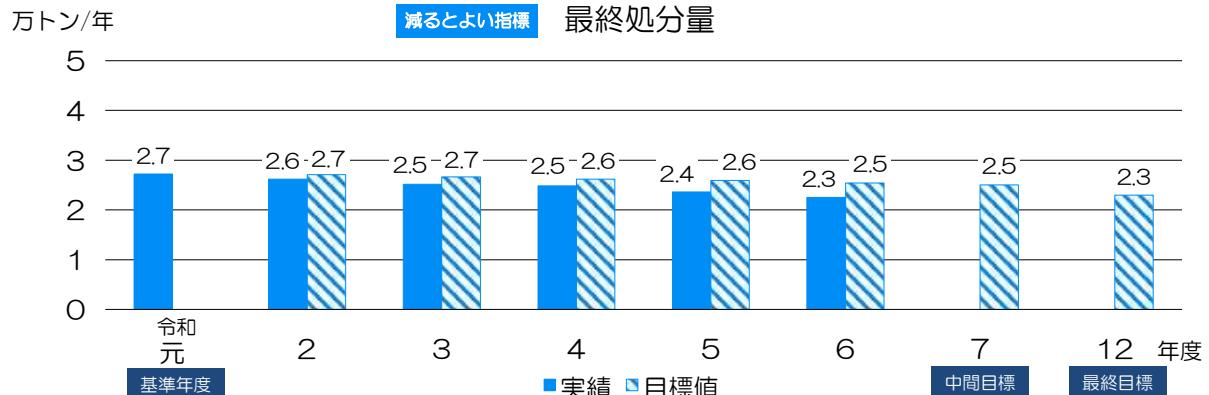


図 2-10 前計画の基本目標達成状況 [東大阪市 資料]

### 3 前計画における施策の実施状況

#### 基本方向Ⅰ. もったいない意識の浸透による、ごみの発生抑制と再使用の推進

##### 施策1. 環境にやさしい生活の定着

前計画では、「環境教育の普及啓発」を重点プロジェクトに掲げました。幅広い年齢層の市民が環境問題に興味を持てるよう、環境教育のメニューを拡大し啓発を進めたほか、比較的関心の低い若年世代を意識した分別方法や処分方法の周知に努めました。また民間事業者と連携し、市民生活により近い場所での啓発を行うことで、日常におけるごみの減量行動の定着をめざしました。

###### ① 環境教育・環境学習の充実

- ・環境教育出前講座の実施（R3～R6開催数304回、参加者19,841人）
- ・環境教育出前講座のメニュー拡充（R3:13、R4:18、R5:21、R6:21、R7:22）
- ・環境啓発イベント「ECO 東大阪」の開催（R4～R6参加者14,171人）
- ・ECO ポスター・コンクールの実施（R3～R6：84学校、2,510作品）
- ・東大阪市豊かな環境創造基金を活用した環境活動団体補助の実施  
補助件数 R3：5団体、R4：7団体、R5：7団体、R6：5団体

###### ② ごみに関する情報提供の充実

- ・市政だよりへの掲載（ごみ減量目標、食品ロス削減等）
- ・市広報番組「虹色ねっとわーく」での啓発（ごみの減量、食品ロス削減等）
- ・その他啓発方法の活用  
(市ウェブサイト、SNS (LINE、X、Facebook)、ごみ分別アプリ (さんあ～る) )
- ・紙リサイクル講習会開催（東大阪市再生資源集団回収推進協議会主催）R5

###### ③ 環境にやさしい生活様式の定着

- ・マイボトル用給水機の設置（R4民間事業者との連携協定締結）市内4箇所設置
- ・レジ袋辞退率アップキャンペーンの実施（連携先：株式会社光洋）
- ・環境関連イベントでのエコバッグづくり（R4～R6：参加者559人）
- ・フードドライブの推進（本庁舎、イベントでの実施。実施店舗（市内スーパーマーケット等）の周知等）
- ・東大阪市食品ロス削減推進計画の策定（R4.3）
- ・リユース活動の促進に向けた民間事業者との連携協定締結  
(リユースのサービス「ジモティー」(R3～)「おいくら」(R5～)の周知)
- ・「デコ活」の推進（R5～）
- ・家庭の省エネ相談会（旧名：エコライフ診断）の実施  
受診件数 R3：210件、R4：356件、R5：574件、R6：270件

##### 施策2. 環境にやさしい事業活動の定着

前計画において重点プロジェクトに掲げていた「食品ロスの削減」に関連し、事業者に向けた食品ロス削減に関する研修を実施するとともに、食べきり協力店登録制度による消費者への呼びかけ、事業者との協働による市民への啓発を実施しました。また中小事業者にとって取り組みやすい環境経営システムの導入支援を行いました。

###### ① 発生抑制を優先した経営の浸透

- ・レジ袋辞退率アップキャンペーンの実施（連携先：株式会社光洋）※再掲
- ・事業者への食品ロス研修会の実施（YouTubeによるセミナー）562回再生
- ・食べきり協力店登録制度実施（R4:7店舗→R5:36店舗→R6:75店舗）
- ・民間事業者との連携によるフードシェアリングサービスの利用促進

###### ② 環境配慮型製品の浸透や環境マネジメントシステムの導入促進

- ・東大阪市環境物品等調達基準の策定と取り組み実績の公表
- ・エコアクション21導入説明会及び東大阪市エコアクション21スクールの開催

### 施策3. ごみ処理費用の適正負担

事業系一般廃棄物に関する処理手数料の減免制度の見直しのほか、平成30年8月に実施した大型ごみ有料化以降の排出量推移から、効果の検証を継続しています。

#### ① 家庭系ごみ

- ・大型ごみ有料化（H30.8）の効果検証（H28:4,701t→R6:2,120t）

#### ② 事業系ごみ

- ・事業系一般廃棄物に係るごみ処理手数料の減額免除制度廃止（R6.4）

### 基本方向Ⅱ. 分別・リサイクルの推進

#### 施策1. 分別の徹底と排出環境の整備

転入者や外国人向けに、様々な媒体を用いてごみの分別に関する周知を行いました。また前計画において重点プロジェクトとしていた「プラスチックごみの削減」に関連し、家庭ごみに混ぜて捨てられているプラスチック製容器包装の削減や資源ごみの分別徹底をめざした啓発を実施したほか、排出環境の整備に取り組みました。

#### ① 分別の徹底

- ・市政だより、ウェブサイトやSNS、ごみ分別アプリ（さんあ～る）を活用した分別啓発
- ・外国語版「ごみの分け方・出し方」の作成（英語、中国語、韓国朝鮮語、ベトナム語、ネパール語）
- ・「プラスチック製容器包装・ペットボトルの出し方」パンフレットの作成
- ・分別に関するアンケート結果を用いた啓発の実施
- ・学校で開催される地域フェスタでの資源ステーションの設置及び分別指導（R5:10地域 R6:10地域）

#### ② 排出環境の整備

- ・資源ステーションにおける飛散防止ネット、看板などの設置（R3～R6 配布数）飛散防止ネット 11,846枚、看板 5,175枚
- ・移動式資源拠点回収（キャラバン回収）の実施 R3:2カ所、R4:7カ所、R5:5カ所、R6:6カ所
- ・民間事業者との連携により家庭用廃食油の拠点回収開始（R6.8～）

#### 施策2. 地域と協働によるごみ減量の取り組みの展開

地域住民団体から選任される「地域ごみ減量推進員及び地域ごみ減量協力員」との連携により、分別排出ルールの啓発を行うとともに、地域における集団回収活動の活性化に努めました。

#### ① 地域での分別排出の徹底

- ・地域自治会との連携活動の推進（R3:648回、R4:572回、R5:366回、R6:421回）
- ・ごみの分別に関する出前講座実施

#### ② 集団回収事業の支援

- ・東大阪市再生資源集団回収推進協議会と連携した集団回収活動の促進
- ・集団回収実施団体に向けた紙リサイクル講習会開催（R5）※再掲
- ・自治協議会において未実施校区および実施校区に対し、集団回収の実施および活性化について依頼

### 施策3. 事業者の自主的なごみ減量行動の誘導

前計画で重点プロジェクトとしていた「事業系ごみの減量・資源化の推進」に関連し、事業者に対する一般廃棄物の分別等に関する啓発を行うとともに、一定の規模を有する特定事業者に一般廃棄物の減量や適正処理に関する計画書を提出させ、減量指導に取り組みました。

#### ① 事業所での分別排出の徹底

- ・「事業系ごみのかんたん分別マニュアル」(R3.3) の作成・配布

#### ② 特定事業者に対するごみ減量指導の強化

- ・「事業系一般廃棄物に関するしおり（特定事業者用）」(R2.4) の周知
- ・「一般廃棄物減量計画書」の集計と公開  
(発生量 R3:14,570t、R4:14,708t、R5:14,696t)

#### ③ 中小規模事業者における実態把握及び分別排出の促進

- ・「事業系ごみリーフレット」を中小企業に1,500部配布 (R5)

#### ④ 自主的なごみ減量行動への支援

- ・食べきり協力店登録制度実施 (R4:7店舗→R5:36店舗→R6:75店舗) ※再掲
- ・事業系食品ロス削減に関するオンラインセミナーの実施 (R4) ※再掲

### 施策4. 公共施設における率先行動の充実

市役所で勤める職員のごみの分別や減量に関する意識向上に取り組んだほか、公共施設から発生するごみの減量、再生利用に関する施策を進めました。

#### ① 市職員の意識向上

- ・会議等におけるペットボトルの利用削減（紙パック・缶入りのお茶、湯のみの利用）
- ・庁内湯茶提供用食器貸出の実施（令和元年9月より）
- ・マイバッグ、マイボトルの利用促進に向けた呼びかけ
- ・庁舎内でのごみの分別徹底

#### ② 業務で発生するごみの減量、再生利用

- ・市民ふれあい祭りでのマイボトル利用促進給水スポットの設置
- ・HANAZONO EXPO にて、一部エリアでのリユース食器活用を実施  
(R5:活用数 10,940個)
- ・古紙リサイクル事業の推進 (R3:121t、R4:136t、R5:140t、R6:163t)

#### ③ 環境配慮型の物品調達

- ・グリーン購入を基本に、環境配慮物品の購入促進
- ・使い捨てプラスチック商品の利用抑制について、庁舎内電子掲示板等で周知

#### ④ 教育機関との連携

- ・剪定枝リサイクル事業の推進 (R4:136t、R5:159t、R6:129t)
- ・古紙類の回収・リサイクル促進

### 基本方向Ⅲ. 環境に配慮した適正処理の推進

#### 施策1. 時代に応じた収集・運搬体制の構築

効率性や安全性を重視しながら、社会情勢にあわせた収集・運搬体制の構築に取り組んだほか、地域課題への対応を図りました。

#### ① 収集・運搬体制の充実

- ・資源物の持ち去り防止対策の啓発と「持ち去り禁止シート」の作成・配布
- ・大東市、東大阪都市清掃施設組合との意見交換会での製品プラスチック回収事業の検討  
(R3.10)

#### ② 環境負荷の小さい収集車両の導入

- ・ハイブリッド車等の導入の検討

#### ③ 安全・安心なごみ収集の取り組みの推進

- ・収集・運搬に携わる職員の研修会における安全衛生教育の実施
- ・ふれあい収集の継続実施 (R3:354件、R4:338件、R5:370件、R6:395件)

## 施策2. (仮称) 環境センターの整備

(仮称) 環境センターの令和11年度の供用開始に向け、取り組みを進めています。

- ・東大阪市環境事業所再編整備に係る民間活力導入可能性調査 (R6.10)
- ・「東大阪市環境事業所再編整備基本計画」の策定 (R6.12)

## 施策3. ごみ処理施設の整備・監視体制の強化

東大阪都市清掃施設組合、大東市との連携により新たなごみ処理施設の整備に着手するとともに、施設を活用した教育、啓発に取り組みました。また、搬入物等の監視を継続し、必要に応じて適正な排出に向けた指導等を行いました。

### ① ごみ処理施設

- ・東大阪都市清掃施設組合のごみ焼却施設（第六工場）建設着手 (R5.2)

### ② 環境教育・啓発活動の実施

- ・清掃工場の施設見学 (R3:1,250人、R4:2,626人、R5:2,972人)

### ③ 資源物の分別・収集・保管

- ・第10期東大阪市分別収集計画 (R4.7策定、R6.2改正)

### ④ 搬入物の監視体制の強化、排出ルールの周知徹底

- ・東大阪都市清掃施設組合の清掃工場における展開検査の実施

- ・産業廃棄物排出状況の立ち入り検査 (R3:223件、R4:222件、R5:200件、R6:152件)

- ・「事業系ごみのかんたん分別マニュアル」 (R3.3) の作成・配布 (再掲)

## 施策4. 最終処分場の安定的な確保

フェニックス3期神戸沖埋立処分場（仮称）設置事業が進行中であり、最終処分場の安定的確保に向け、継続的な取り組みが行われています。

## 施策5. 適正処理が困難な物への対応強化

適正処理が困難な廃棄物の対応について協議を行っています。

## 施策6. きれいなまちづくりの推進

地域との連携により不法投棄の防止に取り組んだほか「市内一斉クリーンアップ大作戦」の継続実施等により、まちの美化推進を図りました。

### ① 不法投棄の防止

- ・地域自治会と連携したパトロールの推進

### ② 散乱ごみ防止とまちの美化の推進

- ・市内一斉クリーンアップ大作戦 (R4:2,800人、R5:4,500人、R6:4,800人)

- ・市役所庁舎周辺での早朝清掃の実施

- ・花園中央公園周辺（まちの美化推進重点区域）でクリーンアップ事業を実施

## 施策7. 災害廃棄物対策の強化

災害発生時の廃棄物処理体制を確保するため、関係団体と廃棄物処理に関する協定を締結しました。

- ・大阪府産業資源循環協会と災害廃棄物の処理等に関する協定を締結 (R4.5)

- ・東大阪清掃事業協同組合と災害廃棄物の処理等に関する協定を締結 (R4.9)

## 4 大阪府内の他都市との比較

本市と、大阪府内の人口 10 万人以上の 20 市のごみ量や資源化量などの比較を行いました。家庭系ごみの 1 人 1 日あたりの量は 516g で、少ない順で 20 市中 12 位です。府内上位は大阪市（府内 1 位、369g）、守口市（府内 2 位、438g）となり、本市は大阪市の 1.40 倍、守口市の 1.18 倍多くなっています。

事業系ごみの 1 人 1 日あたりの量は 396g で府内 17 位です。府内上位は富田林市（府内 1 位、114g）、羽曳野市（府内 2 位、165g）です。

また、「分別収集し資源化されるもの」、「収集後に中間処理を行い資源化されるもの」、「集団回収で集められ資源化されるもの」をあわせた資源化量は 1 人 1 日あたり 104g で、資源化量が多い順で 20 市中 19 位です。府内上位は、茨木市（府内 1 位、173g）、寝屋川市（府内 2 位、157g）です。なお、茨木市は資源化量のうち中間処理後の溶融スラグ※を含んでいるため、資源化量が多くなっています。

本市は他市と比較して、ごみ量が多く、資源化量が少ない傾向にあるので、更なるごみの減量、分別・資源化に向けた取り組みが必要です。

※溶融スラグ：廃棄物の焼却灰などを高温で液体化させたものを冷却し、固めたもの。土木・建設資材として有効利用がなされています。

表 2-14 大阪府内人口 10 万人以上の 20 市とのごみ量等の比較

大阪府内 人口10万人 以上の市	総人口 (人)	総排出量（家庭系） (直接搬入含む・集団回収除く)			総排出量（事業系） (直接搬入含む)			資源化量 (分別収集&中間処理後&集団回収量)		
		(トン)	1人1日 あたり (g/人/日)	順位 (少ない順)	(トン)	1人1日 あたり (g/人/日)	順位 (少ない順)	(トン)	1人1日 あたり (g/人/日)	順位 (多い順)
大阪市	2,770,520	374,670	369	1	554,968	547	20	91,777	91	18
堺市	818,220	162,996	544	16	81,809	273	14	43,824	146	3
東大阪市	477,684	90,135	516	12	69,203	396	17	14,236	81	19
豊中市	407,081	71,576	480	6	38,412	258	12	17,339	116	7
枚方市	394,890	68,100	471	4	29,076	201	6	19,421	134	5
吹田市	382,336	69,881	499	9	32,680	234	9	17,247	123	6
高槻市	347,244	66,012	519	13	32,549	256	11	13,761	108	9
茨木市	285,580	47,044	450	3	49,003	469	19	18,057	173	1
八尾市	260,921	47,956	502	10	20,258	212	7	9,488	99	15
寝屋川市	226,083	44,122	533	15	15,822	191	3	12,993	157	2
岸和田市	188,412	33,486	486	7	29,427	427	18	7,087	103	12
和泉市	182,630	31,834	476	5	17,825	267	13	6,683	100	14
守口市	141,255	22,657	438	2	12,312	238	10	7,351	142	4
箕面市	139,120	25,332	498	8	16,177	318	15	5,143	101	13
門真市	117,147	21,926	511	11	16,188	378	16	4,711	110	8
松原市	116,703	23,346	547	17	8,399	197	5	4,550	107	10
大東市	116,615	24,435	573	18	8,204	192	4	3,955	93	17
羽曳野市	108,355	24,060	607	19	6,532	165	2	2,252	57	20
富田林市	106,580	26,647	683	20	4,455	114	1	4,167	107	10
池田市	103,049	19,727	523	14	8,520	226	8	3,748	99	15

（注）四捨五入のため、合計は必ずしも一致しない。

[令和5年度（2023年度）環境省一般廃棄物処理事業実態調査]

20市のごみ有料化の状況は次のとおりです。家庭ごみ（可燃ごみ）の有料化は20市のうち5市（25%）が実施しており、粗大ごみの有料化は20市のうち14市（70%）が実施している状況です。

表2-15 大阪府内人口10万人以上の20市のごみ有料化の状況

大阪府内 人口10万人 以上の市	総人口 (人)	家庭ごみ（可燃ごみ）の袋					粗大ごみ（大型ごみ） 収集		
		単純指定袋		有料指定袋		自由袋	透明・ 半透明袋	推奨袋	有料制
		市から 無料配布	販売店 購入	単純 従量制	超過量 有料制				
大阪市	2,770,520					○		○	○
堺市	818,220					○		○	○
東大阪市	477,684					○		○	○
豊中市	407,081		○					○	○
枚方市	394,890					○		○	○
吹田市	382,336					○			
高槻市	347,244					○			
茨木市	285,580					○			
八尾市	260,921	○						○	○
寝屋川市	226,083					○		○	○
岸和田市	188,412			○				○	○
和泉市	182,630			○				○	○
守口市	141,255					○		○	○
箕面市	139,120				○			○	
門真市	117,147					○		○	○
松原市	116,703					○			○
大東市	116,615					○		○	○
羽曳野市	108,355					○			
富田林市	106,580				○				
池田市	103,049			○					○

[東大阪市 資料, 各市ウェブサイト]

## 5 現状を踏まえた課題の整理

本計画を策定するにあたり、次の5点を課題として整理しました。

課題①プラスチックごみや食品ロス等さらなるごみ減量に向けた取り組みの促進

課題②家庭ごみ中に含まれる資源化可能物の分別排出の徹底

課題③新たな資源化物への対応

課題④事業系ごみの減量推進

課題⑤安全で安定的なごみの収集・処理体制の構築

**課題① プラスチックごみや食品ロス等さらなるごみ減量に向けた取り組みの促進**

本市のごみの総排出量、焼却処理量、最終処分量については減少傾向ですが、大阪府内の10万人以上の市と比較すると依然として多い状況です。ごみの減量においては、使い捨てされるプラスチックごみの抑制や食品ロスの削減が大きな課題であり、これらを中心としたさらなるごみ排出量の減量を促進する必要があります。

**課題② 家庭ごみ中に含まれる資源化可能物の分別排出の徹底**

令和6年度に実施したごみ組成調査結果では、家庭ごみ（燃えるもの）にプラスチック類や紙類などの資源化可能物が32.5%（前回 令和元年度調査 33.9%）含まれていました。

プラスチック類では、分別されずに家庭ごみに排出されたプラスチック製容器包装が11.4%含まれていました。

また、紙類では、新聞紙、段ボールなど古紙の分別が比較的進んでいるものの、分別排出が浸透していない雑紙やその他の紙製容器包装とあわせると、リサイクル可能な古紙は16.0%含まれています。

家庭ごみ中に含まれる資源化可能物の割合は、全体的に若干減少はしているものの、依然として多く含まれているため、分別排出の徹底を図る必要があります。

**課題③ 新たな資源化物への対応**

プラスチック資源循環促進法が令和4年4月に施行され、市町村によるプラスチック使用製品の分別収集・再商品化が努力義務となったことから、本市においても将来的な実施に向けて検討を行う必要があります。

そのほか、現状では回収していない品目についても、リサイクル技術の進展や国の動向などを見極めながら、排出環境の整備等について検討が求められます。

#### 課題④ 事業系ごみの減量推進

事業系ごみは、家庭系ごみと同様に減少傾向にあるものの、1人1日あたりのごみ排出量（事業系）は、396g/人・日で大阪府内の10万人以上の20市の中でも多い方から4番目であり、事業系ごみの減量が必要です。本市では、事業系一般廃棄物のごみ組成調査を行っていませんが、大阪府内で調査を実施する市の調査結果では紙類が多く含まれており、本市も同様の傾向と考えられます。

事業者による分別排出やごみ減量施策の実施には人的、経済的負担が生じるため、実施に伴う負担の軽減につながるような取り組みに関する情報提供や、仕組みづくりの検討が求められます。

#### 課題⑤ 安全で安定的なごみの収集・処理体制の構築

近年は毎年のように大規模な災害が発生しており、大量の災害廃棄物の処理が自治体における大きな課題となっています。本市は令和3（2021）年3月に「東大阪市災害廃棄物処理計画」を策定し、大規模災害に備えていますが、災害発生時には、平時の体制では処理できないため、国・府・近隣自治体との広範な協力体制が不可欠です。引き続き、協力体制を深めていくことが求められるとともに、災害ごみの排出に関する市民の理解も必要です。

また近年、ごみ収集車や焼却場のごみピットで、リチウムイオン電池及びリチウムイオン電池を使用した製品に起因すると見られる火災事故等が全国で頻繁に発生（令和5年度 8,543件）しており、ごみ処理の安定運用に支障をきたしています。本市においても、家庭から出されるリチウムイオン電池等の分別回収及び適正処理の徹底について、引き続き取り組んでいく必要があります。

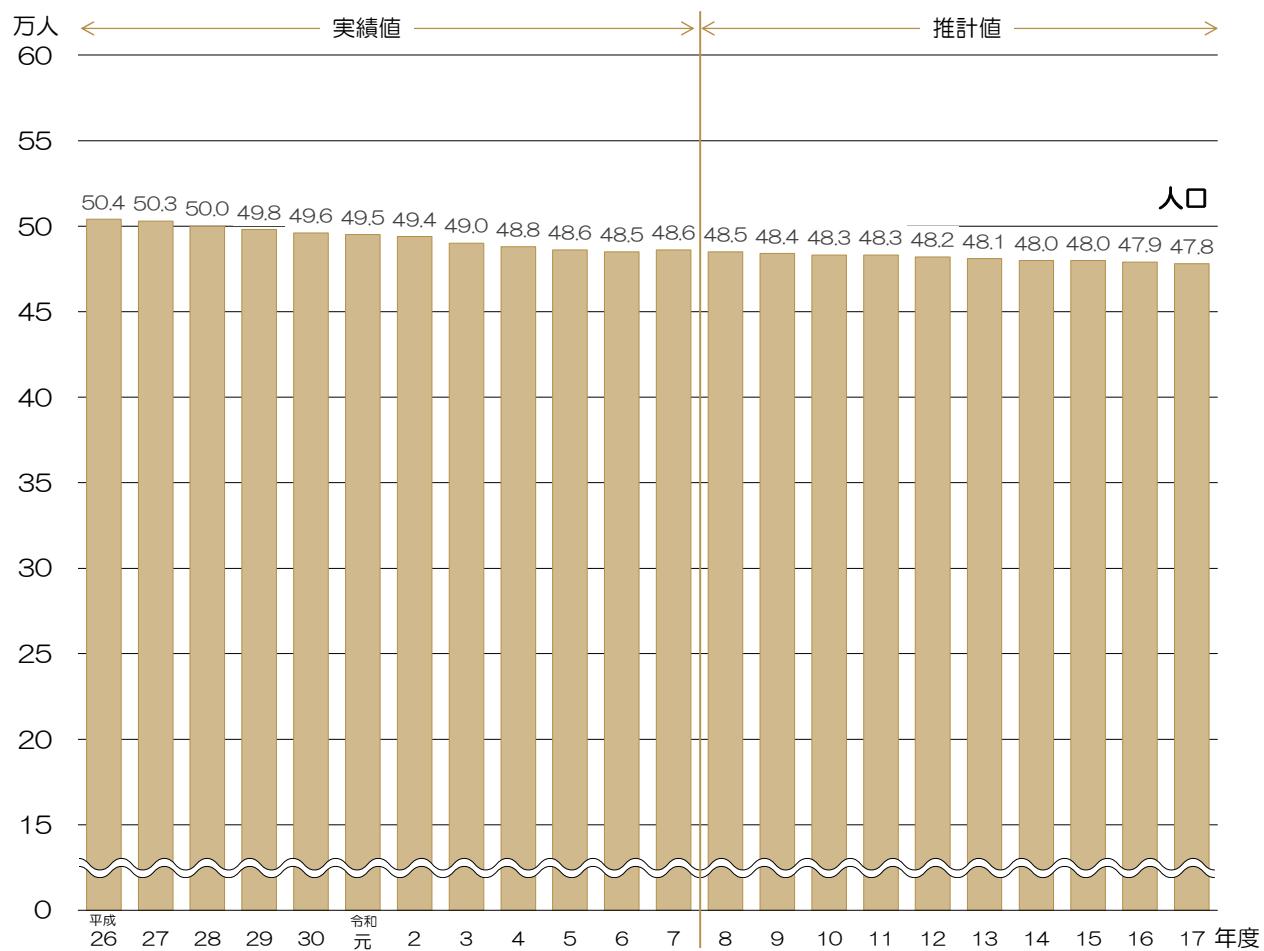
今後も効率性の高いごみ収集拠点として（仮称）環境センターの整備を進めるとともに、社会情勢の変化に応じて効率性や安全性、環境配慮を重視した収集・運搬体制の構築が必要です。

## 第3章 将来予測

### 1 人口の見通し

ごみ量の将来予測に用いる将来人口は、東大阪市第3次総合計画の令和12年度目標人口を基に、令和17年度の将来人口を推計しました。

本市の人口は、令和7年10月1日現在で約48万6千人、今後、徐々に人口減が進み、令和17年度には約47万8千人になると推計\*されます。(図2-11)



\* 推計値は第3次東大阪市総合計画の令和12年度目標人口と令和7年度の実績人口を直線的に延伸し令和17年度の推計人口を算出。毎年の値は直線式で補間

図2-11 人口の将来推計

## 2 排出量の将来推計

### (1) 将来推計の考え方

家庭系ごみ、事業系ごみの将来推計の考え方は、次のとおりです。将来推計は、本市がこれまでに実施してきたごみ減量などの施策を維持し、市民や事業者においてもこれまでと同程度の取り組みが行われ、新たな施策の実施が特にならない場合のごみの総発生量になります。

家庭系ごみ	家庭系ごみの排出区分毎の令和6年度の1人1日あたりのごみ量と第3次東大阪市総合計画の目標人口を基に推計した将来人口を用い、次の式により推計 $\text{令和6年度1人1日当たりの家庭系ごみ量} \times \text{将来人口} \times \text{年間日数}$
事業系ごみ	事業系ごみの排出区分毎の令和6年度の1人1日あたりの発生量と第3次東大阪市総合計画の目標人口を基に推計した将来人口を用い、次の式により推計 $\text{令和6年度1人1日当たりの事業系ごみ量} \times \text{将来人口} \times \text{年間日数}$

### (2) 将来推計値

(1)の将来推計の考え方方に沿った将来推計の結果、このまま推移した場合の令和17年度のごみの総発生量は、約16.7万トンになります。(図2-12)

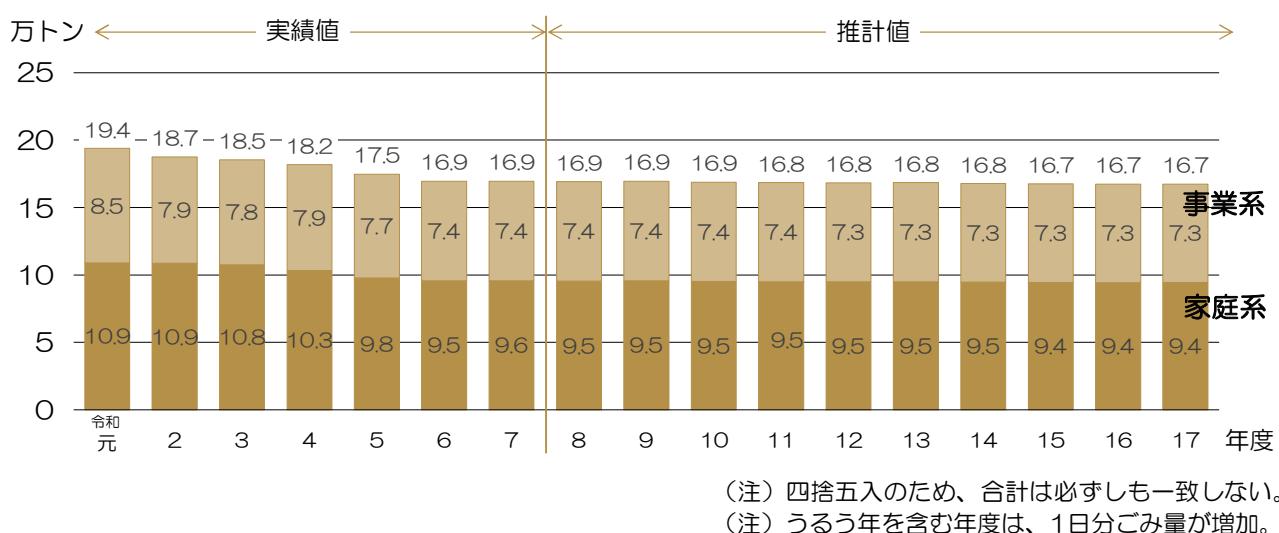


図2-12 このまま推移した場合のごみの総発生量

# 第4章 ごみ処理基本計画

## 1 基本理念・基本方針

### （1） 基本理念

東大阪市では、これまで『「環境にやさしい 持続可能な循環型都市 ひがしおおさか」の実現』を理念に掲げ、様々な施策に取り組んできました。

循環型都市の形成を実現するためには、市民・事業者・行政がそれぞれの役割を認識するとともに、協働によってさらに3Rを推進していくことが求められます。

将来を担う子どもたちによりよい東大阪を残していくたいという想いを込め、「みんなで取り組み 次世代につなぐ 循環型都市 ひがしおおさか」を理念として掲げ、取り組みを進めます。

### ＜基本理念＞

「みんなで取り組み 次世代につなぐ 循環型都市 ひがしおおさか」

### ※3Rとは…

ごみを減らすための重要な取り組みである3Rは次のとおりです。

- ① リデュース (Reduce) 発生抑制 ⇒ 無駄なごみを減らす
- ② リユース (Reuse) 再使用 ⇒ 使用済みになったものを繰り返し使用する
- ③ リサイクル (Recycle) 再生利用 ⇒ ごみとせず資源として再生利用する

循環型社会形成推進基本法において、③リサイクルは、その再生利用過程でエネルギーを消費するなど新たな環境負荷が発生することもあることから、まずは①リデュースと②リユースの2Rを推進することが、ごみ減量の取り組みとして重要であるとしています。

## (2) 基本方針

基本理念の実現には、市民・事業者・行政が、ごみの発生抑制（リデュース）や製品の再使用（リユース）、そして再生利用（リサイクル）のさらなる推進に向け協働で取り組む必要があります。そのために、以下の3つの基本方針を定めます。

### 〔基本方針1〕ごみの発生抑制・再使用・リサイクル（3R）の推進

市は、家庭から排出されるごみの中に、使い捨てを減らせるものや繰り返し使用できるもの、そして資源にできるものがあることを発信するとともに、市民が自発的に「ものを大切にする」生活が実践できるよう、日々の暮らしを想定したわかりやすい啓発や環境教育の実施に努めます。また市と事業者との連携により、さらに3Rの取り組みを推進できる枠組みの形成をめざします。

### 〔基本方針2〕市民・事業者・行政の協働による取り組みの推進

地域や事業者と連携し、「環境に配慮した活動」を実践し、拡大できるような取り組みを進めるとともに、公共施設での取り組みも継続して行います。

また、事業所から発生するごみに対する減量指導、情報提供に努め、事業者の自主的な取り組みによるごみの減量、リサイクルを推進します。

### 〔基本方針3〕環境に配慮した適正処理の推進

やむを得ず排出されるごみについては、効率性・安全性・環境に配慮した収集・運搬によって適正処理や再生利用を進めます。また、安定した収集体制の構築を検討し、車両や施設の火災原因となりうる小型充電式電池等の有害・危険物の分別排出について、市民・事業者への啓発を強化します。施設整備にあたっては「環境にやさしい施設づくり」に配慮し、低炭素社会の構築や自然との共生に対応した施設整備をめざします。

そのほか、多発する災害に備え、災害廃棄物処理計画に基づき処理体制の充実を図ります。

## 2 数値目標

### (1) ごみの総発生量・発生抑制量などの指標

表 2-16 ごみの総発生量・発生抑制量などの指標

項目	年度	R6(2024) 基準年度	中間目標 R12(2030)	最終目標 R17(2035)
総発生量 ①	家庭系	95,479 t	94,804 t	94,346 t
	事業系	73,932 t	73,408 t	73,056 t
	合計	169,411 t	168,212 t	167,402 t
発生抑制量 ②	家庭系	–	4,150 t	7,623 t
	事業系	–	2,957 t	5,518 t
	合計	–	7,107 t	13,142 t
発生抑制後の総発生量 ③=①-②	家庭系	95,479 t	90,654 t	86,723 t
	事業系	73,932 t	70,451 t	67,538 t
	合計	169,411 t	161,105 t	154,260 t
発生抑制後の総排出量 (集団回収・独自の資源化含まず)	家庭系	88,472 t	81,962 t	76,414 t
	事業系	66,676 t	62,154 t	58,209 t
	合計	155,148 t	144,116 t	134,622 t
1人1日あたりの排出量 (集団回収等含まず)	家庭系ごみ	499 g/人/日	466 g/人/日	437 g/人/日
	事業系ごみ	376 g/人/日	353 g/人/日	333 g/人/日
	合計	876 g/人/日	819 g/人/日	769 g/人/日
処理量	焼却処理量	148,151 t	136,299 t	125,884 t
	最終処分量	22,561 t	20,786 t	19,224 t
資源化率	資源化量	21,172 t	24,696 t	28,248 t
	資源化率	12.5%	15.3%	18.3%
家庭系食品ロス発生量		12,916 t	11,146 t	10,060 t

※各数値の算定にあたっては、37ページで示す各年の人口を用いて算定しています。

## (2) 減量目標

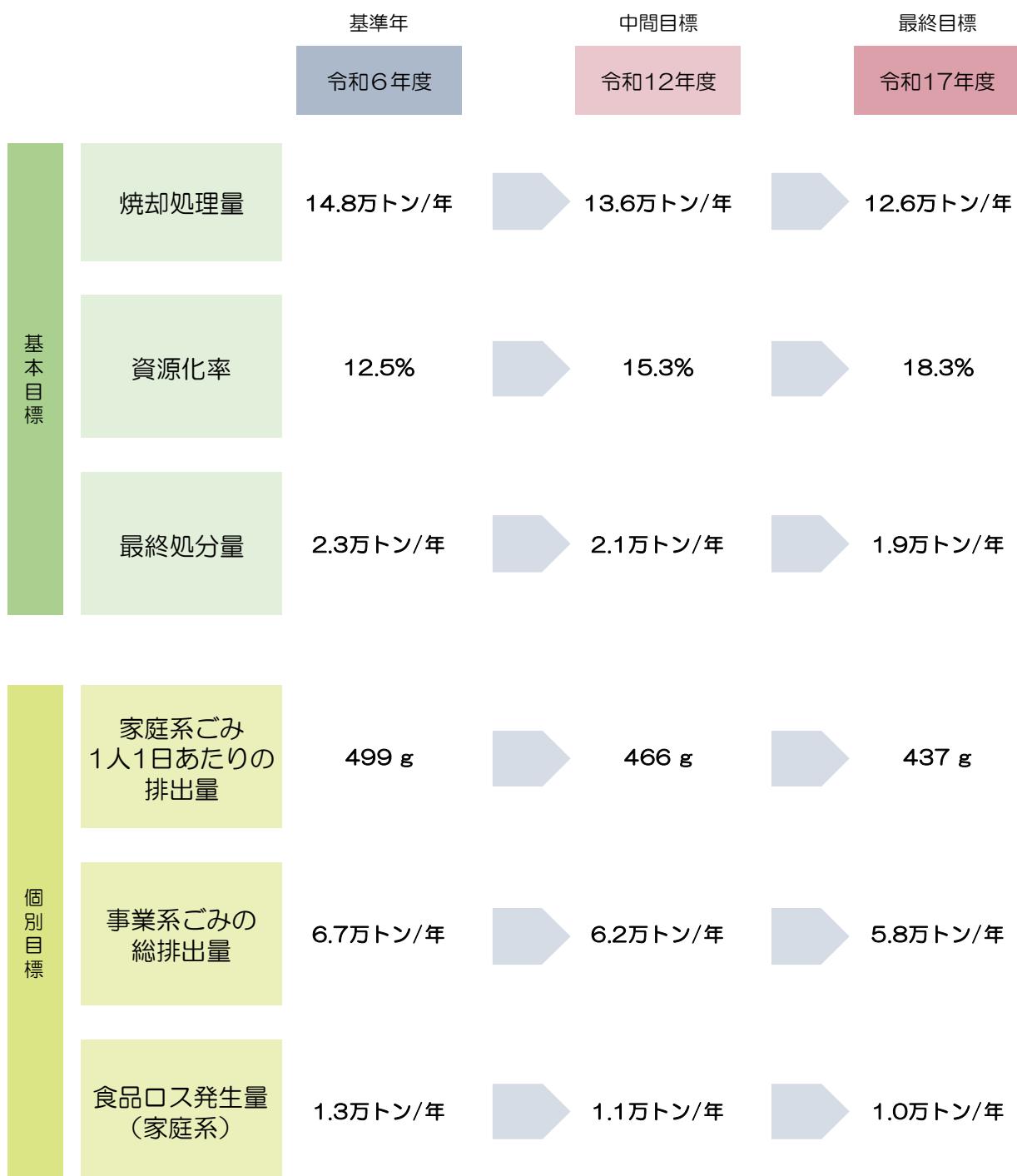


図 2-13 減量目標

### 3 基本施策

#### 3-1 施策の体系

I ごみの発生抑制・再使用・リサイクル（3R）の推進	
1. 環境教育・情報発信の推進	(1) 環境教育・環境学習の充実
	(2) 3Rに関する情報発信の強化
	(1) プラスチックごみの削減 (2) 食品ロスの削減 (3) リユース環境の整備 (4) ごみ処理費用の適正負担
2. ごみの発生抑制（リデュース）・再使用（リユース）の促進 ★	(1) 資源化可能物の分別の徹底 (2) 新たな資源化可能物の分別・資源化の推進 (3) 資源物の排出環境の整備
3. 分別排出・再資源化（リサイクル）の推進 ★	(1) 資源化可能物の分別の徹底 (2) 新たな資源化可能物の分別・資源化の推進 (3) 資源物の排出環境の整備
II 市民・事業者・行政の協働による取り組みの推進	
1. 地域との協働によるごみ減量・資源化の取り組みの推進 ★	(1) 地域住民団体との連携によるごみ減量・資源化の推進 (2) 集団回収事業の推進
2. 事業者との連携によるごみ減量・資源化の推進 ★	(1) 事業所でのごみ減量・分別排出の促進 (2) 民間事業者との業務連携による取り組みの推進
3. 公共施設における率先行動の充実	(1) 市職員の意識向上 (2) 公共施設におけるごみの減量・分別の徹底
III 環境に配慮した適正処理の推進	
1. 社会情勢の変化に応じた収集・運搬体制の構築 ★	(1) 収集・運搬体制の充実 (2) 安全・安心なごみ収集の取り組みの推進 (3) (仮称) 環境センターの整備
2. ごみ処理システムの安定化に向けた施設整備・対応強化	(1) ごみ処理施設の整備と監視体制の維持 (2) 適正処理が困難な物への対応強化 (3) 最終処分場の安定的な確保
3. きれいなまちづくりの推進	(1) 不法投棄の防止 (2) 散乱ごみ防止とまちの美化の推進
4. 災害廃棄物対策の強化	

★：重点施策

基本理念の実現のため、特に市民・事業者・行政が協働で取り組むべき項目として基本施策 I-2、I-3、II-1、II-2、III-1を重点施策と位置付け、ごみの削減行動や分別排出、資源化に関する事項のほか、収集・運搬の安定的な確保に関する事項を中心に、積極的に取り組んでいくこととします。（上記表のうち★が付いているもの）

### 3-2 施策の内容

#### 基本方針 I. ごみの発生抑制・再使用・リサイクル（3R）の推進

##### 基本施策 1. 環境教育・情報発信の推進

ごみの減量・資源化を進めるためには、次世代を担う子どもたちをはじめ、あらゆる世代の方々への環境学習、情報発信の推進が求められています。ものを大切にしてごみを出さないことや、分別して資源を循環させることなど、環境に配慮して行動する意識を醸成するため、幅広い年齢層への環境教育・学習の機会の充実を図るとともに、多様な広報媒体の活用を進め、対象者に合わせた効果的な情報発信を推進します。

##### （1）環境教育・環境学習の充実

###### ● 環境教育出前講座等の充実及び利用拡大

循環型社会の形成、地球温暖化、環境保全などをテーマに、市内の小学校、保育所、自治会等を対象として実施する環境教育出前講座等の学習の機会について充実を図り、環境に配慮する意識の向上に努めます。

- 民間事業者との連携等により、体験型・参加型で楽しく学べる講座メニューなど内容の充実を図ります。
- 周知をさらに徹底し、出前講座の利用の拡大に努めます。
- 市内の小学生・中学生の児童・生徒を対象としたECOポスターコンクールを継続実施し、子どもの環境に配慮する意識の醸成を図ります。また、応募作品を活用した環境啓発を強化することにより、幅広く市民に環境問題に关心をもってもらい、加えて、ECOポスターコンクールの効果的な周知に繋げることで、環境教育のさらなる充実を図ります。
- 豊かな環境創造基金の活用による学習の振興を推進します。

###### ● 幅広い年齢層への学習機会の創出

家庭におけるごみの分別や商品の購買などに直接関わる年齢層への啓発・学習機会の充実を図り、環境に配慮した行動の実践を促進します。

- 地域住民に向けた環境教育出前講座について周知を図り、利用を促進します。
- 3Rに取り組むためのきっかけづくりとして、市関連イベントにおいて、幅広い年齢層の参加者が楽しみながら学べる場を提供します。
- 関係機関との連携により、幅広い年齢層への学習機会の創出に努めます。

## (2) 3Rに関する情報発信の強化

### ● 多様な広報媒体の活用による効果的な情報発信の強化

ごみの減量・資源化につながる行動の促進を図るため、SNSなど多様な広報媒体を活用し、3Rに関する啓発を強化するとともに、対象者に応じた効果的な情報発信に努めます。

- 市政だよりやリーフレット等の紙媒体、ウェブサイト、ごみ分別アプリ「さんあ～る」、各種SNSなど様々な媒体を活用し、発信する内容や対象に応じた広報・啓発を行います。
- ごみ・資源の処理量、分別した資源のゆくえ等を見える化するとともに、3Rに取り組む意義や成果を分かりやすく伝えることで、自らの行動が社会や環境にも影響を与えるという意識を持ってもらえるよう、効果的な情報発信に努めます。

## 基本施策2. ごみの発生抑制（リデュース）・再使用（リユース）の促進

「持続可能な循環型社会」を構築するためには、3R のうち、再生利用より優先順位の高いごみの発生抑制（リデュース）と製品の再使用（リユース）の取り組みが重要です。発生抑制については、世界的にも喫緊の課題とされているプラスチックごみや食品ロスの削減を中心として積極的に取り組み、また、民間事業者と連携したリユース活動の普及啓発を推進します。

## (1) プラスチックごみの削減

### ● 使い捨てプラスチックごみの削減に向けた取り組みの推進

プラスチックは、その有用性から現代社会に不可欠な素材である一方、資源の枯渇や気候変動、また不適正な処理による海洋プラスチックごみ問題などを引き起こす要因の一つとされています。本市においては、それらのプラスチック問題について情報発信を強化するとともに、環境省の「プラスチックスマート」の理念を踏まえ、「東大阪市プラスチックごみゼロにトライ！宣言」に基づき、さらなる使い捨てプラスチックごみの削減などについて取り組みを進めます。

- 環境教育出前講座、各種イベントや様々な広報媒体において、海洋プラスチックごみ問題をはじめとする環境への影響や、削減するための行動事例などについて情報発信を強化します。
- 本市が設置するマイボトル用給水機の周知徹底を図り、マイボトルの利用促進による使い捨てプラスチックの削減を推進します。
- バイオマスや生分解性素材などのプラスチック代替素材を使用した製品の率先調達や、市民への情報提供、使用促進を行い、環境負荷を減らすための製品の普及啓発を図ります。

- 民間事業者との連携によるマイボトル給水機の設置、スーパー・マーケットとの連携によるレジ袋削減のキャンペーン実施や啓発物の提供などの取り組みを継続するとともに、協働による新たなプラスチックごみ削減の啓発方法について検討します。

## (2) 食品ロスの削減

※「第3部 食品ロス削減推進計画」にて詳述

- 家庭での食品ロス削減に向けた普及啓発
- 事業者における食品ロス削減の推進
- 食品ロス削減に向けた推進体制の整備
- 食品廃棄物の資源循環の推進

## (3) リユース環境の整備

- 民間事業者と連携したリユース事業の推進

ごみの減量に向けて、市民の「ものを大切にする」意識の醸成を図るため、民間事業者と連携し、再使用可能なものを繰り返し使用する「リユース」の取り組みを推進します。

- 民間事業者と連携し、リユースショップおよび事業者が実施するインターネットを活用したリユース事業に関する情報発信を強化し、市民のリユースへの意識の向上を図ります。
- リユースの意識づけをさらに推進するため、子供服や大型ごみ等の新たなリユース環境の整備について検討します。

## (4) ごみ処理費用の適正負担

- 家庭ごみ有料化の検討

ごみ処理の有料化を推進している国の方針に従い、ごみ減量の施策の一つとして、家庭系ごみの有料化について検討を行います。

- ごみ減量の状況や各種施策の実施状況を踏まえたうえで、家庭系ごみの有料化について慎重に検討します。

### 基本施策3. 分別排出・再資源化（リサイクル）の推進

ごみの資源化を進めるためには、分別意識の向上を図るとともに、家庭ごみ（燃えるもの）に混入している資源化可能物が分別して排出されるよう、わかりやすい分別を進め、資源物の排出機会の充実を図ります。また、プラスチック製品の回収など、法改正や社会情勢の変化により新たに回収・資源化が求められる品目についても、積極的に検討を進めます。

#### （1）資源化可能物の分別の徹底

##### ● 古紙やプラスチックごみの分別徹底

令和6年度に実施した家庭ごみの組成調査では、資源化可能物が家庭ごみ（燃えるもの）中に約32.5%含まれており、そのうち段ボールや紙製容器包装などの紙類が約16.0%、プラスチック製容器包装などのプラスチック類が約13.1%を占めていました。これらの分別をさらに徹底することにより、効果的にごみの資源化を推進します。

- 古紙類のうち、家庭ごみに占める割合が大きい段ボールのほか、特に分別が分かりにくい「雑がみ」について啓発方法を工夫し、分別排出の徹底に努めます。
- 古紙類の分別を促進するため、地域の集団回収の日時、回収場所や拠点回収の所在地などの周知徹底を図ります。
- プラスチック製容器包装の分別の徹底に向けて、汚れの落とし方や資源化の必要性などの啓発を強化し、分別意識の向上を図ります。また、ペットボトルの分別については、令和6年度から実施している水平リサイクルに関連付けて啓発します。

#### （2）新たな資源化可能物の分別・資源化の推進

##### ● プラスチック製品の回収・資源化実施に向けた検討

プラスチック資源循環促進法の趣旨を踏まえ、プラスチック使用製品の分別収集、再商品化の将来的な実施に向けて検討を行います。

- プラスチック製品の一括回収および再商品化については、集積・保管場所の確保や収集体制をはじめ様々な課題があります。国や他市の動向を注視しながら情報収集に努め、将来的な実施に向けて検討を進めます。

##### ● 新たな資源化可能物の回収に向けた情報収集・検討

今後、社会情勢の変化やリサイクル技術の進展により、現在市で回収していない新たな資源化可能物についても情報収集し、本市で実現可能なものは、積極的に回収・資源化に向けた検討を進めます。

### (3) 資源物の排出環境の整備

#### ●回収拠点の整備による排出利便性の向上

資源物の分別を促進するため、回収拠点の整備を行い、排出利便性の向上を推進します。

- 近隣に回収拠点がない地域について、拠点の設置拡充に努めます。
- 令和6年度より資源化を開始した廃食油について、積極的に回収拠点の設置を進めます。
- 移動式資源拠点回収（キャラバン回収）の実施について広く周知し、利用を促進します。

#### ●分かりやすい分別方法の啓発

排出者や居住形態に応じた効果的な広報や、分かりやすい分別について啓発方法の工夫に取り組みます。

- 古紙類やプラスチック製容器包装をはじめ、小型家電や電池類、廃食油など、分別方法や排出場所などを分かりやすくまとめた冊子を作成し、地域に配布するなど啓発方法の工夫に努めます。
- 分別ルールが定着しにくい外国人にも分かりやすいよう、多言語に対応した分別情報の提供を継続して実施します。
- 転入者や単身者など、ごみ排出に関する情報が届きにくい住民に対する情報提供や、マンションの管理人への啓発を実施します。

#### ●資源物の排出環境の改善

プラスチック製容器包装をはじめとする資源物の排出環境の改善に努めます。

- 資源ステーションにおけるプラスチック製容器包装等の飛散防止ネット、看板などの設置について継続して支援します。
- 近年全国的に問題となっている空き缶等資源ごみの持ち去りについて、他市の対応状況を参考に、有効な持ち去り防止策の検討を行います。

## 基本方針Ⅱ. 市民・事業者・行政の協働による取り組みの推進

### 基本施策1. 地域との協働によるごみ減量・資源化の取り組みの推進

家庭系ごみの減量、資源化を進めるためには、地域と相互理解を深め、協働で取り組みを進める必要があります。地域住民団体と連携を図り、ごみの減量活動や分別排出ルールの徹底などを推進するとともに、地域における再生資源集団回収活動の促進を図ります。

#### (1) 地域住民団体との連携によるごみ減量・資源化の推進

##### ● 地域ごみ減量推進員および地域ごみ減量協力員との連携による取り組み

地域住民団体から選任される「地域ごみ減量推進員及び地域ごみ減量協力員」と環境事業所の地域班を中心とする行政との連携を深め、さらなるごみの減量や分別排出の徹底等に向けた取り組みを進めます。

- 地域住民団体と連携し、地域ごみ減量推進員等を対象とした研修の実施や、地域での活動事例の紹介などを行うことにより、ごみの減量・資源化活動の活性化および意識の向上を図ります。
- 地域住民向けのごみの減量や分別の啓発リーフレットを、地域住民団体と連携し配布するなど、効果的な周知徹底に努めます。
- 地域との連携により、分別排出ルールの徹底を図るとともに、地域のごみ問題について、地域ごみ減量推進員及び地域ごみ減量協力員と協働で解決を図ります。

#### (2) 集団回収事業の推進

##### ● 集団回収活動の活性化に向けた取り組みの推進

地域住民団体等による古紙等再生資源の集団回収活動について、新聞等の発行部数の減少に伴い回収量も年々減少しています。奨励金の交付制度を継続実施するとともに、活動の活性化に向けて未実施地域への働きかけなど制度の充実を図ります。

- 集団回収未実施地域および未実施のマンション等集合住宅について、団体登録および活動実施の働きかけを行います。
- 地域における常設型の回収拠点の設置支援など、集団回収における新たな排出環境の整備について検討します。
- 集団回収奨励金交付事業について、他市が実施する制度を研究し、制度の充実を図る方策について検討します。
- 再生資源集団回収推進協議会と連携し、実施団体向けの研修や啓発について実施します。

## 基本施策2. 事業者との連携によるごみ減量・資源化の推進

事業活動に伴い排出されるごみの減量・適正処理の推進に向け、指導や情報提供を行い、事業者の自主的な取り組みを促進します。また民間事業者との業務連携により、持続可能な社会の形成に向けて家庭系ごみにおける新たな品目の資源化など、サーキュラーエコノミー（循環経済）の実現に寄与する取り組みを推進します。

### (1) 事業所でのごみ減量・分別排出の促進

#### ● 特定事業者へのごみ減量指導および中小規模事業者への情報提供の実施

一定規模以上の多量のごみが発生することが多い「特定事業者」については、より積極的なごみ減量や分別の徹底への協力を要請します。また、中小規模事業者については、取り組みやすい資源化の事例などの情報提供を行い、事業系ごみの減量を推進します。

- 特定事業者の一般廃棄物減量計画書を基に、実態の把握に努め、ごみ減量や資源化の協力を要請します。
- 事業者団体等との連携により、中小規模事業者へのごみ減量・分別排出に関する情報提供を行い、取り組みを促進します。
- 特定事業者の対象規模見直しや産業廃棄物、資源化可能物の混入防止策について検討します。
- 中小規模事業者が排出する古紙等の資源物について、共同回収による資源化など新たな仕組みづくりを検討します。

### (2) 民間事業者との業務連携による取り組みの推進

#### ● サーキュラーエコノミーの実現に寄与する取り組みの推進

国の「第五次循環型社会形成推進基本計画」において示されたサーキュラーエコノミー（循環経済）への移行の実現につながる取り組みを推進します。

- 本市において、民間事業者等との連携により令和6年度より実施している「ペットボトルの水平リサイクル」や「家庭用廃食油のリサイクル」をはじめ、近年注目されているサステナブルファッショングや新たな資源化可能物への対応など、サーキュラーエコノミーの実現につながる取り組みについて積極的に進めています。

## 基本施策3. 公共施設における率先行動の充実

3Rの推進にむけた市職員の意識向上、公共施設から発生するごみの減量や再生利用のほか、物品の調達に関する施策を進めます。

### (1) 市職員の意識向上

- 日常的な3R行動の実施に向けた啓発

市職員が、庁舎の内外を問わず自発的に3R行動に取り組むよう、庁内連携や啓発に努めます。

- 職員に対し、マイバッグ・マイボトル利用の働きかけを推進します。
- 使い捨てプラスチックごみの排出抑制に関する啓発を進めます。
- 庁舎内でのごみの分別徹底に関する啓発を継続します。

### (2) 公共施設におけるごみの減量・分別の徹底

- 業務で発生するごみの減量や再利用等

市が実施する事業や業務により発生するごみの減量・分別・資源化の率先行動に努めます。

- 庁内に向けて、市のイベント等で使用できる来客向けのマイボトル用給水機の貸し出しを行い、部署間の垣根を越えたプラスチックごみ減量の取り組みに努めます。
- 市主催イベントにおいて、ごみの発生抑制を図る運営や発生したごみの分別を徹底します。
- 役目を終えた庁内備品の他部署での再使用など、既に部署間で実施されているリユースの取り組みがさらに浸透するよう、啓発に取り組みます。
- 公共施設から発生する古紙類や機密文書のリサイクルを継続し、紙ごみの抑制に引き続き取り組みます。
- 公共施設から発生する剪定枝や幹材のチップ化によるリサイクルを継続します。

- 環境に配慮した取り組みの継続

物品購入時における環境配慮商品の率先購入を継続します。

- 業務上必要な物品については、環境物品等調達基準に基づく購入の周知を継続します。
- 業務における使い捨てプラスチック商品の利用抑制について啓発を進めます。

## 基本方針Ⅲ. 環境に配慮した適正処理の推進

### 基本施策1. 社会情勢の変化に応じた収集・運搬体制の構築

ごみの収集や運搬過程におけるリスクを減らすとともに、分別収集の見直しを含めた体制の構築を検討することにより、引き続き安定した体制を維持します。

#### (1) 収集・運搬体制の充実

##### ● 将来を見据えた体制の維持

社会情勢の変化に対応できるよう、安定した収集・運搬体制の維持に取り組みます。

- さらなる高齢化の進行、障害者への対応を見据え「ふれあい収集」の充実を図ります。
- プラスチック製品の一括回収など法改正に伴う対応を想定し、収集体制のあり方を検討します。

##### ● 収集時における安全等への配慮

安全・安心な収集作業の実現に向け、取り組みを継続します。

- 収集を委託する業者との情報共有により、安全な収集業務の実施に努めます。
- 環境に配慮した収集機材等の導入を検討します。

#### (2) 安全・安心なごみ収集の取り組みの推進

##### ● 分別排出に関する周知の徹底

火災原因となる危険物の分別排出について、周知を徹底します。

- 小型充電式電池（内蔵する家電を含む）やスプレー缶、ガスボンベ等の分別排出に関する周知徹底を継続し、収集・運搬時における火災発生リスクの低減に取り組みます。

##### ● 火災発生時の対応

収集・運搬時に発生した火災等については、安全に配慮のうえ対応します。

- 収集員や周辺の安全確保を優先し、火災等発生時における適切な対応に努めます。
- 状況に応じて、東大阪都市清掃施設組合と連携した対応を行います。

### (3) (仮称) 環境センターの整備

- 令和11年度の供用開始に向けた準備

4つの環境事業所及び美化推進課について、様々な課題に対応するため2か所に統合・再編します。

- 効率性の高いごみ収集拠点を整備します。
- 多様化する資源物の排出ニーズに対応した回収・保管拠点を整備します。
- 危機事象時において迅速に対応できる収集拠点を整備します。

## 基本施策2. ごみ処理システムの安定化に向けた施設整備・対応強化

将来にわたって安定的なごみ処理システムを確保するため、関係機関との連携を深めます。

### (1) ごみ処理施設の整備と監視体制の維持

- 新工場の整備や施設の見直しに向けた取り組み

現在整備中の新工場に関する情報共有のほか、将来を見据えた施設整備に対し連携して取り組みます。

- 新工場の整備状況について適宜進捗を確認し、状況把握に努めます。
- 新たな資源化物への対応を見据え、連携を図ります。

- 施設の適正な維持管理の推進

東大阪都市清掃施設組合や大東市と連携し、適正かつ安定的な体制確保に努めます。

- 事業系ごみ搬入時の監視を継続し、排出事業者への指導を行います。
- 安定的なごみ処理体制の構築に向け、情報交換を図ります。
- ごみ処理施設における処理上の課題について、市民・事業者への環境教育や啓発を進めます。
- 今後の社会状況などに応じ、資源物の分別・収集・保管機能を充実させます。

### (2) 適正処理が困難な物への対応強化

- 回収や処理が困難な廃棄物への対応

市での回収や処理が困難な廃棄物については、関係機関と連携した対応に努めます。

- 広域的な処理体制の整備に向け、関係機関に要望します。
- 事業者との連携を含め、多方面に向けた検討を進めます。
- 販売店での引き取りの利用や処理手数料の必要性など、市民への周知徹底を推進します。

### (3) 最終処分場の安定的な確保

- **継続利用に向けた要望や取り組みの推進**

本市で発生するごみは、焼却などの処理を行ったのち、海上にある最終処分場に埋め立てられていますが、受け入れ可能量には限りがあるため、継続利用に向けた取り組みを進めます。

- 大阪湾広域臨海環境整備センターの継続利用について、関係機関に要望します。

- **本市でできる取り組みの推進**

長期安定的な最終処分場の利用においては、各自治体での最終処分量の削減に向けた取り組みも重要です。このことから、本市においてもごみ量の削減に積極的に取り組みます。

- ごみの減量推進による最終処分量の縮減を図り、最終処分場の長期安定利用に資するよう努めます。

### 基本施策3. きれいなまちづくりの推進

不法投棄への早期対応や市民・事業者との連携による美化活動により、きれいなまちづくりを進めます。

#### (1) 不法投棄の防止

- **不法投棄に対する体制強化と早期対応**

監視体制の強化や市民・事業者との連携により不法投棄を防止するとともに、不法投棄された廃棄物については早期対応を実施します。

- 啓発物、監視カメラの設置により不法投棄を防止します。
- 市内巡回パトロールの継続により不法投棄を未然に防止するとともに、不法投棄を確認した際の早期対応に取り組みます。

#### (2) 散乱ごみ防止とまちの美化の推進

- **各主体との連携による活動の推進**

市民・事業者とともにまちの美化活動を推進し、散乱するごみの防止に努めます。

- 自治会等の地域団体、学校園、事業者との連携による市内一斉清掃（クリーンアップ大作戦）を継続して実施します。
- 地域で実施されている清掃活動への支援を行います。
- 条例に基づく取り組みの強化や啓発に努めます。
- ポイ捨て禁止看板などの活用によるまちの美化推進に取り組みます。

## 基本施策4. 災害廃棄物対策の強化

災害廃棄物への対応における連携体制の確保に努め、発災時を想定した取り組みを進めます。

### ● 関係機関との連携強化と発災時の協力要請

災害廃棄物処理における関係機関との協力・連携体制を深めるとともに、災害発生時におけるごみの出し方について情報提供を行い、市民への協力を求めます。

- 国・府が進める災害廃棄物処理の方針に基づき、発災時の廃棄物処理体制の充実に努めます。
- 近隣自治体や関連事業者等との連携強化を図ります。
- 東大阪市災害廃棄物処理計画に基づき、廃棄物処理体制を構築します。
- 「災害廃棄物処理ハンドブック」を活用し市民に啓発するとともに、発災時における排出について協力を要請します。

### 3-3 市民・事業者・各種団体・行政の減量目標達成に向けた主な行動例

市民の行動例
<p>1. 買い物をするとき</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ マイバッグを活用します。</li><li>○ 過剰な包装は断ります。</li><li>○ 詰め替え商品を選びます。</li><li>○ ばら売り、量り売りの商品を選びます。</li><li>○ 買ってすぐ食べる商品は、商品棚の一番手前にある商品を選びます。</li><li>○ レンタル品や中古品を利用します。</li><li>○ トイレットペーパーや文房具などは、再生品を選びます。</li><li>○ 環境に配慮した商品を選びます。</li></ul>
<p>2. 普段の生活の中で</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 賞味期限切れで捨てられる食品や食べ残し（食品ロス）を減らします。</li><li>○ 使えるものは修理して再使用するなど、ものを大切にします。</li><li>○ 外出時には、水筒などのマイボトルを持参します。</li><li>○ 地域や学校などのごみ減量活動に参加します。</li><li>○ 使い捨て容器の使用を控えます。</li><li>○ 野菜などの食材はできるだけ無駄なく使い切るなど、エコクッキングを心がけます。</li><li>○ 生ごみの水切りや生ごみ処理機（コンポストなど）による堆肥化を実践します。</li><li>○ まだ使えるものは、必要としている人に譲ります。</li><li>○ プラスチック製容器包装とペットボトルの分別排出に努めます。</li><li>○ 古紙類（新聞、雑誌、ダンボール、紙パック）や古着、アルミ缶などは、地域の集団回収に排出します。</li><li>○ リチウムイオン電池など、発火し火災につながる廃棄物を安全に処理できるよう分別排出します。</li><li>○ 水銀使用製品（蛍光管・乾電池・血圧計・体温計など）・小型充電式電池・小型家電などは、公共施設や回収協力店に設置されている回収ボックスに排出します。</li></ul>

## 事業者・各種団体の行動例

### 1. すべての事業者（各種団体）

- 環境に関する情報提供に努めます。
- ごみ減量・リサイクルの意識を向上するため、環境やごみに関する社員教育に努めます。
- 環境マネジメントシステムを導入します。
- 再生品の使用を推進します。
- 市のごみ減量施策に協力します。

### 2. オフィス・事務所

- コピー用紙の使用量を減らします。
- できるだけ再生紙を購入し、発生した紙ごみは分別し、再生資源業者に引き渡してリサイクルします。
- あきかん・あきびん、プラスチック製容器包装、ペットボトルなどの分別を徹底します。
- グリーン購入に努めます。

### 3. 製造業

- 製品の小型化や製造工程の見直しなどによる資源使用量の極小化に努めます。
- 繰り返し使える通箱・パレットの使用など、運搬資材や梱包資材の省資源化・再使用を進めます。
- ごみ減量・リサイクルに適した商品・再生品であることの表示に努めます。
- 再使用可能な部品を積極的に使用します。
- 再生資源を積極的に利用します。
- リサイクルに関する技術開発を推進します。

### 4. 販売業

- マイバッグの活用を推奨し、レジ袋など使い捨てプラスチックごみを削減します。
- 過剰包装を控え、簡易包装を推進します。
- 量り売りなど、消費者が容器包装の少ない販売方法を選択できる仕組みを整備します。
- 店頭回収の実施や回収品目の拡大に取り組みます。
- 食品廃棄物のリサイクルを推進します。（食品リサイクル法に基づく事業者）
- 廉食用油などの分別排出、リサイクルを推進します。
- 店頭キャンペーン実施などを行い、プラスチックごみや食品ロス削減に向けた啓発を行います。

### 5. 飲食業・ホテル・旅館業・サービス業

- 使い捨て物品の使用を削減します。
- 調理の工夫により、無駄な生ごみを減らします。
- 食品廃棄物のリサイクルを推進します。（食品リサイクル法に基づく事業者）
- 廉食用油などの分別排出、リサイクルを推進します。

## 行政の行動例

### 市役所での取り組み

- 職員のごみ減量・リサイクルに対する意識を向上するため、職員向けの啓発に取り組みます。
- 環境への取り組みに関する情報提供に努めます。
- 会議等におけるペーパーレス化のさらなる推進のほか、コピー用紙の使用量抑制に努め、コピーする場合は両面コピーや裏紙の使用を徹底します。
- 市が主催、後援するイベントでは、ごみを出さないイベントの実施に努めるとともに、使い捨てプラスチックの使用削減に努め、発生したごみについては、分別を徹底します。
- あきかん・あきびん、プラスチック製容器包装、ペットボトル、古紙類の分別を徹底します。
- 機密文書のリサイクルを推進します。
- 公共施設から発生する資源の再生利用に努めます。
- 環境物品の購入（グリーン購入）を徹底します。
- 会議における使い捨てプラスチックの使用削減を進めます。
- マイバッグやマイカップ・マイボトルを率先して活用します。
- 飲食時における食べ切りなど、食品ロス削減に努めます。

## 4 計画の進行管理

### (1) 基本的考え方

計画を円滑・着実に、また、より高次の取り組みの展開をめざすため、Plan（計画の策定）、Do（実行）、Check（評価）、Act（見直し）のいわゆるPDCAサイクルに基づく計画の適切な進行管理を行います。

また、計画推進のために、市民・事業者・各種団体との連携強化による計画推進体制を充実します。

### (2) PDCAサイクルに基づく計画の進行管理

本計画に基づき、一般廃棄物処理実施計画（毎年度作成）、分別収集計画などを策定し、具体的な施策を実施します。進捗状況に関する点検・評価の結果は、市政だよりや市ウェブサイトなどを活用し、広く市民に公表していきます。

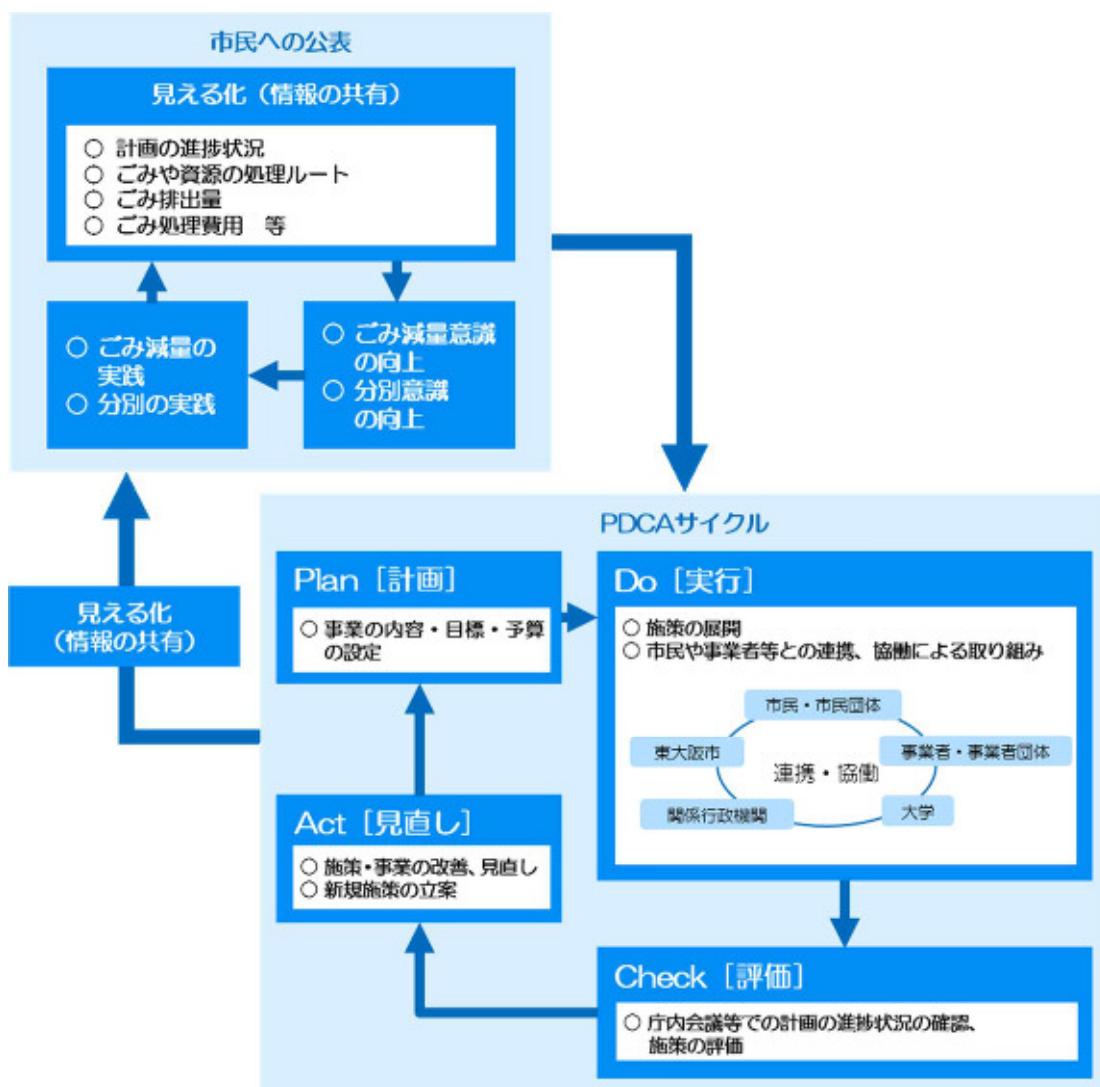


図 2-14 計画の進行管理方法

## 第3部

# 食品ロス削減 推進計画

# 第1章 食品ロスについて

## 1 計画策定の趣旨

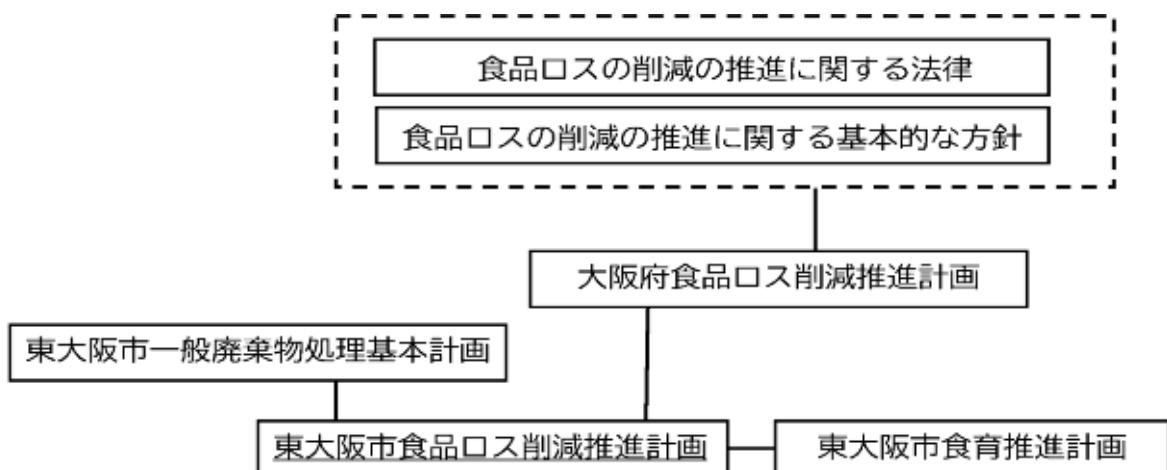
食品ロスとは、本来食べられるにも関わらず廃棄されてしまう食品のことです。家庭からの食べ残しや事業者による販売期限切れ商品など様々な要因で、我が国では非常に多くの食品ロスが発生しています。食品ロスは、資源の無駄遣いであるだけでなく、廃棄に関するエネルギー負担が生じることから、社会的・経済的に大きな損失を生み出しています。

本市においても、家庭ごみの中に多くの食品廃棄物が含まれており、まだ食べられる状態の食品が数多く廃棄されている現状が確認されています。食品ロス削減は、ごみの減量による焼却費用の抑制、温室効果ガスの削減など、環境負荷の低減が期待される重要な取り組みです。

本市では令和4年3月に東大阪市食品ロス削減推進計画を策定し、食品ロス削減を計画的に推進するための取り組みを進めてきました。このたび、一般廃棄物処理基本計画の改定に伴い本計画を改定することにより、市民・事業者・行政といった各主体の役割をより明確にし、一体となった行動を推進することで、次世代を見据えた循環型都市の実現に寄与することを目指します。

## 2 計画の位置付け

本計画は、「食品ロスの削減の推進に関する法律」第13条第1項の規定に基づき、「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」や「大阪府食品ロス削減推進計画」を踏まえて策定します。また、本計画は「東大阪市一般廃棄物処理基本計画」の一部として食品ロス削減に関する事項を定めるとともに、ごみ処理基本計画では食品ロスの削減を重点施策のひとつとしており、「東大阪市第3次環境基本計画」、「東大阪市一般廃棄物処理実施計画」、「第4次東大阪市食育推進計画」等本市の諸計画と整合性を図っています。



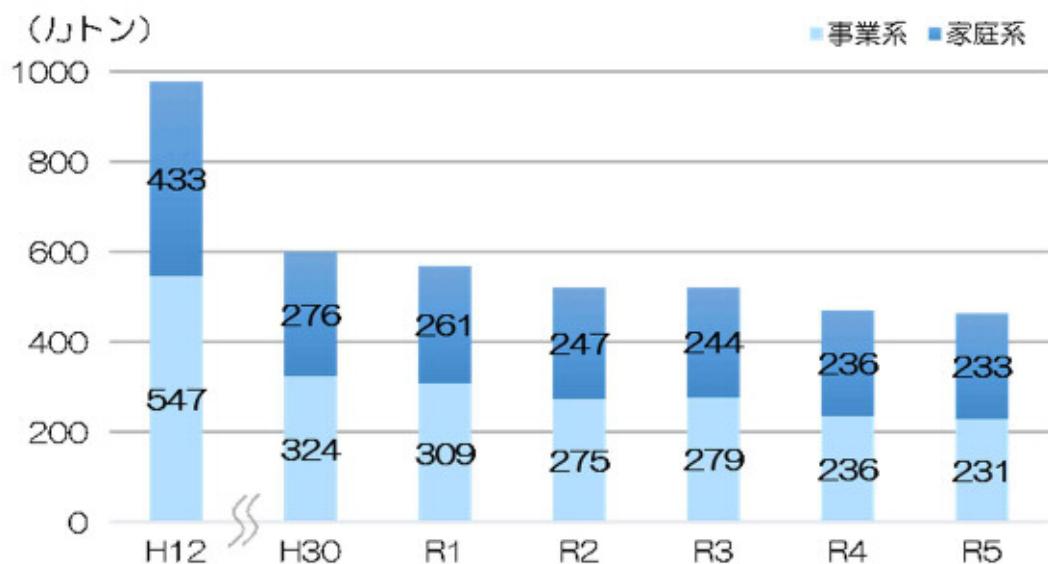
関係法令  
・循環型社会形成推進基本法  
・食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律  
・廃棄物の処理及び清掃に関する法律 等

図 3-1 計画の位置付け

## 第2章 食品ロスの現状と課題

### 1 食品ロスの発生量(全国の状況)

農林水産省・環境省の推計によれば、全国の食品ロス発生量は令和5年度実績で464万トンとされています。このうち家庭系は233万トン、事業系は231万トンであり、ほぼ半々の割合で発生しています。家庭系食品ロスは、主に「食べ残し」「手つかず食品」「過剰除去」を要因として発生しています。一方で事業系食品ロスは、製造段階の規格外品や販売段階の期限切れ、外食店舗での食べ残しなどが主な要因です。



【出典 環境省ウェブサイトから抜粋し作成】

図 3-2 全国の食品ロス発生量（推計）

### 2 本市における食品ロスの発生量

本市では、年間 142,808 トン（令和6年度実績）の可燃ごみが排出されております。その中でも、食品ロスと推計されるものは 23,619 トン（家庭系 12,916 トン 事業系 10,703 トン）と見込まれています。これは市民一人あたりに換算すると年間約 49.4kg であり、全国平均よりも多くなっています。

食品ロス削減のためには市民一人ひとりの行動変容が不可欠です。

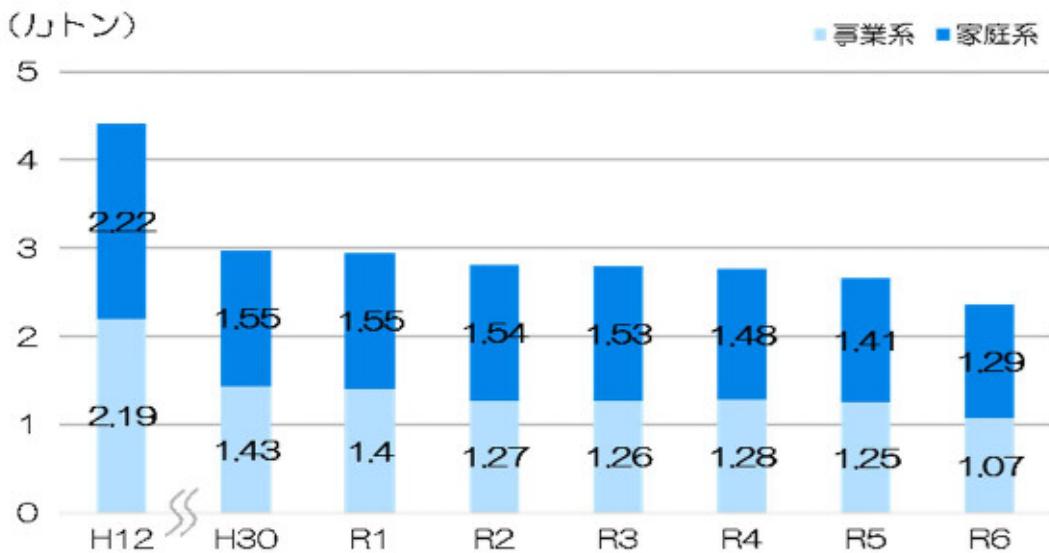


図 3-3 本市の食品ロス発生量（推計）

【本市作成】

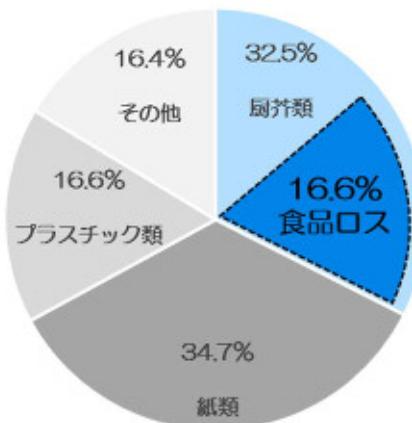
※推計方法

（家庭系）5年ごとに実施しているごみの組成調査結果から家庭ごみに占める食品ロスの割合を出し、各年度のごみ排出量に乘じて算定（R5までは17.8%、R6は16.6%）

（事業系）他の自治体が実施した事業系ごみの組成調査結果を参考に算定（R5まで19.95%、R6は17.7%）

### 3 家庭ごみの中に含まれる食品廃棄物の内訳

本市が令和6年度に実施した家庭ごみの組成調査では、家庭ごみの中に食品廃棄物が32.5%含まれていました。そのうち、手付かず食品が6.3%、食べ残し等が10.2%、それらを合計した食品ロスが16.6%、その他、調理くずが13.5%を占めています。令和元年度調査時の食品ロスの割合である17.8%と比較すると、1.2%減少しておりますが、近隣の政令指定都市及び中核市と比較すると本市はやや高い割合となっています。



※小数第2位で四捨五入しているため、合計が100にならない場合があります。

図 3-4 家庭ごみの中の資源化可能物の割合

## 4 市民の食品ロスに関する意識

本市が令和7年4月に実施した市民アンケート調査によると、本市において「食品ロス削減のために、普段から取り組んでいることがある」と回答した人は98.2%でした。

なお、令和7年8月に消費者庁が実施した全国調査では、85.0%、令和6年11月に実施した大阪府の調査では94.6%となっています。

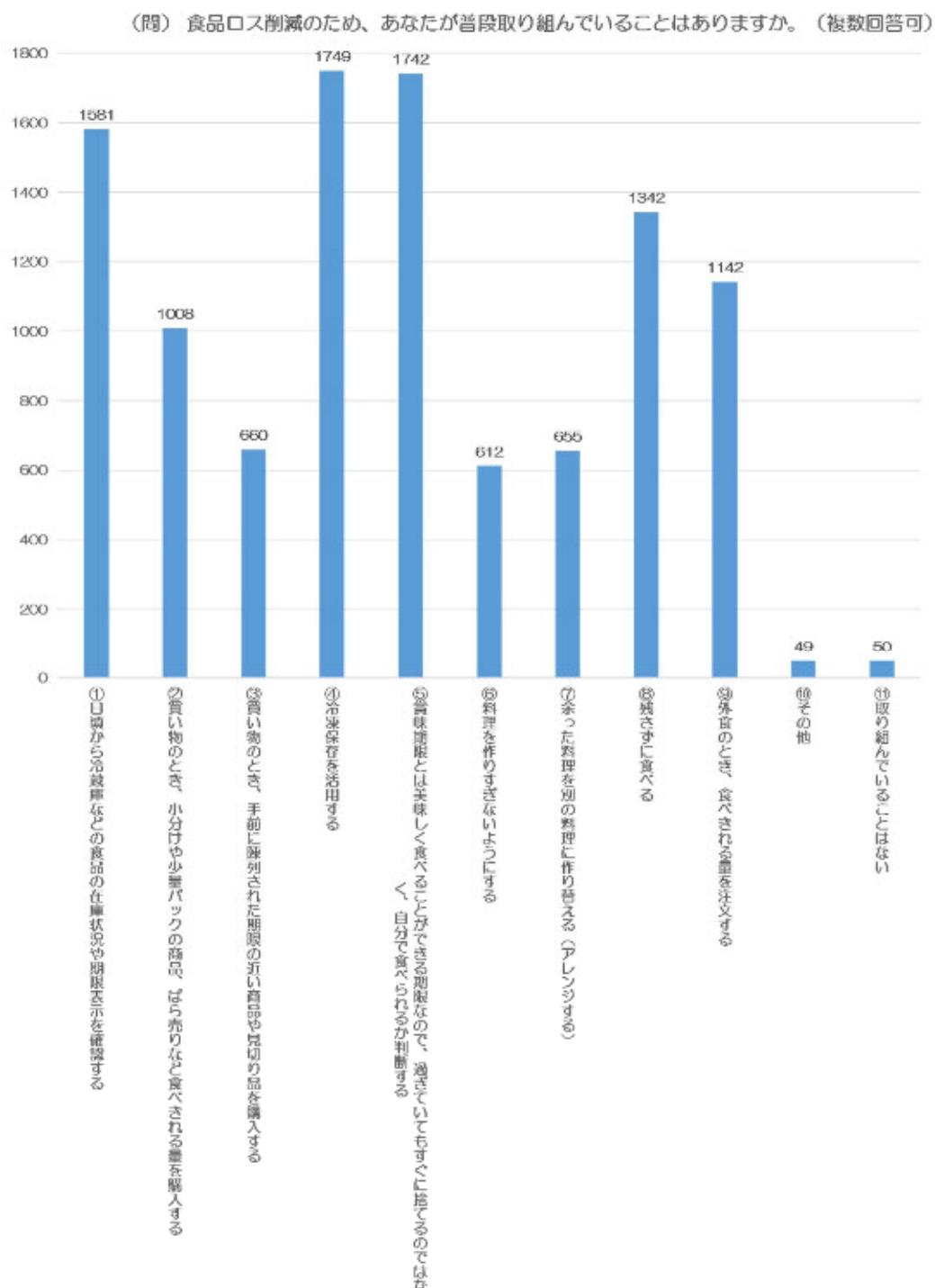


図3-5 市民アンケート結果

# 第3章 基本理念・基本方針・基本目標

## 1 基本理念

ごみ処理基本計画で掲げる「みんなで取り組み 次世代につなぐ 循環型都市 ひがしおおさか」を食品ロス削減推進計画においても基本理念とします。

前計画においては、市民・事業者・行政等の各主体が協力して取り組みを進めていくものとしており、本計画においても、これまで以上に各主体が役割を認識し、協力して取り組むことで、将来に向けた循環型都市の形成を目指すものです。

## 2 基本方針

基本理念の実現に向け、次の基本方針を定めます。

### 基本方針1. 家庭での食品ロス削減に向けた普及啓発

- 環境教育、情報発信による意識の醸成
- 家庭での削減に向けた行動の促進

### 基本方針2. 事業者における食品ロス削減の推進

- 事業者との連携による食品ロス削減の推進
- 事業者の取り組みに対する消費者理解の促進

### 基本方針3. 食品ロス削減に向けた推進体制の整備

- 各種団体等との協働による取り組み
- 府内関係部局間での連携した取り組み

### 基本方針4. 食品廃棄物の資源循環の推進

- 適正な再生利用の取り組み促進

### 3 基本目標

国は、令和7年3月に「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」において、2030年（令和12年）度までに2000年（平成12年）度比で家庭系食品ロスの50%減の早期達成、事業系食品ロスの60%減の目標を掲げました。

本市においても、家庭系食品ロスについては前計画と同様、令和12年度までに平成12年度比で50%減を目標としたうえで、計画期間の最終年度にはさらなる削減をめざします。

事業系食品ロスについては、前計画において家庭系食品ロスと同様平成12年度比で50%減を目標に掲げており、令和6年度推計で半減目標は達成しております。一方で、本市ではこれまで事業系ごみに関する組成調査を実施していないため、他の自治体が実施した調査結果を参考に本市事業系食品ロスの発生量を推計してきました。しかしながら、この方法では本市における実態を正しく把握しているものではなく、施策実施の効果測定に用いる根拠としても十分であるとはいえないことから、本計画では事業系食品ロスに関する数値目標は設定しないこととします。

なお、事業系食品ロスの発生傾向は今後も把握していく必要があるため、これまで同様、他の自治体の調査結果を参考とした推計は継続し、推移を追ってまいります。



図3-6 数値目標

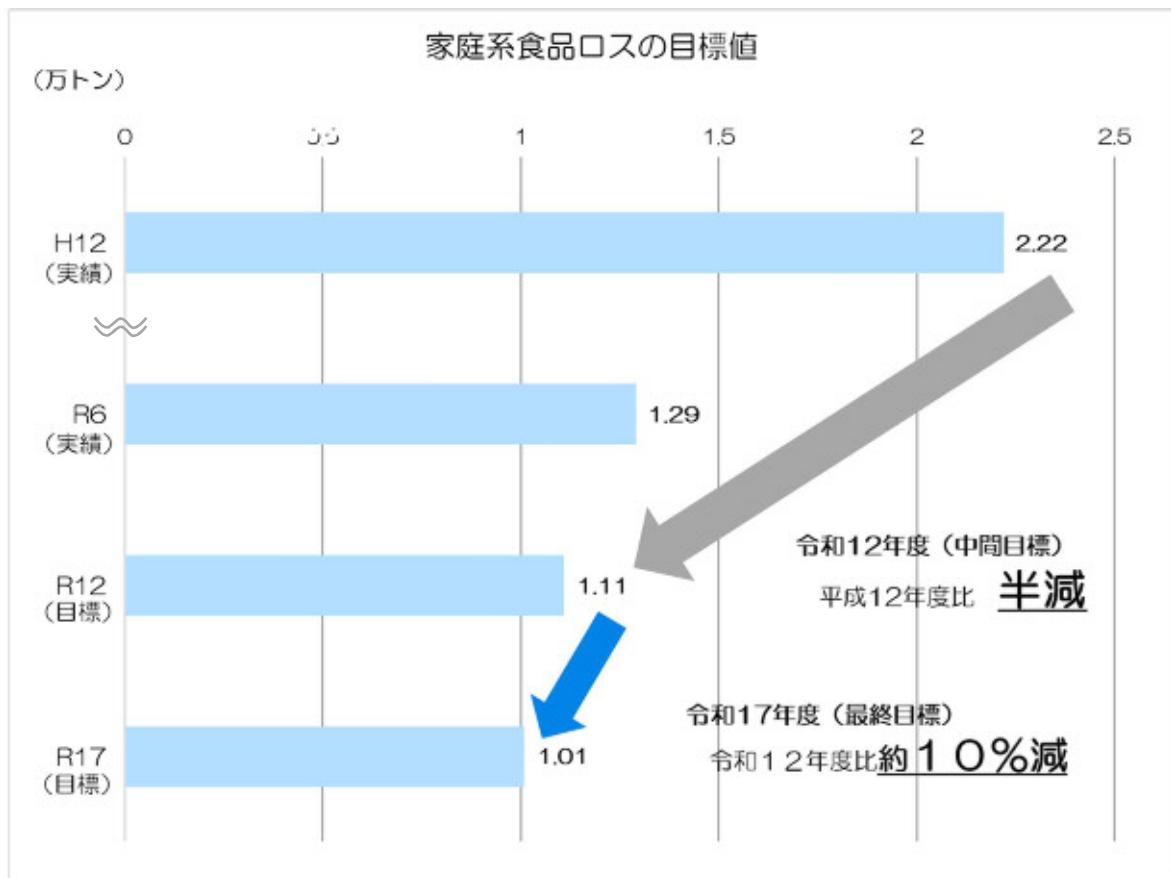


図 3-7 家庭系食品ロスの目標値

# 第4章 目標達成に向けた取り組み

## 1 施策の体系

基本理念

「みんなで取り組み 次世代につなぐ 循環型都市 ひがしおおさか」

### 基本方針

I. 家庭での食品ロス  
削減に向けた普及啓発

II. 事業者における  
食品ロス削減の推進

III. 食品ロス削減に向けた  
推進体制の整備

IV. 食品廃棄物の  
資源循環の推進

### 基本施策

1. 環境教育、情報発信による意識の醸成
2. 家庭での削減に向けた行動の促進
3. 事業者との連携による食品ロス削減の推進
4. 事業者の取組みに対する消費者理解の促進
5. 各種団体等との協働による取り組み
6. 庁内関係部局間での連携した取り組み
7. 適正な再生利用の取り組み促進

## 2 施策の内容

### 基本方針1. 家庭での食品ロス削減に向けた普及啓発

市民（消費者）が、食品ロスの問題について意識を高め、削減の必要性に対する理解を深めるため、環境教育、情報発信等により食品ロスについて考える機会を創出するとともに、食品ロスを発生させないよう一人ひとりの自発的な行動を促すため、具体的に取り組める内容について周知徹底を図るなど、家庭における食品ロス削減に向けた普及啓発に取り組みます。

#### ● 環境教育、情報発信による意識の醸成

- 学校園や地域団体を対象に、食品ロスをテーマとした環境教育出前講座について継続して実施するとともに、利用拡大に向けて周知に努めます。
- 環境教育出前講座のほか、幅広い世代に対する学習機会の創出に努めることで食品ロス削減の必要性について市民への理解を進めます。
- ECOポスターコンクール受賞作品の活用など、本市取り組みの成果を用いた効果的な啓発を行います。
- SNS等を活用した情報発信、食品ロス削減月間（10月）に合わせた取り組みやイベントにおける啓発等を継続するとともに、意識の醸成を図る新たな取り組みを検討することにより、食品ロス削減の機運を高め、市民の自主的な取り組みを促します。

#### ● 家庭での削減に向けた行動の促進

- 食材に応じた適切な保存や冷蔵庫内の定期的な在庫管理、エコレシピの利用など、食材の使い切りを促進するため、食品ロス削減リーフレット等を活用し、家庭で実践できる取り組みについて啓発を進めます。
- 期限内に使い切ることが困難になった手付かず食品の廃棄を削減するため、フードドライブについて理解と関心を深めるよう啓発を行うとともに、市及び事業者等が実施するフードドライブの周知に努め、積極的な活用を促します。

## 基本方針2. 事業者における食品ロス削減の推進

市内の事業者との連携協力のもと、製造、販売等の各段階における食品ロス削減を推進するとともに、事業者が実施する食品ロス削減の取り組みに対する市民（消費者）の理解を促進し、取り組みのさらなる活性化を図ります。

### ● 事業者との連携による食品ロス削減の推進

- 業種ごとの食品ロス削減に向けた取り組み例など情報提供に努めます。
- 事業者に対し、てまえどりや少量販売等、食品ロス削減につながる取り組みへの理解を促します。
- 東大阪市食べきり協力店の登録店舗を拡大し、食品ロス削減に取り組む飲食店、食品小売店、宿泊施設について広く周知することにより、市全体の機運を高めるとともに、連携して食品ロス削減の取り組みを進めます。
- 啓発資材の提供や店頭での啓発活動など、事業者と連携した取り組みに努めます。
- 売れ残りや規格外品などの未利用食品について、フードバンク等への寄付やフードシェアリングなどによる有効活用の検討を促します。
- フードドライブを実施する市内小売店等に関する情報の発信に努め、未利用食品の有効活用を推進します。

### ● 事業者の取り組みに対する消費者理解の促進

- てまえどりや量り売りなど事業者が行う食品ロス削減につながる手法について市民の理解を深め、利用の検討を促します。
- 食べきり協力店の利用や会食時における「30・10運動（※）」の実践など、市民の食品ロス削減に関する意識の醸成を図るとともに、店舗で発生する食品ロスの削減につながるよう支援します。

#### ※30・10運動

会食や宴会において、最初の30分間と最後の10分間は自席で料理を楽しみ、食品ロスを減らすことを促す取り組み

## 基本方針3. 食品ロス削減に向けた推進体制の整備

食品ロス削減推進のため、各種団体、行政等各主体が積極的に対策に取り組むとともに、相互に連携し、食品ロス削減に関する施策を効果的に推進するための体制を整備します。

### ● 各種団体等との協働による取り組み

- 全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会の活動を通じて、先進的な取り組みや優良事例に関する情報をウェブサイトやSNS等も活用して紹介し、意識の醸成に努めます。

- 東大阪市地域ごみ減量推進協議会と連携し、食品ロスに関する知識を深め、各地域内で食品ロス削減に向けた取り組みが実践できるよう自治会への啓発を進めます。
  - 市内でフードドライブやフードバンクを実施する団体等と連携し、活動の紹介や相互に情報共有を行い、資源の市内循環の推進に努めます。
  - 市内の大学で食品ロス削減に関する活動に取り組む学生と連携し、啓発に取り組みます。
- **府内関係部局間での連携した取り組み**
- 市で実施したフードドライブにより集まった食品を必要とされる団体等へ配布し、資源の市内循環を意識した取り組みを継続します。
  - 賞味期限の迫った災害用の備蓄食料は、地域の防災訓練時の啓発や子ども食堂への提供など有効利用に努めます。
  - 本庁舎内にある店舗の事業者と連携し、食品ロス削減の啓発を継続します。
  - 食品を取扱う市所管施設について、食品ロス削減を意識した取り組みを継続します。
  - 食育の取り組みと連携し、食品ロス削減に向けた啓発を進めます。
  - 学校給食での食べ残し等について、食品ロス削減の必要性について理解を深め、啓発に取り組みます。
  - 庁内各部署と連携し、関連のある事業者に対して食べきり協力店の登録のほか、食品ロス削減の取り組みに関する働きかけ、情報提供を行います。

#### **基本方針4. 食品廃棄物の資源循環の推進**

食品ロス削減の対策を実施した上で生じる食品廃棄物については、適正な再生利用の促進に取り組みます。

##### **● 適正な再生利用の取り組み促進**

- 食品リサイクルに取り組む意欲のある食品関連事業者の参考となるよう、食品リサイクル施設について、市ウェブサイトに掲載するなど、情報提供を行います。
- 特定事業者（多量排出事業者）に対し、食品リサイクルに関する情報提供を行います。

### 3 各主体の役割

#### （1）市民の役割

市民は消費者として、食品ロスの影響や削減の必要性について理解を深めるとともに、日々の暮らしの中で、自ら何ができるかを考え、行動することが求められます。自身の消費行動により発生した食品ロスが、環境や他の国々・地域にも影響を及ぼすことを踏まえ、各発生段階における食品ロスの削減について、自主的に取り組む必要があります。

発生段階	求められる行動（例）
買物	<ul style="list-style-type: none"><li>・購入してすぐ食べるなら「てまえどり」を実施する。</li><li>・量り売りなどを積極的に活用し、使い切れる分だけ購入する。</li><li>・品質に問題のない規格外品や訳あり品の購入を検討する。</li><li>・恵方巻やクリスマスケーキなどの季節商品は予約販売を活用し、欠品を許容する意識を持つ。</li></ul>
保存	<ul style="list-style-type: none"><li>・食材に応じた適切な保存を行うとともに、冷蔵庫内の在庫管理を定期的に行い、食材を使いきるようにする。</li><li>・賞味期限について理解を深め、それぞれの食品が食べられるかどうかについては、個別に判断を行う。</li><li>・自然災害等の発生に備え、家庭において食品を備蓄する場合には、普段から食品を少し多めに買い置きしておき、古いものから消費し、消費した分を買い足すことにより、食品の備蓄ができる「ローリングストック法」を実践する。</li><li>・家庭で余っている未開封の未利用食品は、フードドライブ活動を通じて寄附するよう努める。</li></ul>
調理	<ul style="list-style-type: none"><li>・家にある余った食材を鍋物や汁物に活用して使いきる。</li><li>・食材の食べられる部分はできる限り無駄にしないようにする。</li><li>・食べきれる量を調理する。</li><li>・食べきれなかったものは、リメイク等の工夫をする。</li></ul>
外食	<ul style="list-style-type: none"><li>・食べきれる量を注文する。</li><li>・会食時には「30・10運動」を実践する。</li><li>・外食の際、料理が残った場合は、食品衛生上の留意事項を理解した上で、自己責任の範囲で持ち帰ることを検討する。</li></ul>

## (2) 事業者の役割

事業者は、サプライチェーン全体で食品ロス削減の必要性について理解と関心を深め、自らの事業活動に関し、食品ロスの削減について積極的に取り組むとともに、本市が実施する食品ロス削減に関する施策に協力することが求められます。

発生段階	求められる行動（例）
製造 (食品製造業者)	<ul style="list-style-type: none"> <li>原料の無駄のない利用や製造・出荷工程における適正管理</li> <li>食品の製造・加工方法の見直し、容器包装の工夫による賞味期限の延長</li> <li>賞味期限の大括り化（年月表示など）</li> <li>サプライチェーン全体での適正受注の推進</li> <li>消費実態に合わせた容量の適正化</li> <li>製造時に生じる端材や型崩れ品等の規格外品の有効活用</li> </ul>
流通 (卸売業者)	<ul style="list-style-type: none"> <li>納品期限の緩和等商慣習の見直し</li> <li>受発注リードタイムの調整、適正発注の推進等による売れ残りの削減</li> </ul>
販売等 (小売業者、 外食事業者)	<p><b>【小売業者】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>納品期限の緩和等商慣習の見直し</li> <li>需要予測に基づく仕入れや販売等の工夫</li> <li>季節商品の予約制など、需要に応じた販売の実施</li> <li>消費期限や賞味期限の近い食品の購入を促し、売り切るための取り組みの促進（値引き・ポイント付与等）</li> <li>小分けや少量販売等の実施</li> </ul> <p><b>【外食事業者】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>利用者において量の選択ができる販売方法の実施</li> <li>「30・10運動」の実施呼びかけ</li> <li>利用者が食べきれなかった場合の持ち帰り等措置</li> </ul> <p>※国の「食べ残し持ち帰り促進ガイドライン」に基づき、自己責任を前提に、衛生上の注意事項を説明した上で、可能な範囲で持ち帰りできるような措置を行う。</p>
共通事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>食品の品質に影響がない理由による廃棄の見直し</li> <li>フードシェアリング等の活用による売り切りの工夫</li> <li>国の「食品寄附ガイドライン」に基づいた積極的な未利用食品の提供</li> <li>食品ロス削減に向けた体制整備及び取り組み内容や進捗状況に関する開示</li> <li>食品廃棄物のリサイクル検討</li> </ul>

## (3) 本市の役割

- 市民一人ひとりが食品ロスの問題を「自分ごと化」し、行動変容につなげられるよう普及啓発を行います。
- 国、大阪府の動向を踏まえ、率先して食品ロスの削減に関する各種施策を実施するとともに、市内における食品ロスの発生状況把握に努めます。
- 市民や事業者等と連携を図り、それぞれが行う取り組みに協力します。

## 4 計画の進捗管理

本計画を着実に推進するためには、目標の達成状況や施策の実施状況を定期的に把握・評価し、適宜改善や新たな施策の展開につなげていくことが重要です。

このため、P D C A サイクルに基づき、計画の適切な進行管理を行っていきます。

※計画の進行管理方法に関するイメージ図は 59 ページを参照。

## 第4部

# 生活排水処理 基本計画

# 第1章 生活排水処理の現状と基本的課題

## 1 はじめに

本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項の規定に基づく「一般廃棄物処理計画」の、生活排水処理に係る基本方針を示す「生活排水処理基本計画」として位置付けるとともに、水質汚濁防止法第14条の9第1項の規定に基づく「生活排水対策推進計画」を盛り込む計画としています。

なお、「東大阪市総合計画」、「東大阪市環境基本計画」等の上位計画と調整・整合を図り、国及び大阪府が策定した指針等を基に、地域の実情に適した整備方策、効率的・効果的な生活排水処理に係る計画の策定を行っています。

## 2 東大阪市の地理的特性

### (1) 面積・位置

本市の面積は、61.78 km<sup>2</sup> (6,178 ha) で、淀川と大和川にはさまれた大阪府の中央部の東側に位置し、西は大阪市、南は八尾市、北は大東市と接し、東は生駒山地で奈良県と境を接しています。

### (2) 地形・水系

本市の東部に南北に生駒山地がつらなり、小扇状地があり、西方は平野が広がっています。生駒山頂は海拔 642m、平野部は標高5～6m 前後となっています。

平地には、恩智川が生駒の山麓に沿って谷川の水を集めながら北上し、第二寝屋川と長瀬川が西部の市街地のなかを南から北西へ流れています。また、寝屋川が北部をかすめて西へ流れています。



図 4-1 本市の位置

### 3 生活排水処理の現状

#### （1）生活排水処理の概要

本市では、下水道を中心として、合併処理浄化槽、単独処理浄化槽、くみとりにより生活排水の処理を行っています。

令和6年度末において、し尿及び生活雑排水※を併せて適正に処理している人口（以下「生活雑排水処理人口」という。）は、東大阪市域全域の住民基本台帳人口（以下「行政区域内人口」という。）の約98%にあたる、467,923人となっており、生活排水の適正処理率は年々増加しています。また、下水道が整備された区域における下水道接続の啓発により、くみとり人口や浄化槽処理人口は減少しています。それに伴って、し尿及び浄化槽汚泥の処理量は、年々減少傾向にあり、今後も減少が見込まれます。

なお、下水道計画処理区域（以下「計画処理区域」という。）に指定されていない山間部では、くみとり又は単独処理浄化槽でし尿が処理されており、生活雑排水は未処理のまま公共用水域（以下「河川等」という。）に放流されています。生活雑排水を未処理のまま放流することは、環境への負荷が大きいことから、早期に合併処理浄化槽での処理を行うことが必要です。

なお、生活排水の処理形態別人口は表4-1のとおり推移しています。

※ 生活雑排水とは生活排水のうち、し尿及び水洗便所排水を除くもので、台所、洗濯、風呂等から出る汚水のことをいいます。

表4-1 生活排水の処理形態別人口の推移 (人)

処理形態別人口	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
生活雑排水処理人口	473,675	470,848	469,146	467,825	467,923
合併処理浄化槽人口	529	510	497	470	463
下水道人口	473,146	470,338	468,649	467,355	467,460
生活雑排水未処理人口	10,988	10,472	10,148	9,859	9,558
単独処理浄化槽人口	8,378	8,000	7,865	7,770	7,649
くみとり人口	2,610	2,472	2,283	2,089	1,909
行政区域内人口	484,663	481,320	479,294	477,684	477,481

## (2) 生活排水処理の流れ

生活排水は、し尿と生活雑排水に分けられます。

### ○生活雑排水処理の流れ

生活雑排水は、下水道に接続されている世帯では下水道を通じて下水処理場（処理区別に4箇所）にて処理され、合併処理浄化槽を設置している世帯では浄化槽にて処理され、処理水が河川等に放流されます。なお、単独処理浄化槽やくみとり便槽等を設置している世帯では、生活雑排水は未処理のまま河川等に放流されます。

### ○し尿処理の流れ

し尿は、下水道に接続されている世帯では下水道を通じて下水処理場にて処理され、合併処理浄化槽・単独処理浄化槽を設置している世帯においては各々の浄化槽にて処理され、処理水が河川等に流されます。くみとり便槽の世帯では、バキューム車にて収集運搬され下水道放流施設（東大阪市東事業所）にて希釀された後に下水道へ放流されます。なお、浄化槽の清掃過程において生じる浄化槽汚泥も、くみとり便槽のし尿と同様の処理がなされます。

なお、生活排水処理のフロー図は、図4-2となっています。

### ○下水道放流施設

し尿及び浄化槽汚泥の処理については、下水道放流施設である東大阪市東事業所において、し渣を除去し、希釀された後に下水道へ放流されます。下水道放流施設の概要は表4-2のとおりです。

表4-2 下水道放流施設

名称	東大阪市東事業所
所在地	東大阪市布市町三丁目3番1号
竣工年月日	平成18年1月20日
建築面積	約322m <sup>2</sup>
延床面積	約805m <sup>2</sup>
施設規模	鉄筋コンクリート造 地下1階 鉄骨造ALC板 地上2階建
処理方式	下水道直接投入方式（前処理+希釀）
希釀水	工業用水
運転時間	24時間（365日）

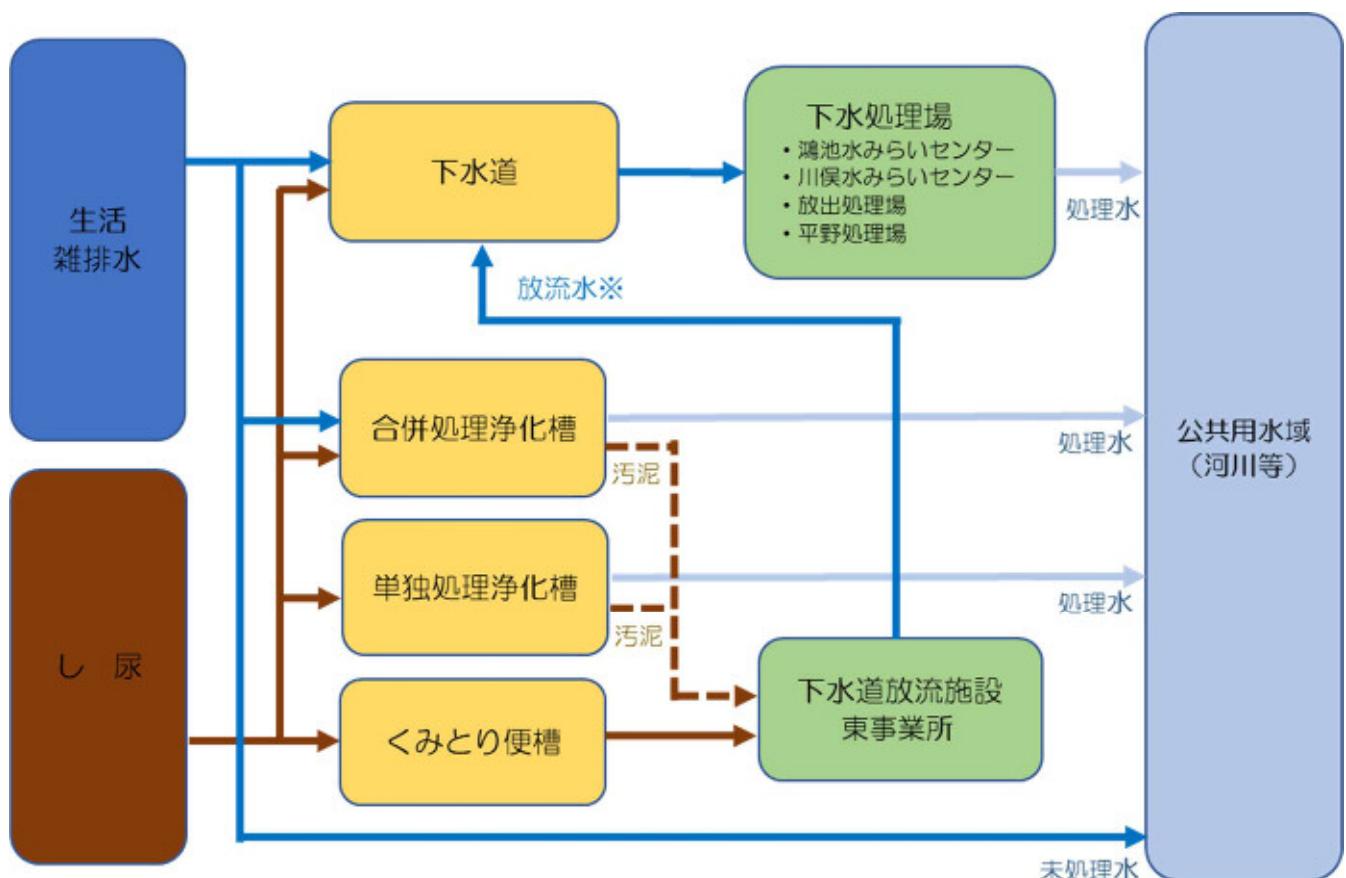


図 4-2 生活排水処理の流れ

※ 東事業所から排出される放流水は川俣水みらいセンターで処理されます。

表 4-3 処理設備別の生活排水の種類及び設置主体

処理設備	生活排水の種類	設置主体
下水道	し尿・生活雑排水	東大阪市・大阪市・大阪府
合併処理浄化槽	し尿・生活雑排水	個人等
単独処理浄化槽	し尿	個人等
くみとり便槽※	し尿	個人等

※ くみとり便槽から収集運搬されたし尿は下水道放流施設にて希釈され下水道に放流されます。

### (3) 河川の状況

市内を流れる主要河川である恩智川、第二寝屋川、長瀬川の3河川について、直近の10年間のBOD（生物化学的酸素要求量）の測定値を表4-4に、また、過去からの推移を図4-3に示しています。

恩智川では近年BODが横ばい又は減少傾向、長瀬川や第二寝屋川上流でも低い値で推移しています。第二寝屋川下流では、近年増減を繰り返していますが長期的には減少傾向を示しています。なお、いずれの河川も環境基準値以下で推移しています。

表4-4 主要河川のBODの測定値 (mg/L)

河川	測定地点	類型	基準値	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
恩智川	上流三池橋	C	5以下	35	35	4.9	4.1	3.7	36	30	40	27	29
第二寝屋川	上流巨摩橋	D	8以下	18	1.4	1.6	2.7	1.9	2.5	1.5	1.6	1.4	2.2
	下流 新金吾郎橋	D	8以下	32	4.0	5.1	7.7	4.9	4.4	7.3	6.1	4.7	6.2
長瀬川	下流新田橋	D)	8以下	16	1.6	1.9	2.0	2.4	2.1	2.6	1.6	1.5	1.9

注1：恩智川はH28まではD類型でH29以降C類型に変更されています。

注2：長瀬川は類型指定されていませんが第二寝屋川へ流入するため第二寝屋川と同一類型としています。

注3：測定値は75%値を示しています。

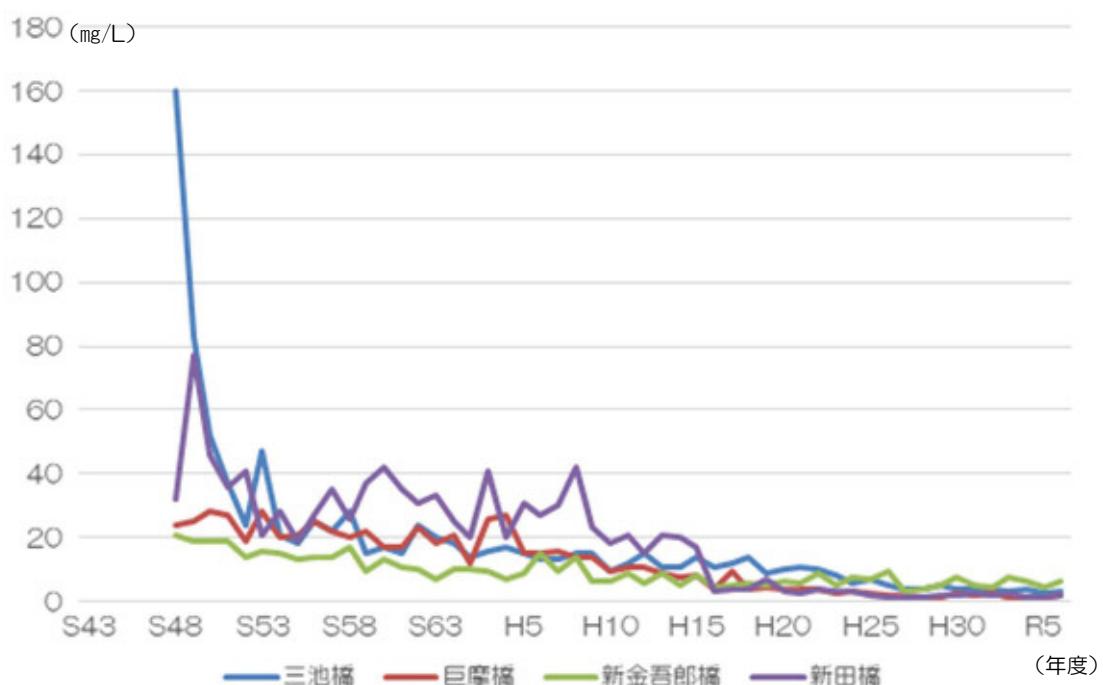


図4-3 主要河川のBODの推移

## 4 計画策定に当たっての基本的課題

生活排水処理基本計画を策定するに当たっての基本的課題を以下に示します。

### （1）下水道整備の状況

令和6年度の本市の下水道普及率は99.9%であり、概成されていますが、わずかに残る未整備地区については、早期に整備を行います。

### （2）下水道への速やかな接続

計画処理区域内において今なお残るくみとり便槽、単独処理浄化槽世帯等に関しては、下水道への早期接続を促します。また、法令に定められた下水道への接続義務がある世帯等に対しては、接続への指導の強化などの取り組みを行う必要があります。

### （3）浄化槽の適正な維持管理の徹底

現時点において浄化槽で処理を行っている世帯の浄化槽管理者に対して、定期的な保守点検、清掃及び定期検査についての啓発を進めるなど、適正な維持管理に努める必要があります。

### （4）市内河川の水質維持

市内河川の水質は一定の改善が進み、環境基準を満たしています。このきれいな河川を維持するため引き続き監視を行うとともにウェブサイト等で河川の水質についての情報提供を行います。

## 第2章 生活排水処理基本計画

### 1 基本方針

#### （1）達成目標

市内を流れる河川は、前節の図4-3に示したように、近年、水質の改善が図られています。これは、下水道整備に伴って家庭等からの生活排水が下水道及び合併処理浄化槽等で適切に処理されたためだと考えられます。

しかしながら、くみとり便槽の世帯等を中心として、依然として未処理の生活雑排水等が河川等へ放流されることが見込まれることから、今後、生活雑排水の適切な処理を促進する必要があります。

#### （2）基本方針

基本方針を定めるに当たり、本市の地域特性等を以下のように整理しました。

##### ①計画処理区域内

- ほとんどの地域で下水道が整備されています。
- 下水道に未接続の世帯等の把握に努めます。
- 下水道未接続の世帯等に対しては接続を促します。なお、現在設置されている浄化槽については適正な管理指導を行います。
- 下水道が整備されていない区域で、下水道整備を進めます。

##### ②計画処理区域外

- 山間部では、世帯が点在しているため、合併処理浄化槽での処理を促します。
- 既に設置されている単独処理浄化槽については、合併処理浄化槽への転換を促します。

### 2 基本計画

#### （1）今後のし尿・浄化槽汚泥処理の見通し

計画処理区域内については、早期に下水道による生活排水処理率100%を目指して下水道整備及び下水道接続への啓発を進めます。

下水道未接続世帯等については、適切な生活排水処理の啓発と指導を行うとともに、今後もしばらくはし尿処理等についても継続する必要があることから、当面は現在と同様に、収集されたし尿及び浄化槽汚泥は下水道への希釈投入により適切な処理を実施します。

なお、前計画である第7期計画の実績から将来のし尿・浄化槽汚泥処理量の推移の予測を図4-4、表4-5に示します。また、上位計画である「大阪湾流域別下水道整備総合計画」と整合を図り、令和30年度に生活雑排水処理人口を行政区域内人口で除した割合（以下「生活排水適正処理率」という。）を100%とした生活排水の処理形態別人口の予測を表4-6に示します。

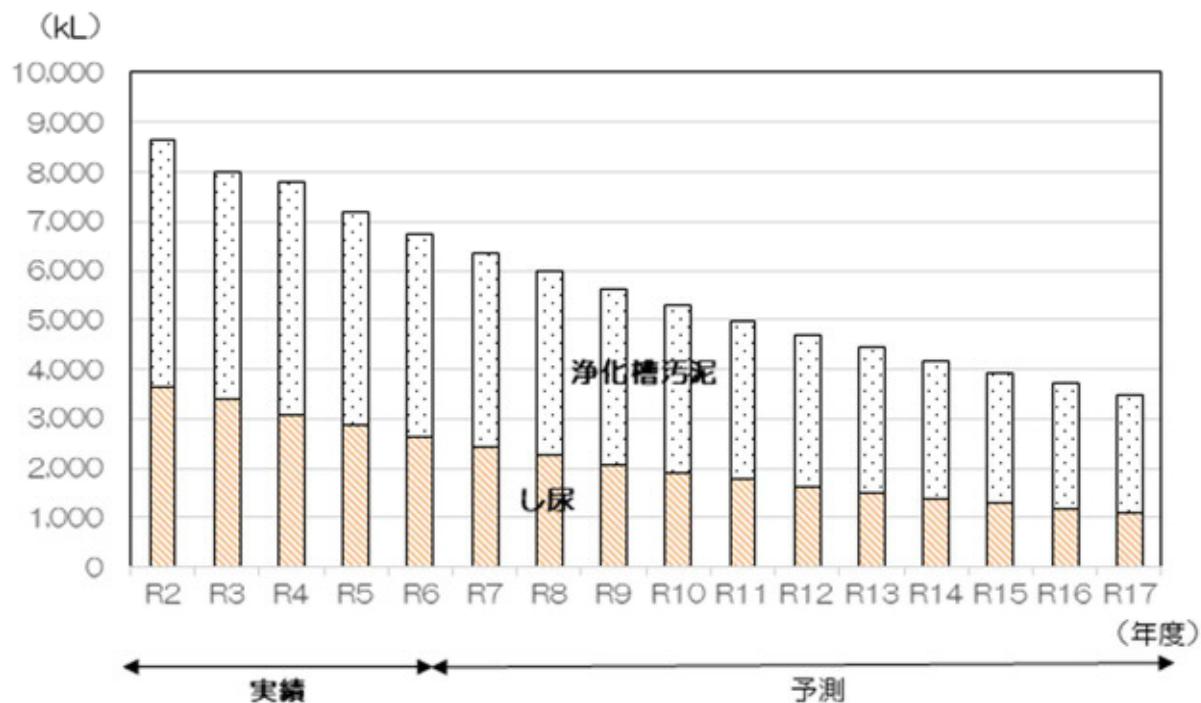


図4-4 し尿・浄化槽汚泥の処理量の予測

表4-5 し尿・浄化槽汚泥の処理量の予測 (kL)

項目	実績	予測	
	令和6年度	令和12年度	令和17年度
し尿	2,641	1,636	1,096
浄化槽汚泥	4,091	3,066	2,400

表4-6 生活排水の処理形態別人口の予測 (人)

処理形態別人口	令和6年度 (実績)	令和12年度 (予測)	令和17年度 (予測)	令和30年度 (予測)
生活雑排水処理人口	467,923	454,087	438,216	400,000
合併処理浄化槽人口	463	348	255	60
下水道人口	467,460	453,739	437,961	399,940
生活雑排水未処理人口	9,558	6,913	4,784	0
単独処理浄化槽人口	7,649	5,534	3,832	0
くみとり人口	1,909	1,379	952	0
行政区域内人口	477,481	461,000	443,000	400,000

## （2）処理目標

生活排水適正処理率を指標とし、市域の生活排水適正処理化（計画区域内は下水道の接続、計画処理区域外は合併処理浄化槽の設置）に努めます。

生活排水の処理目標として、生活排水適正処理率を令和12年度に98.5%、令和17年度に98.9%、令和30年度に100%を達成することを目指します。

なお、処理目標にかかる適正処理率及び人口の内訳を表4-7に示しています。

表4-7 処理目標にかかる適正処理率及び人口の内訳

年度	令和6年度（実績）	令和12年度	令和17年度	令和30年度
生活排水適正処理率	98.0 %	98.5 %	98.9 %	100 %
行政区域内人口	477,481 人	461,000 人	443,000 人	400,000 人
生活雑排水処理人口	467,923 人	454,087 人	438,216 人	400,000 人

## （3）処理計画

### ①下水道整備の推進と下水道への速やかな接続の促進

○計画処理区域内に残る下水道の未整備区域については、整備推進を図ります。

○計画処理区域内の下水道未接続世帯等については、早期に下水道に接続するよう訪問・郵送による啓発や情報提供を進めます。

### ②し尿・浄化槽汚泥の収集運搬

○くみとり便槽におけるし尿の収集運搬は、現行の業務委託の継続により対応し、くみとり便槽世帯が減少する状況下においても安定した収集運搬体制を確保します。

○浄化槽汚泥の収集運搬については、現行どおり許可業者が実施するものとし、今後も適正で安定した収集運搬体制を確保します。また、災害時には災害協定に基づいて協力要請を行い対応します。

### ③合併処理浄化槽の設置

○計画処理区域外については、合併処理浄化槽の設置により、適切な生活雑排水の処理を促進します。また、現在設置されている単独処理浄化槽については、訪問や郵送等による啓発により合併処理浄化槽への転換を促し、生活雑排水の処理を促進します。

### ④浄化槽の適正な維持管理の徹底

○浄化槽で処理を行っている世帯の浄化槽管理者に対して、定期的な保守点検、清掃及び定期検査について、訪問や郵送等による啓発を進め、適正な維持管理を促します。

### ⑤市民への広報・啓発活動

○生活排水の適正処理（下水道への接続、合併処理浄化槽の設置等）、浄化槽の適正管理及び処理能力の維持について情報提供、啓発活動及び環境教育等に努めます。

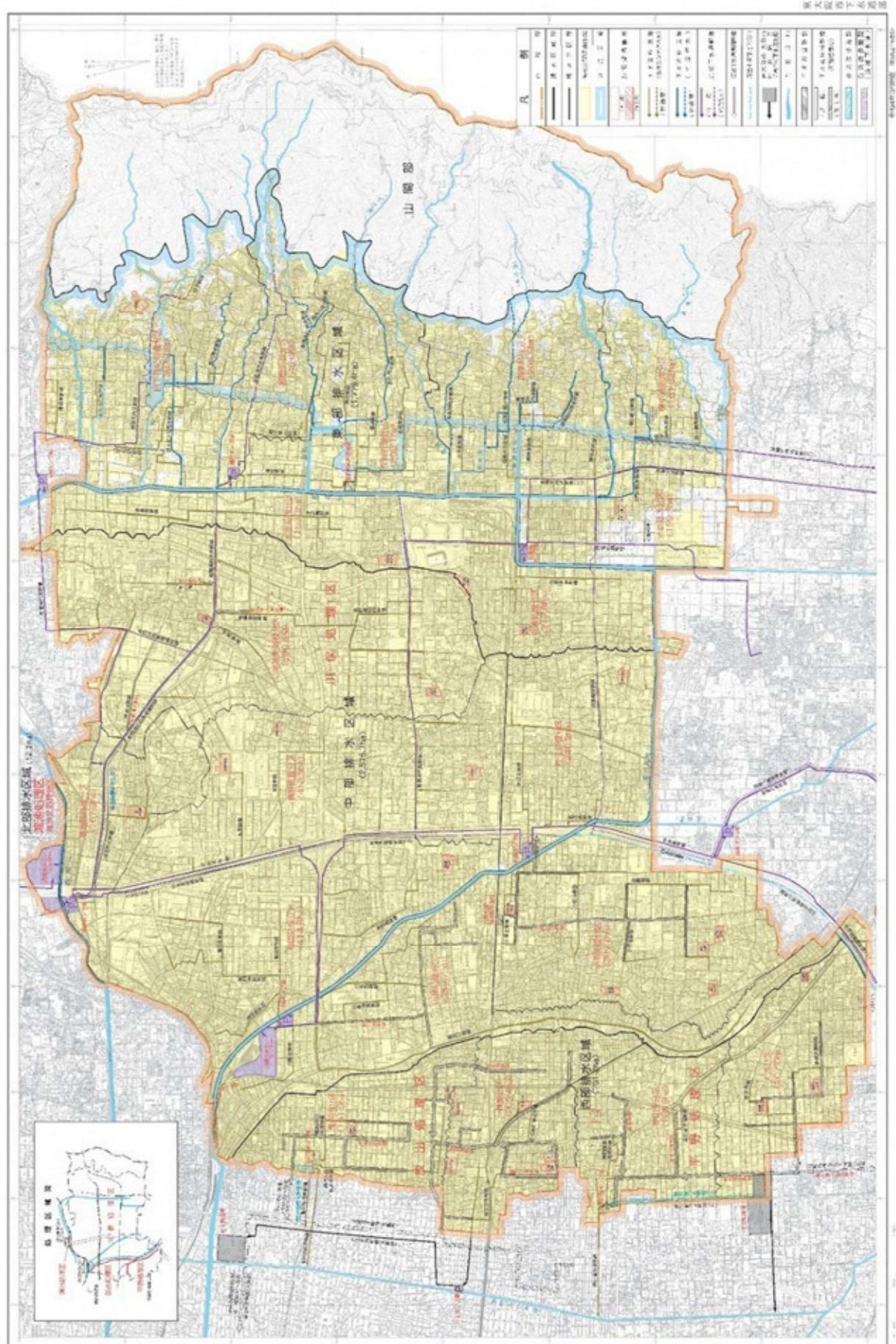


図 4-5 東大阪市下水道計画図